【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	耐震建物01 R3
提出年月日	令和３年３月31日

設工認に係る補足説明資料

耐震設計の基本方針に関する

耐震評価対象の網羅性，

既設工認との手法の相違点の整理について

目　　次

1.　再処理事業所の耐震評価について･･･ 1
1.1　今回設工認における評価対象施設の網羅性について････････････････････････ 5
1.2　設計基準対象施設の評価 ･･･ 5
1.3　重大事故等対処施設の評価 ･･ 11
1.4　1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設の評価････････････････････････････････ 11

2.　申請対象設備における既設工認との手法の相違点の整理について･････････････････････ 13
2.1　今回設工認における既設工認との手法の相違点の整理方針････････････････････ 13
2.2　相違点の整理結果 ･･ 14

3.　今回設工認における主な説明項目･･････････････････････････････････････ 18
3.1　機器・配管類 ･･･ 18
3.2　建物・構築物 ･･･ 19

添付－１－１　既設工認との比較による対象設備の網羅性（第１回申請分）（「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設）
添付－１－２　既設工認との比較による対象設備の網羅性（第１回申請分）（1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設）
添付－２　対象設備の評価部位の網羅性
添付－３　対象設備の評価項目（応力分類）の網羅性について
添付－４－１　建物・構築物に係る耐震評価フロー並びに評価対象一覧
添付－４－２　建物・構築物の評価部位一覧（「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設）
添付－４－３　建物・構築物の評価部位一覧（1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設）
添付－５－１　既設工認との手法の整理一覧表（機器・配管類の構造強度評価）
添付－５－２　既設工認との手法の整理一覧表（建物・構築物）
添付－６－１　設工認申請に対する主な説明事項（機器・配管類）
添付－６－２　今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）
添付－６－３－１　類型化における設備分類表（再処理施設）
添付－６－３－２　類型化における設備分類表（廃棄物管理施設）
添付－６－３－３　類型化における設備分類表（ＭＯＸ燃料加工施設）
添付－７－１　今回設工認における主な説明事項（建屋及び屋外機械基礎）
添付－７－２　今回設工認における主な説明事項（屋外重要土木構造物（洞道））
添付－７－３　今回設工認における主な説明事項（竜巻防護対策設備）

■：商業機密の観点から公開できない箇所

1.　再処理事業所の耐震評価について

設計及び工事の方法の認可申請書の第１回申請及び後次回申請における「耐震性に関する説明書」（以下「今回設工認」という。）においては，「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」，「廃棄物管理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）における耐震重要度分類に基づくＳクラス施設の耐震評価結果及び下位クラス施設のＳクラス施設への波及的影響の評価結果を示しており，その他のＢ，Ｃクラス施設については耐震評価方針を示している。

重大事故等対処施設のうち，Ｓクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備については耐震評価結果を示しており，その他のＢ，Ｃクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については今回設工認において耐震評価方針を示している。

また，基準地震動を1.2倍した地震力を考慮した地震時においても耐震性を確保することで重大事故等を起こさない設備（以下「1.2Ｓｓによる機能維持施設」という。），地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備（以下「重大事故対処系施設」という。）及びこれらを設置する建物・構築物（屋外重要土木構造物（洞道）を含む）（以下，これらを総称して「1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設」という。）についても，その耐震評価結果を示している。なお，機器・配管類の重大事故評価において 1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設の耐震評価結果については後次回申請にて示す。

本資料は，設工認の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の申請施設における評価対象施設，評価項目・部位の網羅性及び代表性を示すとともに再処理施設，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設（以下「再処理事業所」という。）における既設工認との評価手法の相違点を整理した上で，今回設工認における評価方法及び主要な説明項目を示すものである。本資料の適用範囲は，再処理施設，廃棄物管理施設及び MOX 燃料加工施設の添付書類「耐震性に関する説明書」とする。

なお，後次回での申請施設についても同様の整理を行い，申請にあわせて説明する。

申請施設の網羅性確認の観点から，設工認の添付書類「Ⅳ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に示す耐震重要度分類ごとの対象設備と「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」との紐付け整理を行った資料を，補足説明資料「申請対象設備と耐震重要度分類の関係について」に示す。

なお，本資料においては，新規制基準施行後に認可となった発電用原子炉施設の工認及び設工認を「新規制基準対応設工認」と記載する。

評価対象施設，評価項目・部位の網羅性及び代表性の確認手順を図 1－１及び図１－２に示す。

【評価対象施設及び評価項目・部位の網羅性・代表性確認手順の説明】

① 評価対象施設の選定

- 設工認の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の第１回申請における申請施設に対し，「Ⅳ-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」及び「Ⅳ-2-1-4-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」に基づき，設計基準対象施設についてはＳクラス施設，Ｓクラス施設の間接支持構造物及びＳクラス施設への波及的影響を考慮すべき設備を抽出し，重大事故等対処施設については常設耐震重要重大事故等対処設備，常設耐震重要重大事故等対処設備の間接支持構造物及び常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響を考慮すべき設備を抽出し，添付－１－１に整理した。
- あわせて，添付－１－１において既認可における記載内容との比較を行った。
- 1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設についても，設工認の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の第１回申請における申請施設から抽出し，添付－１－２に整理した。

②評価の実施

- 添付－１－１に整理した施設のうち，Ｓクラス施設及び常設重大事故等対処設備について，機器・配管類に係る評価部位を添付－２，応力分類を添付－３に，建物・構築物に係る評価部位及び評価内容について添付－４－１及び添付－４－２に整理し，評価を実施した。
- 添付－１－１に整理した施設のうち，Ｓクラス施設または常設耐震重要重大事故等対処設備に関連する間接支持構造物及びＳクラス施設または常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響を考慮すべき設備については，基準地震動Ｓｓによる評価を実施した。
- なお，上記に該当しないＢ，Ｃクラス施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備（Ｓクラス施設または常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響を考慮すべき設備を除く。）については，今回設工認において評価の方針を示した。
- 添付－１－２に整理した 1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設については，建物・構築物に係る評価部位及び評価内容について添付－４－３に整理し，評価を実施した。なお，屋外重要土木構造物（洞道）及び機器・配管類については，後次回申請にて示す。

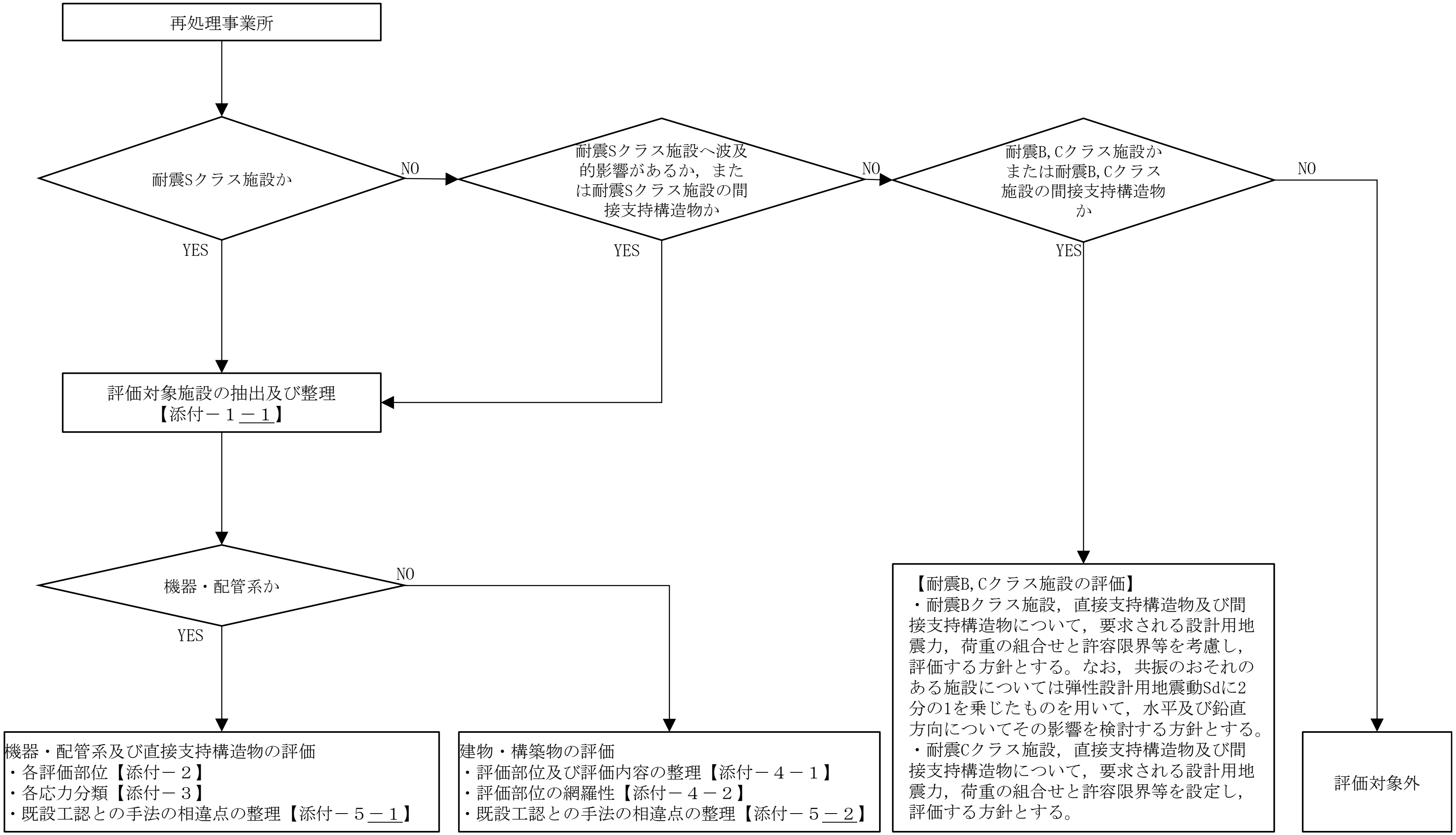

※重大事故等対処施設については，上図の「耐震Ｓクラス施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備」に，「耐震Ｂ，Ｃクラス施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」に読み替える。

図１－１　評価対象施設及び評価項目・部位の網羅性・代表性の確認手順

（「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設）

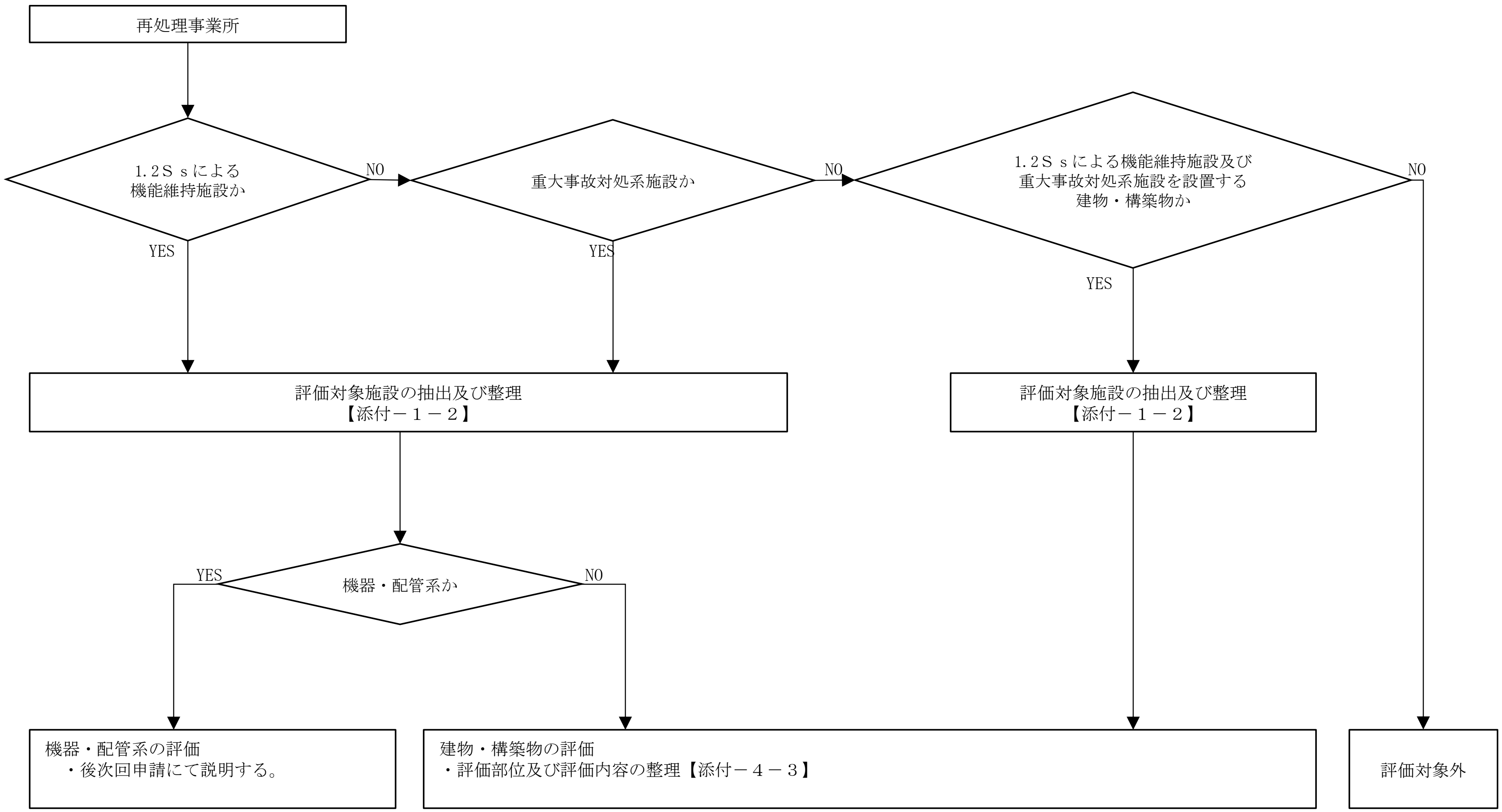

図１－２　評価対象施設及び評価項目・部位の網羅性・代表性の確認手順
（1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設）

1.1　今回設工認における評価対象施設の網羅性について

今回設工認における申請施設のうち，Ｓクラス施設，間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき設備について，「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づき評価対象施設を抽出する。

ここで，波及的影響を検討すべき設備については，「波及的影響に係る基本方針」において選定した下位クラス施設を抽出する。

また，1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設については，「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の第１回申請における申請施設から抽出する。

上記のとおり抽出されたＳクラス施設及び波及的影響を考慮すべき設備について，今回設工認における評価対象施設と既設工認における評価対象施設の比較を行う。

設工認の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」の第１回申請における申請施設について，評価対象施設を抽出した結果を添付－１－１及び添付１－２に示す。

1.2　設計基準対象施設の評価

1.2.1　Ｓクラス施設の評価

1.2.1.1　基準地震動Ｓｓによる評価

基準地震動Ｓｓによる評価は，耐震重要度分類におけるＳクラス施設に対して実施する。

ａ．機器・配管類

設備の評価については規格基準に基づく定型式及び計算機プログラムによる評価を実施し，そのうち配管類の標準支持間隔法は各建屋の配管類の仕様（口径，板厚）ごとに支持間隔を算出し，その際に用いる床応答曲線は各建屋の複数階層包絡又は階層ごとのものを適用している。

評価部位については，JEAG4601-1987 に基づき設備ごとに設定した既設工認における評価部位に対し，先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所７号機を参照して選定する。

評価結果については，機器・配管類は設備ごとに最も厳しい部位や設備の代表的な部位を記載し，そのうち配管類の標準支持間隔については各建屋の配管類の仕様ごと及び複数階層包絡又は階層ごとに記載する。また，弁類は型式ごとに最も厳しいものを選定し記載する。

ｂ．建物・構築物

建物・構築物については，先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所７号機を参照して選定した評価部位に対し，既認可及び先行発電プラントで実績のある評価手法に基づいて評価を実施する。評価結果については，評価部位ごとに最も厳しい部位を選定し，記載する。

第１回申請における評価対象施設が網羅されていること及びそれらの評価部位が既往の評価等と比べて必要な項目が網羅されていることの確認を以下のとおり行った。

(1)　対象設備の評価部位の網羅性について

a.　機器・配管類

機器・配管類における対象設備の評価部位については，先行発電プラントの設備と比較したものを添付－２に示す。

比較に当たっては，先行発電プラントと同様の設備又は再処理事業所特有の設備と類似している先行発電プラント設備の評価部位との比較を行う。ここで指している同様の設備とは機能及び構造から先行発電プラントと同一の設備を指し，先行発電プラントと類似している設備とは機能は異なるが設備の形状に応じた規格基準の応力分類が同一の設備を指す。

ここでは，先行発電プラントと同様の設備は「○」を示し，更にその右欄には，今回設工認における評価部位を「○」で示した上で，評価部位の選定理由についても併せて記載する。

この結果，第１回申請範囲の対象設備である安全冷却水Ｂ冷却塔及び配管（安全冷却水Ｂ冷却塔～前処理建屋）については，評価部位が網羅的に選定されていることを確認した。

b.　建物・構築物

今回設工認においては，評価対象施設ごとの評価部位及び評価方法について，既設工認と先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所７号機の新規制基準対応設工認との比較を行う。

建物・構築物の評価部位は，既設工認に基づき選定するとともに，東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所７号機の新規制基準対応設工認における建物・構築物の評価部位について参照した上で選定し，評価を行う。また，建物・構築物の基礎地盤の支持性能について，基準地震動Ｓｓによる接地圧が地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。

建物・構築物の躯体のうち，Ｓクラスの機能を有する部位（以下，「Ｓクラスの部位」という。）を構成する壁については建屋の一部であることから，構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し，鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。

Ｓクラスの部位を構成する床・天井スラブについては，地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力（又はひずみ）が許容限界を超えないことを確認する。

Ｓクラスの屋外重要土木構造物（洞道）については，構造部材の曲げ，せん断評価について，基準地震動Ｓｓによる最大層間変形角及び発生せん断力が許容限界を超えないことを確認する。また，基礎地盤の支持性能評価について，基準地震動Ｓｓによる接地圧が地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。

上記に基づき，添付－１－１に示した第１回申請における評価対象施設について，添付－４－１及び添付－４－２に示すとおり，評価部位及び評価方法を整理した。

Ｓクラスの部位のうち，燃料加工施設における重要区域を構成する壁については建屋の一部であることから，構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し，鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。

燃料加工施設における重要区域を構成する床・天井スラブについては，地震力と地震力以外の

荷重を組み合わせ，その結果発生する応力（又はひずみ）が許容限界を超えないことを確認する。

(2) 対象設備の評価項目（応力分類）の網羅性について

対象設備の評価項目（応力分類）の網羅性について添付－３に示す。

ここでは，第１回申請範囲となる対象設備について，JEAG4601・補－1984 等にて要求されている評価項目を左欄に示しており，その右側に各項目の評価実施有無を整理し，実施するものを「○」で示す。

なお，評価を省略した項目が一部あるが，それらは以下の理由により評価の省略が可能と整理している項目であり，既設工認時より評価項目としての記載を省略しているため，今回設工認においても記載は行わない。

①設備の構造上，当該応力が生じる部位がない。

②規格基準上，省略が可能。

③他の応力分類にて代表可能。

この結果，第１回申請範囲の対象設備である安全冷却水Ｂ冷却塔及び配管（安全冷却水Ｂ冷却塔～前処理建屋）については，JEAG4601・補－1984 等にて要求されている評価項目を網羅的に評価していることを確認した。

(3) 対象設備の耐震重要度分類の区分（主要設備等）を踏まえた整理について

第１回申請範囲となる対象設備について，耐震重要度分類ごとに主要設備，補助設備，直接支持構造物，間接支持構造物，波及的影響を考慮すべき設備に区分して整理した。

1.2.1.2　弾性設計用地震動Ｓｄによる評価

(1)　機器・配管類

機器・配管類の評価対象設備が弾性設計用地震動Ｓｄに対して概ね弾性状態にあることを確認するために，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力と，地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

(2)　建物・構築物

今回設工認においては，評価対象施設ごとの評価部位及び評価方法について，既設工認と先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所７号機の新規制基準対応設工認との比較を行う。建物・構築物の評価部位は，既設工認に基づき選定するとともに，東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所７号機の新規制基準対応設工認における建物・構築物の評価部位について参照した上で選定し，評価を行う。

建物・構築物のＳクラスの部位については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

Ｓクラスの屋外重要土木構造物（洞道）については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力度及び接地圧が許容限界を超えないことを確認する。

上記に基づき，添付－１－１に示した第１回申請における評価対象施設について，添付－４－１及び添付－４－２に示すとおり，評価部位及び評価方法を整理した。

Ｓクラスの部位のうち，燃料加工施設における重要区域を構成する壁及び床・天井スラブについては，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

また，ＭＯＸ燃料加工施設の事業変更許可申請書の添付書類五に示された燃料加工建屋固有の評価として，燃料加工建屋については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して層レベルで建屋全体として概ね弾性範囲に留まることを確認する。

1.2.1.3　静的地震力による評価

(1)　機器・配管類

既設の設備については，既設工認時より「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会）で求められている現在の建築基準法に基づく静的震度（Ci）に対する評価を実施している。

今回設工認において，弾性設計用地震動Ｓｄによる耐震評価については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と静的地震力（3.6Ci）のいずれか大きい方の地震力を用いて評価を行う。

(2)　建物・構築物

建物・構築物のＳクラスの部位については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

Ｓクラスの屋外重要土木構造物（洞道）については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力度及び接地圧が許容限界を超えないことを確認する。

1.2.2　Ｂクラス施設の評価

Ｂクラス施設及び直接支持構造物については，基本方針の計算方針に基づいた計算を行い，要求される設計用地震力，荷重の組合せ，許容限界等の考慮としては基本方針の耐震支持方針に基づき評価を行う方針とする。なお，共振のおそれのある設備については弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものを用いて，水平及び鉛直方向について評価する方針とする。

1.2.3　Ｃクラス施設の評価

Ｃクラス施設及び直接支持構造物については，要求される設計用地震力，荷重の組合せと許容限界等の考慮は基本方針の耐震支持方針に基づき評価を行う方針とする。

1.2.4　Ｓクラス施設の間接支持構造物の評価

Ｓクラス施設の間接支持構造物である建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる評価を実施する。あわせて，今回設工認について，既設工認と先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所７号機の新規制基準対応設工認との比較を行う。

Ｓクラス施設の間接支持構造物のうち建屋については，耐震壁の評価として，構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し，耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。また，建屋の基礎及び屋外機械基礎の評価として，地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力が許容限界を超えないこと及び接地圧が許容限界以下であることを確認する。また，建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。

Ｓクラス施設の間接支持構造物のうち屋外重要土木構造物（洞道）については，構造部材の曲げ，せん断評価について，基準地震動Ｓｓによる最大層間変形角及び発生せん断力が許容限界を

超えないことを確認する。また，基礎地盤の支持性能評価について，基準地震動Ｓｓによる接地圧が地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。

上記に基づき，添付－１－１に示した第１回申請における評価対象施設について，添付－４－１及び添付－４－２に示すとおり，間接支持構造物としての評価部位及び評価方法を整理した。

Ｓクラス施設の間接支持構造物のうち，燃料加工建屋については，耐震壁に対して構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し，鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認するとともに，基礎に対して地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力（又はひずみ）が許容限界を超えないことを確認する。

安全冷却水Ｂ冷却塔基礎については，地震力と地震力以外の荷重を組み合わせ，その結果発生する応力（又はひずみ）が許容限界を超えないことを確認する。

1.2.5　Ｂクラス施設の間接支持構造物の評価

Ｂクラス施設の間接支持構造物について，要求される設計用地震力，荷重の組合せと許容限界等を考慮し，評価する方針とする。

1.2.6　Ｃクラス施設の間接支持構造物の評価

Ｃクラス施設の間接支持構造物については，要求される設計用地震力，荷重の組み合わせと許容限界等を考慮し，評価する方針とする。

1.2.7　波及的影響を考慮すべき設備

Ｓクラス施設への波及的影響を考慮すべき設備については，検討すべき地震動（基準地震動Ｓｓ）を用いて評価を実施する。

波及的影響を考慮すべき設備については，「波及的影響に係る基本方針」の「3.　波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づく評価を行い，Ｓクラス施設の安全機能を損なわないことを確認する。

波及的影響を考慮すべき設備の評価部位及び評価方法についても，Ｓクラス施設及びＳクラス施設の間接支持構造物と同様に添付－４－１及び添付－４－２により整理した。

1.3　重大事故等対処施設の評価

常設耐震重要重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

Ｓクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備については，「1.2.1.1　基準地震動Ｓｓによる評価」，「1.2.4　Ｓクラス施設の間接支持構造物の評価」及び「1.2.7　波及的影響を考慮すべき設備」における「Ｓクラス施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備」に読み替えて評価を行う。

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，代替する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができるように設計する。

Ｂ，Ｃクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については，「1.2　設計基準対象施設の評価」における「Ｂクラス施設」を「Ｂクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」に，「Ｃクラス施設」を「Ｃクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」に読み替えて評価を行う。

1.4　1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設の評価

ａ．1.2Ｓｓによる機能維持施設

1.2Ｓｓによる機能維持施設については，基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して，必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計することとしている。

本項目に示す設備に関する具体的な耐震評価方法については，設備ごとの必要な機能を整理した上で，後次回申請にて説明する。

ｂ．重大事故対処系施設

重大事故対処系施設については，基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計することとしている。

本項目に示す設備に関する具体的な耐震評価方法については，設備ごとの必要な機能を整理した上で，後次回申請にて説明する。

ｃ．ａ．及びｂ．を設置する建物・構築物

上記ａ．及びｂ．を設置する建物・構築物のうち建屋については，耐震壁の評価として，構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し，基準地震動を 1.2 倍した地震力による耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。

上記ａ．及びｂ．を設置する建物・構築物のうち屋外重要土木構造物（洞道）については，構造部材の曲げ，せん断評価について，基準地震動を 1.2 倍した地震力による最大層間変形角及び発生せん断力が許容限界を超えないことを確認する。

上記に基づき，添付－１－２に示した第１回申請における評価対象施設について，添付－４－３に示すとおり，評価部位及び評価方法を整理した。

燃料加工建屋については，耐震壁に対して構造物全体としての変形能力を層レベルで評価し，鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひずみ度が許容限界を超えないことを確認する。

2.　申請対象設備における既設工認との手法の相違点の整理について

2.1　今回設工認における既設工認との手法の相違点の整理方針

申請対象施設について，既設工認との手法の相違点の整理を行う。整理方針を以下に示す。

まず，各評価部位の解析手法，解析モデル，減衰定数及びその他（評価条件の変更等）について既設工認と今回設工認で比較する。

次に解析手法，解析モデル，減衰定数及びその他（評価条件の変更等）が既設工認と今回設工認で異なる場合（既設工認の記載がない場合を含む）には，先行発電プラントである東海第二発電所及び柏崎刈羽原子力発電所７号機の新規制基準対応設工認を参照し，左記２プラントにて適用例がない場合はその他プラントにおける同じ手法の適用例の有無を整理する。

加えて，同じ手法の適用例があると整理したものについては，規格・基準類等に基づき，プラントの仕様等によらず適用性が確認された手法は“プラント共通の適用例”，プラント個別に適用性が確認された手法は“プラント個別の適用例”として整理する。

第１回申請の評価対象施設における評価手法と既設工認における評価手法との比較を実施し，添付－５－１，５－２のとおり一覧に整理した。整理に当たっては，添付－１－１及び添付－１－２で抽出された設備を対象とした。

2.2　相違点の整理結果

2.2.1　機器・配管類

2.2.1.1　手法の相違点

第１回申請範囲の対象設備である安全冷却水Ｂ冷却塔及び配管（安全冷却水Ｂ冷却塔～前処理建屋）について，添付－５－１において整理した結果，既設工認から評価手法を変更したものについて分類化し，以下のとおり内容を整理した。

なお，後次回申請設備についても同様の整理を実施する。

2.2.1.2　手法の変更項目に対する再処理事業所への適用性

手法の変更点について，変更項目を３項目に分別した上で適用性を示す。

(1)　先行発電プラントの知見を反映し変更した手法

ａ．屋外設備に対する自然現象による荷重の適用性について

屋外設備の評価においては，自然現象による荷重を考慮した評価を実施している。

自然現象による荷重の評価並びに地震荷重との組合せ方法は，先行発電プラントにおいて適用実績のある手法と同じであり，適用可能なものである。

先行発電プラントの知見を反映し変更した手法に対する後次回申請の主な説明事項としては，以下が該当する。

ｂ．機器・配管類の応力解析へのＦＥＭモデルの適用について

既設工認において，定型式，公式等による評価にて耐震計算を実施していた設備について，ＦＥＭモデル，多質点モデルを適用した耐震評価を実施している。ＦＥＭモデル，多質点モデルを用いて応力評価を行う手法は，既設工認及び先行発電プラントにおいて適用実績がある手法である。

(2)　鉛直方向地震の動的な取扱いを踏まえて適用する手法

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成 18 年 9 月 原子力安全委員会改定)」において鉛直方向地震力に対する動的な取扱いがなされており，先行発電プラントでの工認において適用実績のある手法と同じであり，適用可能なものである。

ａ．水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根による組合せ

今回設工認の評価では，鉛直方向の動的地震力が導入されたことから，水平方向と鉛直方向の地震力の組合せとして，二乗和平方根（以下，「SRSS」という。）法を用いる。SRSS 法による荷重の組合せは，先行発電プラントにおいて適用実績のある手法と同じであり，適用可能なものである。

後次回申請では，建屋毎に水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根による組合せの適用根拠となる生起時刻の差について示す。

(3)　より現実的な応答を模擬する観点から採用する手法

第１回申請範囲となる対象設備においては，該当なし。

より現実的な応答を模擬する観点から採用する手法に対する後次回申請の主な説明事項としては，以下が該当する。

ａ．最新知見として得られた減衰定数の適用性について

今回設工認において，減衰定数については，振動試験結果等を踏まえて設定した減衰定数（以下「最新知見として得られた減衰定数」という）を採用している。

最新知見として得られた減衰定数は，先行発電プラントにおいて適用実績のある減衰定数であり，適用可能なものである。

2.2.2　建物・構築物

添付－５－２における既設工認との相違点のうち，主な相違点を以下に示す。

なお，詳細については，補足説明資料「地震応答解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較」及び「応力解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較」に示す。

今回設工認における各解析での共通事項として，材料物性については，「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（1999 年日本建築学会)」(以下,「ＲＣ規準」という。）が既設工認時点から改訂されていることを踏まえ，コンクリート及び鉄筋のヤング係数並びにコンクリートのポアソン比をＲＣ規準に基づく値に再設定する。

なお，後次回申請設備についても同様の整理を実施する。

(1)　地震応答計算書における解析手法

ａ．燃料加工建屋

(a)入力地震動

地震応答解析モデルへの地震動入力について，水平方向及び鉛直方向共に，既設工認では一次元波動論に基づき当時の基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄに対する地盤の応答として評価したものを考慮しており，今回設工認では一次元波動論に基づき，事業変更許可申請書における基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄに対する地盤の応答として評価したものを用いる。

また，「(b)解析モデル」に示す通り，既設工認では建屋－地盤間相互作用については基礎底面地盤との相互作用のみ考慮しており，今回設工認では基礎底面地盤に加えて建屋側面地盤との相互作用を考慮していることから，地盤の応答の評価に当たっては基礎底面地盤に加えて建屋側面地盤を考慮している。

(b)解析モデル

地震応答解析に用いる解析モデルについて，既設工認では多質点系でモデル化しており，その考え方は今回設工認と同様であるが，既設工認時点からの階高の変更に伴う質点レベルの変更及び建屋の増床に伴う重量増加をモデルに反映している。

建屋－地盤間相互作用について，既設工認では基礎底面地盤ばねのみ考慮しており，建屋側面地盤ばねは考慮していないが，今回設工認ではNovakの方法により水平ばねを考慮する。

地盤の非線形特性について，既設工認では建屋側面地盤を考慮していないが，今回設工認では建屋側面地盤である六ヶ所層及び造成盛土のひずみ依存特性を考慮する。

ｂ．安全冷却水Ｂ冷却塔

(a)入力地震動

地震応答解析モデルへの地震動入力について，水平方向については，既設工認では一次元波動論に基づき基準地震動$Ｓ_1$及び$Ｓ_2$に対する地盤の応答として評価したものを考慮しており，今回設工認では一次元波動論に基づき基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄに対する地盤

の応答として評価したものを用いる。
鉛直方向については，既設工認では「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56 年 7 月 原子力安全委員会決定)」に基づき静的地震力を考慮しており，動的地震力に対する評価は行っていないが，今回設工認では一次元波動論に基づき基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄに対する地盤の応答として評価したものを用いる。

(b)解析モデル

地震応答解析に用いる解析モデルについて，既設工認では１軸多質点系でモデル化しており，その考え方は今回設工認と同様であるが，既設工認時点からモデルの精緻化を行い，多軸多質点系でモデル化している。

建屋－地盤間相互作用の考慮における基礎底面地盤の回転ばねの非線形特性について，既設工認では考慮していないが，今回設工認では，JEAG4601-1991 追補版に基づいて設定している。

(2)　耐震性についての計算書における解析手法

ａ．燃料加工建屋

(a) 重要区域の壁および天井・床スラブ（Sクラスの部位）

既設工認では重要区域については局所評価の対象としていなかったが，今回設工認において重要区域の耐震重要度分類をＳクラスに変更したことを踏まえ，重要区域の壁及び天井・床スラブについて，弾性設計用地震動Ｓｄ及び静的地震力（Ｓクラス）による発生応力が短期許容応力度を超えないこと，及び基準地震動Ｓｓによる発生ひずみが許容値を超えないことを確認する。

(b) 耐震壁（間接支持構造物）

評価方法については，既設工認と同様に，今回設工認では，基準地震動Ｓｓによる最大せん断ひずみ度が許容値を超えないことを確認する。

(c)基礎スラブ（間接支持構造物）

評価方法については，既設工認と同様に，今回設工認では，基準地震動Ｓｓによる発生応力が許容値を超えないことを確認する。

ｂ．安全冷却水Ｂ冷却塔

(a) 基礎スラブ（間接支持構造物）

評価方法について，既設工認では基準地震動$Ｓ_2$による発生応力が許容値を超えないことを確認した。

今回設工認では，基準地震動Ｓｓによる発生応力が許容値を超えないことを確認する。

3. 今回設工認における主な説明項目

3.1 機器・配管類

機器・配管類に係る今回設工認における主な説明項目の選定としては，事業許可との整合性に関する説明事項，既設工認からの変更点に係る説明事項，新規制基準における追加要求事項に係る説明事項及びその他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等に対して行い，第１回申請範囲における説明項目の概要を以下に示し，後次回申請範囲を含めた詳細は添付－６－１，添付－６－２，既設工認からの変更点に係る説明事項の詳細を添付－６－３－１～添付－６－３－３に示す。

設工認における主な説明項目に関する詳細な内容については申請にあわせて補足説明資料を準備したうえで示す。

(1) 事業許可との整合性に関する説明事項

建物・構築物にて実施する「一関東（いちのせきひがし）の鉛直地震動」の建屋応答を用い，機器・配管類に対する影響確認として影響確認方法及び確認結果を補足説明資料にて示す。

ａ．一関東の鉛直地震動に対する影響評価

(2) 既設工認からの変更点に係る説明事項

耐震補強に伴い既設工認から評価モデル及び評価条件である自然荷重の組合せ等を変更していることから，変更内容，考え方等について補足説明資料にて示す。

ａ．冷却塔の評価実施内容及び既設工認からの変更点

(3) 新規制基準における追加要求事項に係る説明事項

新規制基準による追加要求事項として，従来の水平１方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対し，設備の構造特性から水平２方向の組合せによる影響の可能性がある設備の抽出，確認を行っていることから，設備の抽出結果及び考え方について補足説明資料にて示す。

ａ．水平２方向の組合せに関する設備の抽出及び考え方

(4) その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等

先行発電プラントにおける工認審査以上の対応については，補足説明資料にて考え方及び確認方法等を示しているため，同様の対応として考え方及び確認方法等を補足説明資料にて示す。

また，当社と先行発電プラントとで方針に差異がある場合は，差異に対する考え方を補足説明資料にて示す。

ａ．鉛直方向の動的地震考慮による設備の浮き上がり等の影響

ｂ．動的地震力の二乗和平方根（SRSS）法による組合せ

ｃ．下位クラス施設の波及的影響の検討

ｄ．耐震計算書におけるＳｄ評価結果の記載方法

ｅ．配管支持構造物の耐震性確認方法

ｆ．配管設計における考慮事項

ｇ．地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価
ｈ．冷却塔の動的機能維持評価手法の適用

(5) その他

再処理事業所の申請対象設備を対象とした類型化による分類全体の考え方，分類の代表設備を補足説明資料にて示す。後次回申請設備に対しては第１回申請にて示した類型化の全体像を活用した上で，代表設備の説明を行う。説明対象となる代表設備の選定に当たっては，これら（1）～（4）に該当する項目が最も多い設備を選定し，効率的な説明を行う。

ａ．機器，配管類の類型化に対する分類の考え方

3.2　建物・構築物

建物・構築物に係る今回設工認における主な説明項目については，事業許可との整合性に関する説明事項，既設工認からの変更点に係る説明事項，新規制基準における追加要求事項に係る説明事項及びその他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等に分類し，添付－７－１～添付－７－３に整理した。

以下に，それぞれの主な説明項目について，選定の理由及び第１回申請及び後次回申請での説明方針を示す。

3.2.1　建屋及び屋外機械基礎

(1)事業許可との整合性に関する説明事項

以下に示す事項については，事業変更許可申請書においてその方針を記載した事項であることから，今回設工認における評価の考え方及び評価方法について補足説明資料にて説明を行う。

ａ．地盤モデルの設定

事業変更許可申請書では，建物・構築物への入力地震動の算定に当たっては，「解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮」し，「必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成」することとされている。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では，地質調査結果等のデータについて示したうえで，今回設工認における入力地震動の算定に用いている地盤モデルのパラメータ設定方法を補足説明資料にて示す。

今回設工認において用いている地盤モデルについては，再処理事業所全体で共通であることから，説明に当たっては，第１回申請において後次回申請対象建屋も含む再処理事業所全体における地盤モデルの考え方について説明を行う。

ｂ．一関東の鉛直地震動

事業変更許可申請書では，「基準地震動Ｓｓ－Ｃ４については，水平方向のみの地震動であることから，水平成分と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う際には，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震力（以下，「一関東評価用地震動（鉛直）」

という。）による地震力を用いる」こととされている。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では基準地震動Ｓｓに対しての評価を記載していることから，一関東評価用地震動（鉛直）による地震力を水平地震力と組み合わせた場合の，基準地震動Ｓｓによる評価への影響確認を実施することとし，その確認方法及び確認結果を補足説明資料にて示す。

一関東評価用地震動（鉛直）を用いた評価の考え方は，再処理事業所全体で共通であることから，第１回申請では，後次回申請対象建屋も含む確認方法及び第１回申請対象施設における確認結果について説明を行い，後次回の各建屋の申請回次では確認結果の提示のみ行う。

ｃ．1.2×Ｓｓ評価

事業変更許可申請書では，1.2Ｓｓによる機能維持施設及び重大事故対処系施設を設置する建物・構築物については，基準地震動を 1.2 倍した地震力に対し，建物・構築物全体としての変形能力について，許容限界を満足することとされている。

上記を踏まえ，「1.4　1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設の評価」に基づく評価方法及び結果について，今回設工認における「耐震性に関する説明書」において示している。なお，本評価に係る解析方針及び評価条件については，基準地震動Ｓｓによる評価と同じであることから補足説明資料として説明する内容は無いが，側面地盤ばねについて，基準地震動を 1.2 倍した地震動に対する地盤の有効せん断ひずみを踏まえた設定を行っていることから，この内容について，「(2) ｂ．埋め込み効果」にて説明を行う。

(2)既設工認からの変更点に係る説明事項

以下に示す事項については，既設工認から地震応答解析に用いる建屋モデルを変更していることから，その変更内容について補足説明資料にて説明を行う。

ａ．解析モデル及び手法の比較

再処理事業所における今回設工認では，建物・構築物の地震応答解析及び応力評価に用いるモデルについて変更を行っている。また，一部建物・構築物については，既設工認段階から設計の変更がされており，その変更内容をモデルに反映している。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では，各建物・構築物ごとに，既設工認段階からモデルの変更を行っている箇所と，変更の根拠となる設計変更の詳細な考え方を補足説明資料にて示す。

解析モデル及び手法の変更点並びに設計の変更有無については，建物・構築物ごとに異なることから，その内容については各建物・構築物の申請回次ごとに説明を行う。

ｂ．埋め込み効果

「ａ．解析モデル及び手法の比較」に示した再処理事業所における今回設工認における建物・構築物の地震応答解析に用いるモデルの変更点として，埋め込み効果を考慮して側面地盤ばねを設定していることが挙げられる。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では，建物・構築物の地震応答解析に用いるモデルに考慮している側面地盤ばねの設定方法及び結果について，補足説明資料にて示す。

説明に当たっては，解析モデル及び手法の変更点並びに設計の変更有無については，建物・構築物ごとに異なることから，各建物・構築物の申請回次ごとに説明を行う。

地盤ばねの設定方法については，再処理事業所全体で共通であることから，第１回申請では，後次回申請対象建屋も含む設定方針及び第１回申請対象施設における設定結果について説明を行い，後次回の各建屋の申請回次では，設定結果の提示のみ行う。

(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項

以下に示す事項については，新規制基準による追加要求事項であり，既設工認では実施していない評価であることから，その評価方法及び評価結果について補足説明資料にて説明を行う。

ａ．水平２方向（評価部位の抽出）
ｂ．水平２方向（３次元ＦＥM応答解析）
ｃ．観測記録シミュレーション

上記ａ．～ｃ．については，新規制基準における追加要求事項である水平 2 方向及び鉛直方向の地震動の組合せに関する内容であり，今回設工認における「水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」及び「建物・構築物の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」にてその評価方針及び結果を示している。

上記を踏まえ，水平 2 方向及び鉛直方向地震動の組合せに関する影響評価対象の抽出の考え方及びその根拠について，補足説明資料にて示す。

影響評価対象の抽出の考え方については，再処理事業所全体で共通であることから，第１回申請では，後次回申請対象建屋も含む抽出の考え方，抽出結果及び第１回申請対象施設における抽出の根拠について説明を行い，後次回の各建屋の申請回次では，抽出の根拠について提示のみ行う。

なお，「ｃ．地震観測シミュレーション」については，第 1 回申請対象施設については地震観測が実施されておらず補足説明資料を作成しないことから，後次回の各建屋の申請回次にて地震観測記録を用いたシミュレーションを実施している建屋について，補足説明資料を示す。

(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等

以下に示す事項については，先行発電プラントにおける工認審査において，補足説明資料を提出している実績があり，耐震評価の前提条件に係る考え方及びそのエビデンスを補足説明資料にて示しているものであることから，今回設工認において再処理事業所の建物・構築物の考え方を反映した上で，先行発電プラントと同様の補足説明資料にて説明を行う。

ａ．液状化の取り扱い

本項目は先行発電プラントの審査にて地盤の支持性能に係る内容として示されている項目である。建物・構築物の設計用地下水位の設定について示すとともに，設計用地下水位の設定に

あたり地下水排水設備に期待している場合には，地下水排水設備の設置状況や稼働実績等のデータを補足説明資料にて示す。なお，地下水排水設備については，設計用地下水位維持の前提となっていることから，基準地震動Ｓｓに対してその機能を維持する設計とすることから，その方針についても補足説明資料にて示す。

また，設計用地下水位の設定にあたり地下水排水設備に期待していない建物・構築物については，液状化による耐震性への影響を評価し，その評価方法及び結果を補足説明資料にて示す。

第１回申請では，後次回申請対象建屋も含む再処理事業所の敷地全体における設計用地下水位の設定方針及び設定結果に加え，その根拠として地下水位に係るデータ及び地下水排水設備の設置状況や稼働実績について説明を行うとともに，設計用地下水位の設定に地下水排水設備に期待していない建物・構築物については，液状化による耐震性への影響評価方針について説明を行う。後次回の各建屋の申請回次では，液状化による耐震性への影響評価方法及び結果について説明を行う。

ｂ．隣接効果

本項目は先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目である。建物・構築物の地震応答解析は，埋め込みを考慮した建屋ごとに独立したモデルを用いた評価を実施しており，隣接建屋による影響は考慮していないことから，隣接建屋による地震応答解析結果への影響を確認し，その内容を補足説明資料にて示す。

建物の立地的・配置的特徴を踏まえると，再処理施設の「前処理建屋」，「分離建屋」，「高レベル廃液ガラス固化建屋」，「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋」の建屋群及び「制御建屋」とその周辺の下位クラス施設の間接支持構造物である建屋，廃棄物管理施設の「ガラス固化体貯蔵建屋」，「ガラス固化体貯蔵建屋Ｂ棟」，「ガラス固化体受入れ建屋」の建屋群が，特に密集・近接した配置となっていることから，これらの建屋群について，隣接建屋による地震応答解析結果への影響確認方法及び結果を補足説明資料にて示す。

第１回申請では，後次回申請対象建屋も含む再処理事業所の敷地全体において隣接建屋の影響を考慮すべき建屋のスクリーニング結果について説明を行い，後次回の各建屋の申請回次では，上記建屋群における隣接建屋による地震応答解析結果への影響について，確認方法及び結果を説明する。

ｃ．スケルトンカーブの設定
ｄ．ＲＣ減衰定数
ｅ．材料物性のばらつき
ｆ．応力解析モデルのモデル化
ｇ．地震荷重の入力方法
ｈ．組合せ係数法の適用
ｉ．断面の評価部位
ｊ．２重床等のディティール

上記ｃ．～ｊ．については，先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている

項目であり，モデル化及び評価条件の設定根拠となるものである。

これらについては，再処理事業所全体で考え方は共通であることから，第１回申請では，後次回申請対象建屋も含むモデル化及び評価条件の考え方並びに第１回申請対象施設における設定根拠を補足説明資料にて示し，後次回の各建屋の申請回次では，モデル化及び評価条件の設定結果を示した補足説明資料の提出を行い，必要に応じて説明を行う。なお，ｆ．及びｇ．については，評価部位によって考え方が異なる部分があることから，後次回申請にて評価部位ごとに代表建屋を選定し，第１回申請との差異について説明を行う。

3.2.2　屋外重要土木構造物（洞道）

(1)事業許可との整合性に関する説明事項

以下に示す事項については，事業変更許可申請書においてその方針を記載した事項であることから，今回設工認における評価の考え方及び評価方法について後次回申請にて説明を行う。

ａ．地盤モデルの設定

事業変更許可申請書では，建物・構築物への入力地震動の算定に当たっては，「解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮」し，「必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成」することとされている。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では，地質調査結果等のデータについて示したうえで，今回設工認における入力地震動の算定に用いている地盤モデルのパラメータ設定方法を補足説明資料にて示す。

今回設工認において用いている地盤モデルについては，再処理事業所全体で共通であることから，説明に当たっては，第１回申請において後次回申請対象である屋外重要土木構造物（洞道）も含む再処理事業所全体における地盤モデルの考え方について説明を行う。

ｂ．一関東の鉛直地震動

事業変更許可申請書では，「基準地震動Ｓｓ－Ｃ４については，水平方向のみの地震動であることから，水平成分と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う際には，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震力（以下，「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いる」こととされている。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では，屋外重要土木構造物（洞道）の耐震評価における一関東評価用地震動（鉛直）の地震力を水平地震力と組み合わせた評価の考え方及び評価結果を後次回申請にて示す。

ｃ．1.2×Ｓｓ評価

再処理事業所における今回設工認では，「1.4　1.2Ｓｓを考慮する重大事故施設の評価」に示したとおり，事業変更許可申請書では，選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物については，基準地震動を 1.2 倍した地震力に対し，建物・構築物全体としての

変形能力について，許容限界を満足する旨の記載がされている。

上記を踏まえ，基準地震動を1.2倍した地震力に対する屋外重要土木構造物（洞道）の評価方法及び結果について，後次回申請にて示す。

(2)既設工認からの変更点に係る説明事項

以下に示す事項については，既設工認から地震応答解析に用いる解析モデルを変更していることから，その変更内容について後次回申請にて説明を行う。

ａ．解析モデル及び手法の比較

再処理事業所における今回設工認では，屋外重要土木構造物（洞道）の地震応答解析及び耐震評価に用いるモデルについて変更を行っている。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では，既設工認段階からモデルの変更を行っている箇所と，変更の根拠となる設計変更の詳細な考え方を後次回申請にて示す。

ｂ．洞道側方の地盤改良，隣接構造物の考慮

「ａ．解析モデル及び手法の比較」に示した再処理事業所における今回設工認における屋外重要土木構造物（洞道）の地震応答解析に用いるモデルの変更点として，洞道側方の地盤改良，隣接構造物を考慮していることが挙げられる。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では，屋外重要土木構造物（洞道）の地震応答解析に用いるモデルにおける洞道側方の地盤改良，隣接構造物の考慮方法について，後次回申請にて示す。

ｃ．材料非線形解析

再処理事業所における今回設工認における屋外重要土木構造物（洞道）の耐震評価において，基準地震動Ｓｓに対する耐震評価については，先行発電炉の工認審査において適用実績のある「原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル」((社)土木学会，2005年)を参照している。このうち，せん断に対する評価においては，せん断耐力評価式による評価を基本としているが，発生するせん断力がせん断耐力評価式によるせん断耐力を上回る場合には材料非線形解析による評価を実施することとしている。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では，屋外重要土木構造物（洞道）の耐震評価における材料非線形解析の手法及び結果について，後次回申請にて示す。

(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項

以下に示す事項については，新規制基準による追加要求事項であり，既設工認では実施していない評価であることから，その評価方法及び評価結果について後次回申請にて説明を行う。

ａ．水平２方向影響評価

本項目については，新規制基準における追加要求事項である水平2方向及び鉛直方向の地震

動の組合せに関する内容であり，今回設工認における「水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に基づき，屋外重要土木構造物（洞道）の水平２方向及び鉛直方向地震力に関する影響評価を実施している。

上記を踏まえ，屋外重要土木構造物（洞道）の水平２方向及び鉛直方向地震動の組合せに関する影響評価における評価対象構造物の選定及び評価結果について，後次回申請にて示す。

(4)その他先行発電プラントの審査実績を踏まえた説明事項等

以下に示す事項については，先行発電プラントにおける工認審査において，補足説明資料を提出している実績があり，耐震評価の前提条件に係る考え方及びそのエビデンスを補足説明資料にて示しているものであることから，今回設工認において再処理事業所の屋外重要土木構造物（洞道）の考え方を反映した上で，先行発電プラントと同様の補足説明資料にて説明を行う。

ａ．液状化の取り扱い

本項目は先行発電プラントの審査にて地盤の支持性能に係る内容として示されている項目である。屋外重要土木構造物（洞道）の設計用地下水位の設定について示すとともに，液状化による耐震性への影響を評価し，その評価方法及び結果を補足説明資料にて示す。

第１回申請では，後次回申請である屋外重要土木構造物（洞道）については，液状化による耐震性への影響評価方針について説明を行い，影響評価結果は後次回の屋外重要土木構造物（洞道）の申請回次では，液状化による耐震性への影響評価方法及び結果について説明を行う。

ｂ．評価対象断面の代表性

本項目は先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目である。屋外重要土木構造物（洞道）の耐震評価については，洞道の構造的特徴等を踏まえ既設工認評価断面を対象に検討を実施していることから，評価断面の代表性について整理し，その内容を後次回申請にて示す。

ｃ．隣接建屋影響

本項目は先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目である。屋外重要土木構造物（洞道）の地震応答解析の設定に当たっては，隣接建屋を考慮しないことを基本としており，隣接建屋による影響は考慮していないことから，隣接建屋による地震応答解析結果への影響を確認し，その内容を後次回申請にて示す。

ｄ．断層交差部の影響

本項目は先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目である。屋外重要土木構造物（洞道）の地震応答解析モデルの設定に当たっては，洞道のほとんどの区間において断層とは交差していないことから断層を考慮していないが，一部交差している箇所があることから，断層を考慮することによるによる地震応答解析結果への影響を確認し，その内容を後次回申請にて示す。

ｅ．物性のばらつきの影響評価

ｆ．位相反転影響

ｇ．ひずみ依存特性設定の影響

上記ｅ．～ｇ．については，先行発電プラントの審査にて補足説明資料として示されている項目であり，モデル化及び評価条件の設定根拠となるものであることから，後次回申請にて説明する。

3.2.3　飛来物防護ネット

飛来物防護ネットに係る今回設工認における主な説明項目については，「耐震建物 23【補足説明資料】安全冷却水Ｂ冷却塔 竜巻防護ネットの耐震性評価に関する補足説明」にて以下の内容を示す。

(1) 事業許可との整合性に関する説明事項

ａ．地盤モデルの設定

事業変更許可申請書では，建物・構築物への入力地震動の算定にあたっては，「解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮」し，「必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成」することとされている。

上記を踏まえ，再処理事業所における今回設工認では，地質調査結果等のデータについて示したうえで，今回設工認における入力地震動の算定に用いている地盤モデルのパラメータ設定方法を補足説明資料にて示す。

今回設工認において用いている地盤モデルについては，再処理事業所全体で共通であることから，説明にあたっては，第１回申請において後次回申請対象建屋も含む再処理事業所全体における地盤モデルの考え方について説明を行う。

ｂ．一関東の鉛直地震動

事業変更許可申請書では，「基準地震動Ｓｓ－Ｃ４については，水平方向のみの地震動であることから，水平成分と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う際には，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震力（以下，「一関東評価用地震動（鉛直)」という。）による地震力を用いる」こととされている。

以上のことから, 一関東の鉛直地震動を考慮し, 水平方向の地震力と組み合わせた場合の基準地震動Ｓｓへの影響確認を行い，その確認方法及び結果について示す。

一関東評価用地震動（鉛直）を用いた評価の考え方は，再処理事業所全体で共通であることから，第１回申請では，時刻歴評価を実施する設備の確認方法及び確認結果について説明を行い，後次回の設備の申請回次では確認結果の提示のみ行う。なお，床応答曲線による評価を実施する設備については新たに代表設備を設け，後次回申請にて示す。

(2)既設工認からの変更点に係る説明事項

該当なし。

(3) 新規制基準における追加要求事項に係る説明事項

a. 水平2方向（評価部位の抽出）

新規制基準による追加要求事項として，従来の水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対し，設備の構造特性から水平 2 方向の組み合わせによる影響の確認を行っていることから，安全冷却水B冷却塔竜巻防護ネットについて影響確認結果を補足説明資料にて示す。

水平2方向の組合せによる評価は，再処理事業所全体で共通であることから，第1回申請では，時刻歴評価を実施する設備の確認方法及び確認結果について説明を行い，後次回の設備の申請回次では確認結果の提示のみ行う。なお，床応答曲線による評価を実施する設備については新たに代表設備を設け，後次回申請にて示す。

(4) その他先行発電プラントの審査実績踏まえた説明事項等

先行発電プラントにおける工認審査以上の対応については，補足説明資料にて考え方及び確認方法等を示しているため，同様の対応として考え方及び確認方法等を補足説明資料にて示す。

また，当社と先行発電プラントとで方針に差異がある場合は，差異に対する考え方を補足説明資料にて示す。

以下の評価は，再処理事業所全体で共通であることから，第1回申請では，時刻歴評価を実施する設備の確認方法及び確認結果について説明を行い，後次回の設備の申請回次では確認結果の提示のみ行う。なお，床応答曲線による評価を実施する設備については新たに代表設備を設け，後次回申請にて示す。

a．材料非線形解析
b．減衰定数
c．材料物性のばらつき
d．応力解析モデルのモデル化
e．地震荷重の入力方法
f．組合せ係数法の適用
g．風荷重影響
h．液状化の取り扱い

3.2.4　排気筒及び換気筒

排気筒及び換気筒に係る今回設工認における主な説明項目については，説明方針について整理の上，後次回申請にて示す。

既設工認との比較による対象設備の網羅性（第１回申請分）
（「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設）

■耐震Sクラス施設

<table>
<tr><th colspan="4">設備名称[注1]
（耐震設計S表記のうち，Sクラス設備）</th><th>今回設工認記載内容
Ｓクラス設備[注２]</th><th>（参考）既設工認記載
Ｓクラス設備（建設時Ａｓ，Ａ）[注３]</th><th>備 考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再処理施設</td><td rowspan="2">その他再処理設備の附属施設</td><td rowspan="2">安全冷却水系</td><td>安全冷却水Ｂ冷却塔</td><td>安全冷却水Ｂ冷却塔</td><td>安全冷却水Ｂ冷却塔</td><td>―</td></tr>
<tr><td>配管</td><td>安全冷却水Ｂ冷却塔～前処理建屋[注３]</td><td>安全冷却水Ｂ冷却塔まわり配管</td><td>―</td></tr>
<tr><td>MOX燃料加工施設</td><td>成形施設</td><td colspan="2">燃料加工建屋
（安全上重要な施設である構築物）</td><td>重要区域の壁及び床</td><td>―</td><td>・今回設工認において安全上重要な施設として新たに選定</td></tr>
</table>

注1：設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理に基づく設備名称を記載している。
注2：今回設工認本文に記載されている設備・部位等について，今回設工認本文に準じて名称を示す。
注2：既設工認本文に記載されている設備・部位等について，既設工認本文に準じて名称を示す。
注3：申請範囲は，安全冷却水B冷却塔から前処理建屋までの配管のうち，安全冷却水B冷却塔から見て洞道手前の配管拘束部までの範囲である。

■耐震Sクラス施設の間接支持構造物または波及的影響に係る耐震評価を実施する施設

<table>
<tr><th colspan="2">今回設工認記載内容
Sクラス設備[注１]</th><th>種別</th><th>今回設工認における評価対象
耐震Sクラス施設の間接支持構造物または
波及的影響に係る耐震評価を実施する施設</th><th>（参考）既設工認における評価対象
耐震Sクラス施設の間接支持構造物または
波及的影響に係る耐震評価を実施する施設</th><th>備 考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">再処理施設</td><td rowspan="3">安全冷却水B冷却塔
配管（安全冷却水B冷却塔～前処理建屋）</td><td>間接支持構造物</td><td>安全冷却水Ｂ冷却塔基礎</td><td>再処理設備本体用安全冷却水冷却塔Ｂ基礎</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">波及的影響に係る耐震評価を実施する施設</td><td>安全冷却水Ｂ冷却塔　飛来物防護ネット</td><td>―</td><td>・新規設置</td></tr>
<tr><td>分析建屋</td><td>―</td><td>・後次回申請にて説明</td></tr>
<tr><td rowspan="2">MOX燃料加工施設</td><td rowspan="2">重要区域の壁及び床</td><td>間接支持構造物</td><td>燃料加工建屋</td><td>燃料加工建屋</td><td></td></tr>
<tr><td>波及的影響に係る耐震評価を実施する施設</td><td>排気筒</td><td>―</td><td>・後次回申請にて説明</td></tr>
</table>

注1：今回設工認本文に記載されている設備・部位等について，今回設工認本文に準じて名称を示す。

既設工認との比較による対象設備の網羅性（第１回申請分）
（1.2Ssを考慮する重大事故施設）

■1.2Ssによる機能維持施設

	設備名称[注1] （1.2Ssによる機能維持施設）	今回設工認記載内容 1.2Ssによる機能維持施設[注2]	1.2Ssによる機能維持施設を設置する建物・構築物	備 考
再処理施設	―	―	―	―
MOX燃料加工施設	燃料加工建屋に設置される1.2Ssによる機能維持施設については、後次回申請にて示す。	燃料加工建屋に設置される1.2Ssによる機能維持施設については、後次回申請にて示す。	燃料加工建屋	

注1:設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理に基づく設備名称を記載している。
注2:今回設工認本文に記載されている設備・部位等について，今回設工認本文に準じて名称を示す。

■重大事故対処系施設

	設備名称[注1] （重大事故対処系施設）	今回設工認記載内容 重大事故対処系施設[注１]	重大事故対処系施設を設置する建物・構築物	備 考
再処理施設	―	―	―	―
MOX燃料加工施設	燃料加工建屋に設置される重大事故対処系施設については、後次回申請にて示す。	燃料加工建屋に設置される重大事故対処系施設については、後次回申請にて示す。	燃料加工建屋	

注1:設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理に基づく設備名称を記載している。
注2:今回設工認本文に記載されている設備・部位等について，今回設工認本文に準じて名称を示す。

対象設備の評価部位の網羅性

評価対象設備			耐震重要度分類	再処理施設における既設工認記載設備・部位	先行発電プラントの工認記載設備・部位		今回設工認における評価		評価部位の選定理由	理由番号 ①:構造上他の部位で代表可能 ②過去の評価実績から他の部位で代表可能 ③:過去の評価実績から裕度を十分に有する ④該当する部位がない
設　　備	機器名称 ／ 評価部位				構造強度	機能維持	構造強度	機能維持		
安全冷却水B冷却塔	伝熱管		S	○	－	－	○	－	主要部位(当該プラントでの既設工認評価部位)であるため評価対象とする。	－
	取付ボルト	原動機	S	○			○			
		減速機	S	○			○			
		ファンリングサポート	S	○			○			
		管束	S	○			○			
		ルーバ	S	○			○			
	支持架構		S	○			○			
	基礎ボルト		S	○			○			
	ファン		S	○			－	○	機能維持の観点で評価対象とする。	
配管 (安全冷却水B冷却塔～前処理建屋)	配管	本体	S	○	○	－	○	－	主要部位(当該プラントでの既設工認評価部位)であるため評価対象とする。	－
		サポート	S	－	○		○		主要部位であるため評価対象とする。	－

対象設備の評価項目（応力分類）の網羅性について

<table>
<tr><th colspan="2">設備名称
設備分類</th><th colspan="2">許容限界</th><th>許容限界に記載されている応力分類を評価しているか？
（設工認記載のSs評価を対象とする。）
（評価する場合「○」，省略している場合「×」，組合せ応力他にてまとめて評価している場合「（○）」）</th><th>左記で省略している場合，省略理由を記載</th><th>既設工認での実施の有無
○：実施有
×：実施無
—：既工認対象外</th><th>省略理由分類
①構造上，当該応力が生じる部位がない。
②規格基準上，要求されていない。
③他の応力分類にて代表できる。</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">安全冷却水B冷却塔　伝熱管
（配管類）</td><td colspan="2">一次一般膜応力</td><td>×</td><td>一次一般膜応力より，一次応力が厳しい評価となるため，一次一般膜応力の評価は省略。</td><td>×</td><td>③</td></tr>
<tr><td colspan="2">一次応力（曲げ応力を含む）</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一次＋二次応力</td><td>○</td><td rowspan="2">※：規格基準（JEAG4601・補1984）に従い，一次＋二次応力で求めた応力範囲が2Sy以下であることを確認しているため疲労評価は不要。</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一次＋二次＋ピーク応力</td><td>○※</td><td>○※</td><td>②</td></tr>
<tr><td rowspan="14">安全冷却水B冷却塔
（支持構造物）</td><td rowspan="11">ボルト以外</td><td rowspan="6">一次応力</td><td>引張</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>せん断</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>圧縮</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>曲げ</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>支圧</td><td>×</td><td>支圧評価についてはピン，すべり支承，ローラ支承等の接触部が対象となり，このような接触部がないため省略。</td><td>×</td><td>①</td></tr>
<tr><td>組合せ</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">一次＋二次応力</td><td>引張　圧縮</td><td>×</td><td>自重による荷重も含めた一次応力評価に包絡されているため省略。</td><td>×</td><td>③</td></tr>
<tr><td>せん断</td><td>×</td><td>自重による荷重も含めた一次応力評価に包絡されているため省略。</td><td>×</td><td>③</td></tr>
<tr><td>曲げ</td><td>×</td><td>自重による荷重も含めた一次応力評価に包絡されているため省略。</td><td>×</td><td>③</td></tr>
<tr><td>支圧</td><td>×</td><td>支圧評価についてはピン，すべり支承，ローラ支承等の接触部が対象となり，このような接触部がないため省略。</td><td>×</td><td>①</td></tr>
<tr><td>座屈</td><td>×</td><td>自重による荷重も含めた一次応力評価に包絡されているため省略。</td><td>×</td><td>③</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ボルト等</td><td rowspan="3">一次応力</td><td>引張</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>せん断</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>（組合せ）</td><td>（○）</td><td>せん断を組み合わせた引張評価を行っているため省略。</td><td>×</td><td>③</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">配管（安全冷却水B冷却塔～前処理建屋）
（配管類）</td><td colspan="2">一次一般膜応力</td><td>×</td><td>一次一般膜応力より，一次応力が厳しい評価となるため，一次一般膜応力の評価は省略。</td><td>×</td><td>③</td></tr>
<tr><td colspan="2">一次応力（曲げ応力を含む）</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一次＋二次応力</td><td>×</td><td>二次応力が発生する荷重が作用しないため省略。</td><td>×</td><td>①</td></tr>
<tr><td colspan="2">一次＋二次＋ピーク応力</td><td>×</td><td>二次応力が発生する荷重が作用しないため省略。</td><td>×</td><td>①</td></tr>
<tr><td rowspan="11">配管（安全冷却水B冷却塔～前処理建屋）
（支持構造物）</td><td rowspan="11">レストレイント</td><td rowspan="6">一次応力</td><td>引張</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>せん断</td><td>（○）</td><td>組合せ応力に含めて評価を行っているため省略。</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>圧縮</td><td>（○）</td><td>組合せ応力に含めて評価を行っているため省略。</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>曲げ</td><td>（○）</td><td>組合せ応力に含めて評価を行っているため省略。</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>支圧</td><td>×</td><td>対象無し</td><td>－</td><td>①</td></tr>
<tr><td>組合せ</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">一次＋二次応力</td><td>引張　圧縮</td><td>×</td><td rowspan="5">配管の支持構造物は，以下発生荷重の考え方により，一次＋二次応力評価を省略し，一次応力評価で代表して評価を実施している。
・配管の支持構造物に作用する荷重を，一次と二次に分類すると，以下の通りである。
　一次：自重，機械的荷重，地震慣性力
　二次：熱膨張荷重，地震相対変位による荷重
・一方，配管の支持構造物の評価では，一次応力評価において一次応力の許容値に対し一次と二次応力全ての荷重を足し合わせることを想定した応力による確認を行っている。
・したがって，一次応力評価においては二次応力も含めた保守的な発生荷重となるよう評価を実施することで，一次＋二次応力を省略している。</td><td>－</td><td rowspan="5">③</td></tr>
<tr><td>せん断</td><td>×</td><td>－</td></tr>
<tr><td>曲げ</td><td>×</td><td>－</td></tr>
<tr><td>支圧</td><td>×</td><td>－</td></tr>
<tr><td>座屈</td><td>×</td><td>－</td></tr>
</table>

建物・構築物に係る耐震評価フロー並びに評価対象一覧

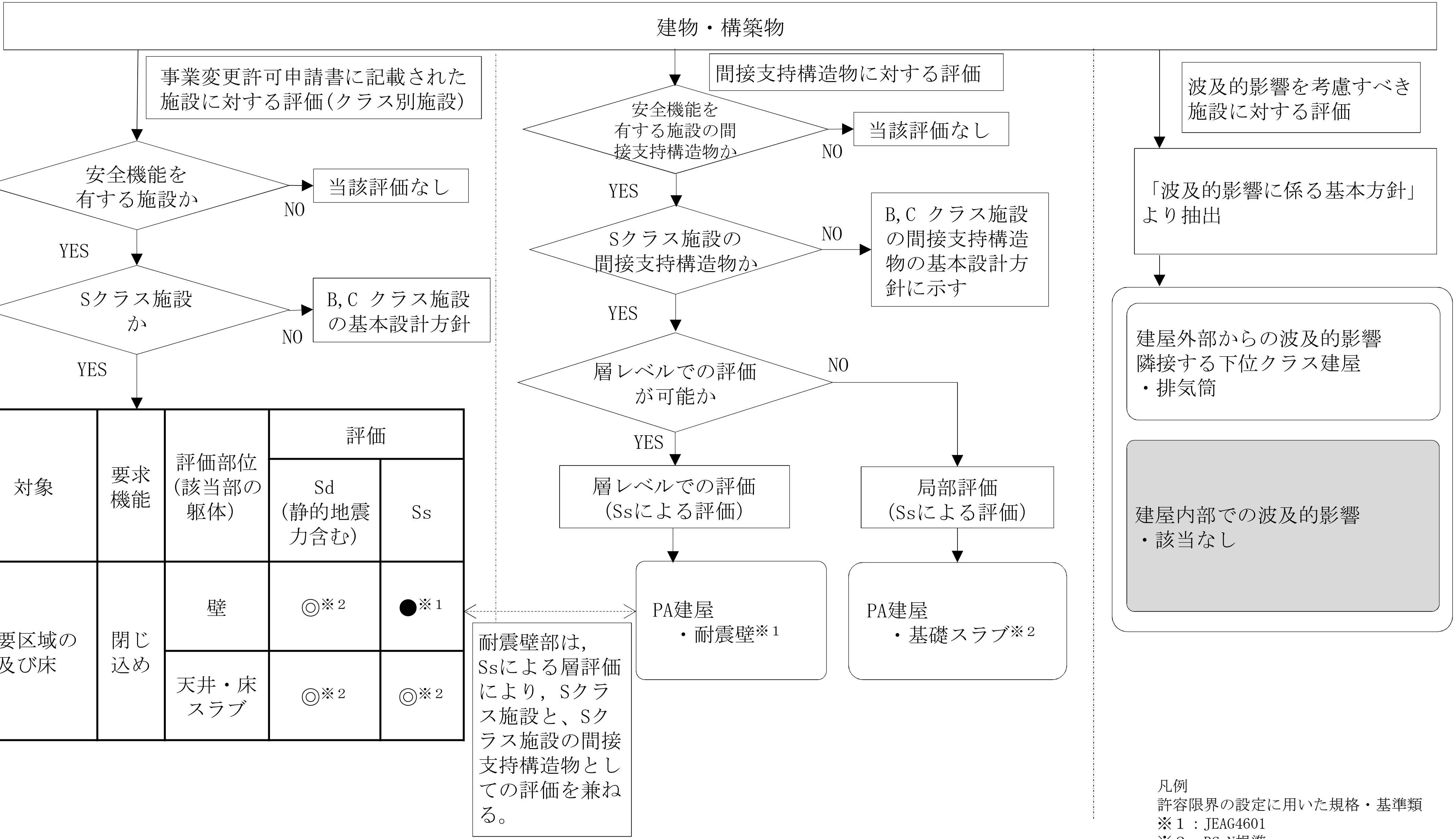

対象	要求機能	評価部位(該当部の躯体)	評価	
			Sd(静的地震力含む)	Ss
重要区域の壁及び床	閉じ込め	壁	◎※2	●※1
		天井・床スラブ	◎※2	◎※2

◎局部評価
●層レベルで評価

凡例
許容限界の設定に用いた規格・基準類
※１：JEAG4601
※２：RC-N規準

建物・構築物に係る耐震評価フロー並びに評価対象一覧

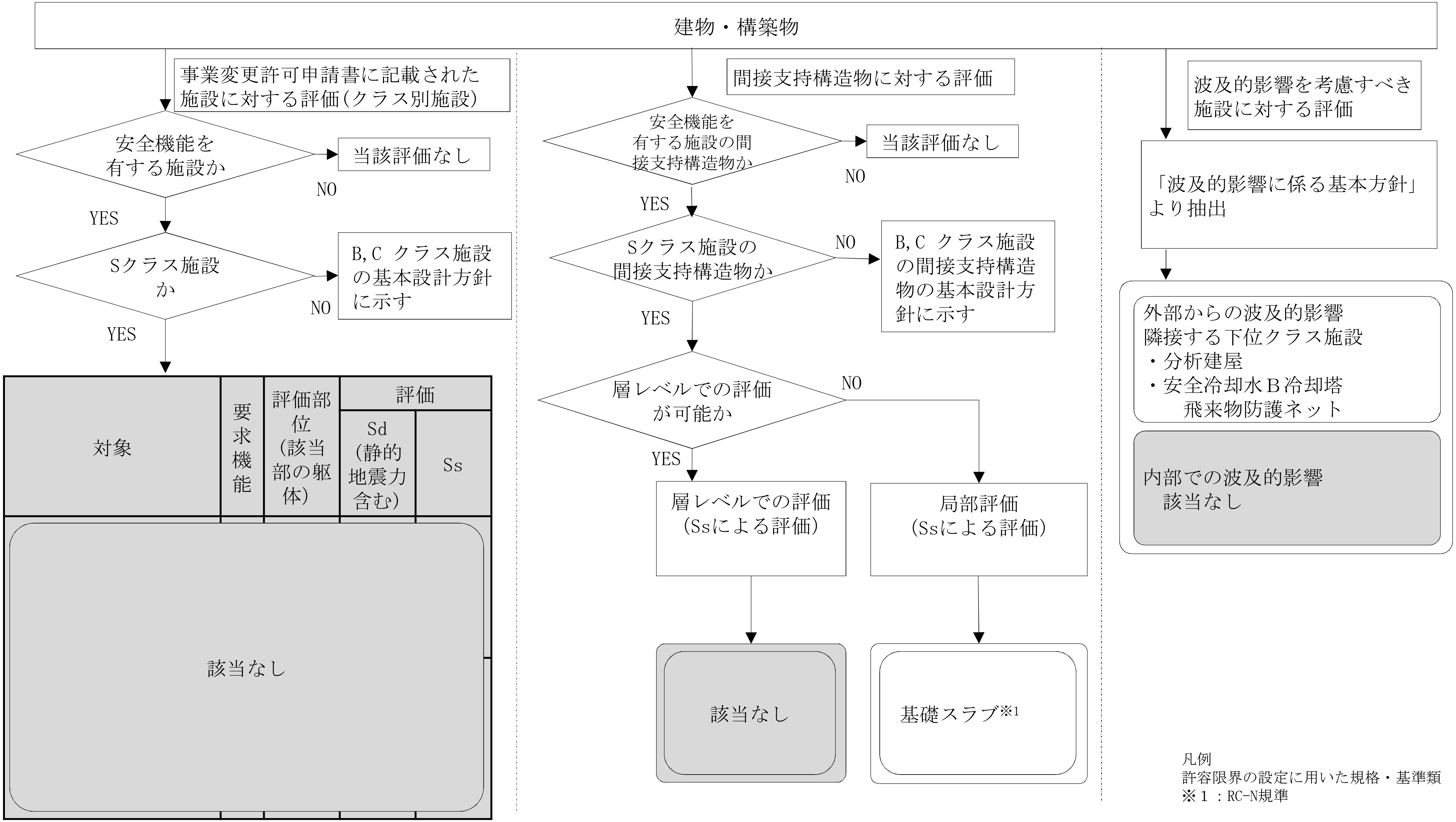

建物・構築物の評価部位一覧
（「重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」に基づく評価対象施設）

■建物・構築物（Sクラス施設）の評価概要（第1回申請）

評価対象施設		評価部位	当該プラントにおける既設工認の評価＊1	先行発電炉における評価（東海第二：新規制基準対応設工認）		先行発電炉における評価（柏崎刈羽7号機：新規制基準対応設工認）		今回設工認における評価			
				Sd評価（静的地震力）	Ss評価	Sd評価（静的地震力）	Ss評価	Sd評価（静的地震力）	Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所
再処理施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
MOX燃料加工施設	重要区域の壁及び床	壁	記載なし（今回設工認においてSクラス化）					◎（層レベルで建屋全体として概ね弾性であることを確認）	●	－	Ⅲ-3-1-1-1 燃料加工建屋の耐震計算書
		天井・床スラブ	記載なし（今回設工認においてSクラス化）					◎	◎	－	Ⅲ-3-1-1-1 燃料加工建屋の耐震計算書

＊1：建設時設工認及び改造工事認可をいう
■：基準地震動S1または弾性設計用地震力Sdによる地震力または静的地震力に対して許容応力度設計での断面算定を実施。基準地震動S2または基準地震動Ssに対して終局耐力の確認。
◎：局部評価を実施。（赤字は許容応力度評価を実施）
●：層レベルでの評価

■建物・構築物（Sクラス施設の間接支持構造物）の評価概要（第1回申請）

評価対象施設		評価部位	当該プラントにおける既設工認の評価＊1	先行発電炉における評価（東海第二：新規制基準対応設工認）		先行発電炉における評価（柏崎刈羽7号機：新規制基準対応設工認）		今回設工認における評価			
				Sd評価（静的地震力）	Ss評価	Sd評価（静的地震力）	Ss評価	Sd評価（静的地震力）	Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所
再処理施設	安全冷却水B冷却塔基礎	基礎	■				◎		◎	（柏崎刈羽7号機：軽油タンク基礎と比較）	Ⅳ-2-1-1-1b 安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書
MOX燃料加工施設	燃料加工建屋	耐震壁	■		●		●		●	（東海第二及び柏崎刈羽7号機：原子炉建屋と比較）	Ⅲ-3-1-1-1 燃料加工建屋の耐震計算書
		基礎	■		◎		◎		◎	（東海第二及び柏崎刈羽7号機：原子炉建屋と比較）	Ⅲ-3-1-1-1 燃料加工建屋の耐震計算書

＊1：建設時設工認及び改造工事認可をいう
■：基準地震動S1または基準地震動S2または基準地震動Ssによる地震力に対して終局耐力の確認。
◎：局部評価を実施。
●：層レベルでの評価

■波及的影響を考慮すべき施設に対する評価概要（第1回申請）

評価対象施設		評価部位	当該プラントにおける既設工認の評価＊1	先行発電炉における評価（東海第二：新規制基準対応設工認）		先行発電炉における評価（柏崎刈羽7号機：新規制基準対応設工認）		今回設工認における評価			
				Sd評価（静的地震力）	Ss評価	Sd評価（静的地震力）	Ss評価	Sd評価（静的地震力）	Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所
再処理施設	安全冷却水B冷却塔の飛来物防護ネット	支持架構	記載なし（新規施設）		◎		◎		◎	（東海第二：海水ポンプエリア防護対策施設と比較） 柏崎刈羽7号機：非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板に該当	Ⅳ-2-1-4-2-1 再処理設備本体用 安全冷却推計冷却塔B 飛来物防護ネット（一部、防護板）の計算書
MOX燃料加工施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

＊1：建設時設工認及び改造工事認可をいう
■：基準地震動S1または基準地震動S2または基準地震動Ssによる地震力に対して終局耐力の確認。
◎：局部評価を実施。
●：転倒に対する評価又は相対変位に対する評価

建物・構築物の評価部位一覧
（1.2Ssを考慮する重大事故施設）

■1.2Ssによる機能維持施設

評価対象施設		評価部位	当該プラントにおける既設工認の評価＊1	先行発電炉における評価（東海第二：新規制基準対応設工認）	先行発電炉における評価（柏崎刈羽7号機：新規制基準対応設工認）	今回設工認における評価		
				1.2Ss評価	1.2Ss評価	1.2Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所
再処理施設	－	－	－	－	－	－	－	－
MOX燃料加工施設	－	－	－	－	－	－	－	－

＊1：建設時設工認及び改造工事認可をいう
◎：局部評価を実施。（赤字は許容応力度評価を実施）
●：層レベルでの評価

■重大事故対処系施設

評価対象施設		評価部位	当該プラントにおける既設工認の評価＊1	先行発電炉における評価（東海第二：新規制基準対応設工認）	先行発電炉における評価（柏崎刈羽7号機：新規制基準対応設工認）	今回設工認における評価		
				1.2Ss評価	1.2Ss評価	1.2Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所
再処理施設	－	－	－	－	－	－	－	－
MOX燃料加工施設	－	－	－	－	－	－	－	－

＊1：建設時設工認及び改造工事認可をいう
◎：局部評価を実施。
●：層レベルでの評価

■1.2Ssによる機能維持施設及び重大事故対処系施設を設置する建物・構築物

評価対象施設		評価部位	当該プラントにおける既設工認の評価＊1	先行発電炉における評価（東海第二：新規制基準対応設工認）	先行発電炉における評価＊2（柏崎刈羽7号機：新規制基準対応設工認）	今回設工認における評価		
				1.2Ss評価	1.2Ss評価	1.2Ss評価	先行発電炉との相違点	記載箇所
再処理施設	－	－	－	－	－	－	－	－
MOX燃料加工施設	燃料加工建屋	耐震壁	－ （既設工認では、基準地震動を1.2倍した地震力に対する評価は実施していない。）	－	－	●	先行発電炉では、基準地震動を1.2倍した地震力に対する評価は実施していない。	3-別添-3-1-1 燃料加工建屋の基準地震動を1.2倍した地震力に対する耐震性評価結果

＊1：建設時設工認及び改造工事認可をいう
◎：局部評価を実施。
●：転倒に対する評価又は相対変位に対する評価

既設工認との手法の整理一覧表（機器・配管類の構造強度評価）

評価対象設備	評価部位	既設工認と今回工認時の比較：解析手法（公式等による評価、スペクトルモーダル解析、時刻歴解析他） ○：同じ ●：異なる ー：該当なし	解析手法 相違内容：設工認	解析手法 相違内容：解析種別	解析手法 相違内容：内容	解析モデル ○：同じ ●：異なる ー：該当なし	解析モデル 相違内容：設工認	解析モデル 相違内容：解析種別	解析モデル 相違内容：内容	減衰定数 ○：同じ ●：異なる ー：該当なし	減衰定数 相違内容：設工認	減衰定数 相違内容：内容	その他（評価条件の変更等）※1 ○：同じ ●：異なる ー：該当なし	その他 相違内容：設工認	その他 相違内容：内容	備考（左欄にて比較した既設工認）	他プラントでの適用例：※2 ○：共通適用例あり □：個別適用例あり ×：適用例なし	他プラントでの適用例：内容	他プラントでの適用例：参照した設備名称	他プラントでの適用例：減衰定数の実績 ○：構造上の差異なし ×：構造上の差異あり （適用可能であることの理由）
安全冷却水B冷却塔	伝熱管	（応答解析） ○ （応力解析） ○	既設工認	応答解析	各設備の固有周期に基づく応答加速度による評価	（応答解析） ○ （応力解析） ○	既設工認	応答解析	多質点系はりモデル	○	既設工認	水平:0.5% 鉛直:ー	●	既設工認	・地震荷重と自然荷重の組合せ:考慮なし	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」	（その他） 地震荷重と自然荷重の組合せ:○	（その他） 地震荷重と自然荷重の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある地震荷重と自然荷重の組合せ。	東海第二　主排気筒を参照	ー
				応力解析	公式等による評価			応力解析	モデル無し											
			今回設工認	応答解析	各設備の固有周期に基づく応答加速度による評価		今回設工認	応答解析	多質点系はりモデル		今回設工認	水平:0.5% 鉛直:0.5%		今回設工認	・地震荷重と自然荷重の組合せ:考慮あり					
				応力解析	公式等による評価			応力解析	モデル無し											
	支持架構	（応答解析） ○ （応力解析） ○	既設工認	応答解析	スペクトルモーダル解析	（応答解析） ○ （応力解析） ○	既設工認	応答解析	多質点系はりモデル	○	既設工認	水平:1% 鉛直:ー	●	既設工認	・動的地震力の組合せ:絶対値和法 ・地震荷重と自然荷重の組合せ:考慮なし	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」	（その他） 動的地震力の組合せ:○ 地震荷重と自然荷重の組合せ:○	（その他） 動的地震力の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある動的地震力の組合せ。 地震荷重と自然荷重の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある地震荷重と自然荷重の組合せ。	動的地震力の組合せ: 東海第二 原子炉再循環系配管を参照 地震荷重と自然荷重の組合せ: 東海第二　主排気筒を参照	ー
				応力解析	公式等による評価			応力解析	モデル無し											
			今回設工認	応答解析	スペクトルモーダル解析		今回設工認	応答解析	多質点系はりモデル		今回設工認	水平:1% 鉛直:1%		今回設工認	・動的地震力の組合せ:SRSS法 ・地震荷重と自然荷重の組合せ:考慮あり					
				応力解析	公式等による評価			応力解析	モデル無し											
	取付ボルト	（応答解析） ○ （応力解析） ○	既設工認	応答解析	各設備の固有周期に基づく応答加速度による評価	（応答解析） ○ （応力解析） ○	既設工認	応答解析	モデル無し	○	既設工認	水平:1% 鉛直:ー	●	既設工認	・地震荷重と自然荷重の組合せ:考慮なし	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」	（その他） 地震荷重と自然荷重の組合せ:○	（その他） 地震荷重と自然荷重の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある地震荷重と自然荷重の組合せ。	東海第二　主排気筒を参照	ー
				応力解析	公式等による評価			応力解析	1質点モデル											
			今回設工認	応答解析	各設備の固有周期に基づく応答加速度による評価		今回設工認	応答解析	モデル無し		今回設工認	水平:1% 鉛直:1%		今回設工認	・地震荷重と自然荷重の組合せ:考慮あり					
				応力解析	公式等による評価			応力解析	1質点モデル											
	基礎ボルト	（応答解析） ○ （応力解析） ○	既設工認	応答解析	スペクトルモーダル解析	（応答解析） ○ （応力解析） ○	既設工認	応答解析	多質点系はりモデル	○	既設工認	水平:1% 鉛直:ー	●	既設工認	・地震荷重と自然荷重の組合せ:考慮なし	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」	（その他） 地震荷重と自然荷重の組合せ:○	（その他） 地震荷重と自然荷重の組合せ: 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある地震荷重と自然荷重の組合せ。	東海第二　主排気筒を参照	ー
				応力解析	公式等による評価			応力解析	モデル無し											
			今回設工認	応答解析	スペクトルモーダル解析		今回設工認	応答解析	多質点系はりモデル		今回設工認	水平:1% 鉛直:1%		今回設工認	・地震荷重と自然荷重の組合せ:考慮あり					
				応力解析	公式等による評価			応力解析	モデル無し											
配管（安全冷却水B冷却塔～前処理建屋）	配管 （標準支持間隔）	（応答解析） ● （応力解析） ○	既設工認	応答解析	スペクトルモーダル解析	（応答解析） ○ （応力解析） ○	既設工認	応答解析	等分布荷重連続はりモデル	○	既設工認	水平:0.5% 鉛直:ー	○	既設工認	ー	第6回設工認 添付書類 「安全冷却水B冷却塔の配管標準支持間隔」	（解析手法） ○	（解析手法） 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例のある解析手法。	東海第二　残留熱除去系配管を参照	ー
				応力解析	公式等による評価			応力解析	モデル無し											
			今回設工認	応答解析	各設備の固有周期に基づく応答加速度による評価		今回設工認	応答解析	等分布荷重連続はりモデル		今回設工認	水平:0.5% 鉛直:0.5%		今回設工認	ー					
				応力解析	公式等による評価			応力解析	モデル無し											
	配管支持構造物	ー	既設工認	応答解析	ー	ー	既設工認	応答解析	ー	ー	既設工認	ー	ー	既設工認	ー	ー	（解析手法） ○ （減衰定数） ○	（解析手法） 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例がある解析手法。 （減衰定数） 東海第二新規制基準対応工認での共通適用例がある減衰定数。	東海第二　配管支持構造物を参照	ー
				応力解析	ー			応力解析	ー											
			今回設工認	応答解析	各設備の固有周期に基づく応答加速度による評価 （配管反力）		今回設工認	応答解析	ー		今回設工認	水平:0.5% 鉛直:0.5%		今回設工認	ー					
				応力解析	公式等による評価			応力解析	モデル無し											

※1左記の項目以外で評価条件の変更等を行ったものを示す。
※2共通適用例あり：規格・基準類等に基づきプラント共通の適用例がある手法
　個別適用例あり：プラント個別に適用例が確認されたプラント個別の適用例がある手法

既設工認との手法の整理一覧表（機器･配管類の動的機能維持評価）

<table>
<tr><th rowspan="4">評価対象設備</th><th rowspan="4">評価部位</th><th colspan="14">既設工認と今回工認時の比較</th><th rowspan="4">備考
（左欄にて比較した既設工認）</th><th colspan="4">他プラントでの適用例</th></tr>
<tr><th colspan="4">解析手法
（公式等による評価、スペクトルモーダル解析、時刻歴解析他）</th><th colspan="4">解析モデル</th><th colspan="3">減衰定数</th><th colspan="3">その他（評価条件の変更等）※1</th><th rowspan="3">※2
○：共通適用例あり
△：個別適用例あり
×：適用例なし</th><th rowspan="3">内容</th><th rowspan="3">参照した設備名称</th><th rowspan="3">減衰定数の実績

○：構造上の差異なし
×：構造上の差異あり
（適用可能であることの理由）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="3">相違内容</th><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="3">相違内容</th><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="2">相違内容</th><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="2">相違内容</th></tr>
<tr><th>設工認</th><th>解析種別</th><th>内容</th><th>設工認</th><th>解析種別</th><th>内容</th><th>設工認</th><th>内容</th><th>設工認</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">安全冷却水B冷却塔</td><td rowspan="4">ファン</td><td rowspan="4">（応答解析）
○
（応力解析）
○</td><td rowspan="2">既設工認</td><td>応答解析</td><td>時刻歴解析</td><td rowspan="4">（応答解析）
○
（応力解析）
○</td><td rowspan="2">既設工認</td><td>応答解析</td><td>ばね質点系モデル</td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="2">既設工認</td><td rowspan="2">水平：1%
鉛直：－</td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="2">既設工認</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="4">第6回設工認
添付書類
「安全冷却水系の耐震性に関する計算書」</td><td rowspan="4">×</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="4">－</td></tr>
<tr><td>応力解析</td><td>公式等による評価</td><td>応力解析</td><td>モデル無し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今回設工認</td><td>応答解析</td><td>時刻歴解析</td><td rowspan="2">今回設工認</td><td>応答解析</td><td>ばね質点系モデル</td><td rowspan="2">今回設工認</td><td rowspan="2">水平：1%
鉛直：1%</td><td rowspan="2">今回設工認</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>応力解析</td><td>公式等による評価</td><td>応力解析</td><td>モデル無し</td></tr>
</table>

※1左記の項目以外で評価条件の変更等を行ったものを示す。
※2共通適用例あり：規格･基準類等に基づきプラント共通の適用例がある手法
　個別適用例あり：プラント個別に適用例が確認されたプラント個別の適用例がある手法

既設工認との手法の整理一覧表（建物・構築物）

■再処理施設

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="4">評価対象設備</th><th rowspan="4">評価部位</th><th colspan="16">既設工認と今回設工認の比較</th><th colspan="4">他プラントでの適用例</th></tr>
<tr><th colspan="4">解析手法
（公式等による評価、スペクトルモーダル解析、
時刻歴解析他）</th><th colspan="5">解析モデル</th><th colspan="3">減衰定数</th><th colspan="3">その他（評価条件の変更等）※１</th><th rowspan="3">備考
（左欄にて比較した
既設工認）</th><th rowspan="3">※２
○：共通適用例あり
□：個別適用例あり
×：適用例なし</th><th rowspan="3">内容</th><th rowspan="3">参照した
設備名称</th><th rowspan="3">減衰定数の実績
○：構造上の差異なし
×：構造上の差異あり
（適用可能であることの理由）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="3">相違内容</th><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="4">相違内容</th><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="2">相違内容</th><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="2">相違内容</th></tr>
<tr><th>設工認</th><th>解析
種別</th><th>内容</th><th>設工認</th><th>解析
種別</th><th>方向</th><th>内容</th><th>設工認</th><th>内容</th><th>設工認</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="8">間接支持構造物</td><td rowspan="8">安全冷却水
Ｂ冷却塔
基礎</td><td rowspan="8">基礎スラブ</td><td rowspan="8">（応答解析）
○
（応力解析）
○</td><td rowspan="4">既設
工認</td><td rowspan="2">応答
解析</td><td rowspan="2">時刻歴応答解析</td><td rowspan="8">（応答解析）
●
（応力解析）
○</td><td rowspan="4">既設
工認</td><td rowspan="2">応答
解析</td><td>水平</td><td>多質点系SRモデル（1軸）</td><td rowspan="8">○</td><td rowspan="4">既設
工認</td><td rowspan="4">・ｺﾝｸﾘｰﾄ：５％
・冷却塔：１％</td><td rowspan="8">●</td><td rowspan="4">既設
工認</td><td rowspan="4">■非線形性の考慮
・線形解析</td><td rowspan="8">第6回設工認
添付書類
「安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書」</td><td rowspan="8">（解析手法）
○
（解析モデル）
○
（減衰定数）
○
（その他）
○</td><td rowspan="8">（解析手法）
時刻歴応答解析は、東海第二及び柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法
（解析モデル）
解析モデルは、東海第二及び柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法
（減衰定数）
減衰定数は、東海第二及び柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法
（その他）
基礎浮き上がり非線形は、東海第二及び柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法</td><td rowspan="8">東海第二原子炉建屋及び原子炉格納施設，柏崎刈羽7号機原子炉建屋を参照</td><td rowspan="8">○</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力
解析</td><td rowspan="2">静的応力解析</td><td rowspan="2">応力
解析</td><td>水平</td><td>線形シェルモデル</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>線形シェルモデル</td></tr>
<tr><td rowspan="4">今回
設工認</td><td rowspan="2">応答
解析</td><td rowspan="2">時刻歴応答解析</td><td rowspan="4">今回
設工認</td><td rowspan="2">応答
解析</td><td>水平</td><td>多質点系SRモデル（多軸）</td><td rowspan="4">今回
設工認</td><td rowspan="4">・ｺﾝｸﾘｰﾄ：５％
・冷却塔：1%</td><td rowspan="4">今回
設工認</td><td rowspan="4">■非線形性の考慮
・線形解析
・基礎浮き上がり非線形を考慮</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>多質点系SRモデル（多軸）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力
解析</td><td rowspan="2">静的応力解析</td><td rowspan="2">応力
解析</td><td>水平</td><td>線形シェルモデル</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>線形シェルモデル</td></tr>
<tr><td rowspan="8">波及的影響を考慮すべき施設</td><td rowspan="8">安全冷却水Ｂ冷却塔　飛来物防護ネット</td><td rowspan="8">支持架構</td><td rowspan="8">（応答解析）
－
（応力解析）
－</td><td rowspan="4">既設
工認</td><td rowspan="2">応答
解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="8">（応答解析）
－
（応力解析）
－</td><td rowspan="4">既設
工認</td><td rowspan="2">応答
解析</td><td>水平</td><td>－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="4">既設
工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="4">既設
工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="8">（解析手法）
○
（解析モデル）
○
（減衰定数）
○
（その他）
○</td><td rowspan="8">（解析手法）
時刻歴応答解析は、東海第二の新規制基準対応工認での共通適用例のある手法
静的応力解析は、柏崎刈羽7号機の建設工認での共通適用例のある手法
（解析モデル）
応答解析の解析モデルは、東海第二の新規制基準対応工認での共通適用例のある解析モデル
応力解析の解析モデルは、柏崎刈羽7号機の新規制基準対応工認での共通適用例のある手法
（減衰定数）
減衰定数は、東海第二の新規制基準対応工認での共通適用例のある手法
（その他）
高浜１号の新規制基準対応工認での共通適用例のある非線形解析。</td><td rowspan="8">東海第二原子炉建屋，柏崎刈羽7号機主排気筒，高浜１号機燃料取扱建屋を参照</td><td rowspan="8">○</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力
解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">応力
解析</td><td>水平</td><td>－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">今回
設工認</td><td rowspan="2">応答
解析</td><td rowspan="2">時刻歴応答解析</td><td rowspan="4">今回
設工認</td><td rowspan="2">応答
解析</td><td>水平</td><td>多質点系モデル</td><td rowspan="4">今回
設工認</td><td rowspan="4">鉄骨：２％</td><td rowspan="4">今回
設工認</td><td rowspan="4">鉄骨ブレースの非線形性を考慮</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>多質点系モデル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力
解析</td><td rowspan="2">静的応力解析</td><td rowspan="2">応力
解析</td><td>水平</td><td>三次元立体フレームモデル</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>三次元立体フレームモデル</td></tr>
</table>

※１：左記の項目以外で評価条件の変更等を行ったものを示す。
※２：共通適用例あり：規格･規準類等に基づきプラントの仕様等によらずプラント共通の適用例がある手法
　　　個別適用例あり：プラント個別に適用例が確認されたプラント個別の適用例がある手法

■ＭＯＸ燃料加工施設

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="4">評価対象設備</th><th rowspan="4">評価部位</th><th colspan="16">既設工認と今回設工認の比較</th><th colspan="4">他プラントでの適用例</th></tr>
<tr><th colspan="4">解析手法
（公式等による評価、スペクトルモーダル解析、時刻歴解析他）</th><th colspan="5">解析モデル</th><th colspan="3">減衰定数</th><th colspan="3">その他（評価条件の変更等）※１</th><th rowspan="3">備考
（左欄にて比較した既設工認）</th><th rowspan="3">※２
○：共通適用例あり
□：個別適用例あり
×：適用例なし</th><th rowspan="3">内容</th><th rowspan="3">参照した設備名称</th><th rowspan="3">減衰定数の実績
○：構造上の差異なし
×：構造上の差異あり
（適用可能であることの理由）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="3">相違内容</th><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="4">相違内容</th><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="2">相違内容</th><th rowspan="2">○：同じ
●：異なる
－：該当なし</th><th colspan="2">相違内容</th></tr>
<tr><th>設工認</th><th>解析種別</th><th>内容</th><th>設工認</th><th>解析種別</th><th>方向</th><th>内容</th><th>設工認</th><th>内容</th><th>設工認</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="16">燃料加工建屋</td><td rowspan="16">重要区域</td><td rowspan="8">壁</td><td rowspan="8">（応答解析）
－
（応力解析）
－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="8">（応答解析）
－
（応力解析）
－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td>水平</td><td>－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="8">（解析手法）
○
（解析モデル）
○
（減衰定数）
－
（その他）
－</td><td rowspan="8">（解析手法）
静的応力解析は、柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法
（解析モデル）
解析モデルは、柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法
（減衰定数）
－
（その他）
－</td><td rowspan="8">柏崎刈羽7号機タービン建屋を参照</td><td rowspan="8">－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">応力解析</td><td>水平</td><td>－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td>水平</td><td>－</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="4">－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力解析</td><td rowspan="2">静的応力解析</td><td rowspan="2">応力解析</td><td>水平</td><td>長方形仮想柱</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>長方形仮想柱</td></tr>
<tr><td rowspan="8">天井・床スラブ</td><td rowspan="8">（応答解析）
－
（応力解析）
－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="8">（応答解析）
－
（応力解析）
－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td>水平</td><td>－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="8">（解析手法）
○
（解析モデル）
○
（減衰定数）
－
（その他）
－</td><td rowspan="8">（解析手法）
静的応力解析は、柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法
（解析モデル）
解析モデルは、東海第二及び柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法
（減衰定数）
－
（その他）
－</td><td rowspan="8">柏崎刈羽7号機中央制御室遮蔽を参照</td><td rowspan="8">－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">応力解析</td><td>水平</td><td>－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td>水平</td><td>－</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="4">－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力解析</td><td rowspan="2">静的応力解析</td><td rowspan="2">応力解析</td><td>水平</td><td>－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>四辺固定版、三辺固定一辺自由版、一方向版、片持ち版</td></tr>
<tr><td rowspan="16">間接支持構造物</td><td rowspan="16">燃料加工建屋</td><td rowspan="8">耐震壁</td><td rowspan="8">（応答解析）
○
（応力解析）
－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td rowspan="2">時刻歴応答解析</td><td rowspan="8">（応答解析）
○
（応力解析）
－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td>水平</td><td>多質点系SRモデル</td><td rowspan="8">○</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="4">・ｺﾝｸﾘｰﾄ：３％</td><td rowspan="8">●</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="4">■側面ばね
・考慮せず</td><td rowspan="8">第1回設工認
添付書類
「燃料加工建屋の耐震計算書」</td><td rowspan="8">（解析手法）
○
（解析モデル）
○
（減衰定数）
×
（その他）
○</td><td rowspan="8">（解析手法）
時刻歴応答解析は、東海第二及び柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法
（解析モデル）
解析モデルは、東海第二及び柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法
（減衰定数）
減衰定数は、適用例なし
（その他）
非線形性の考慮は、東海第二及び柏崎刈羽７号機工認で共通適用例のある手法</td><td rowspan="8">東海第二原子炉格納施設、柏崎刈羽7号機原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）を参照</td><td rowspan="8">○
（JEAG4601-1991追補版では５％が慣用的な値とされているが、既設工認における設定を踏まえ、３％としている。）</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>多質点系SRモデル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">応力解析</td><td>水平</td><td>－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td rowspan="2">時刻歴応答解析</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td>水平</td><td>多質点系SRモデル
（既設工認時点から階高の変更等を反映）</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="4">・ｺﾝｸﾘｰﾄ：３％</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="4">■側面ばね
・スウェイばねを考慮</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>多質点系SRモデル
（既設工認時点から階高の変更等を反映）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">応力解析</td><td>水平</td><td>－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="8">基礎スラブ</td><td rowspan="8">（応答解析）
－
（応力解析）
○</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="8">（応答解析）
－
（応力解析）
○</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td>水平</td><td>－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="8">－</td><td rowspan="4">既設工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="8">第1回設工認
添付書類
「燃料加工建屋の耐震計算書」</td><td rowspan="8">（解析手法）
○
（解析モデル）
○
（減衰定数）
－
（その他）
－</td><td rowspan="8">（解析手法）
静的応力解析は、東海第二工認で共通適用例のある手法
（解析モデル）
解析モデルは、東海第二工認で共通適用例のある手法
（減衰定数）
－
（その他）
－</td><td rowspan="8">東海第二原子炉建屋を参照</td><td rowspan="8">－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力解析</td><td rowspan="2">静的応力解析</td><td rowspan="2">応力解析</td><td>水平</td><td>線形シェルモデル</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>線形シェルモデル</td></tr>
<tr><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="2">応答解析</td><td>水平</td><td>－</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="4">今回設工認</td><td rowspan="4">－</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応力解析</td><td rowspan="2">静的応力解析</td><td rowspan="2">応力解析</td><td>水平</td><td>線形シェルモデル</td></tr>
<tr><td>鉛直</td><td>線形シェルモデル</td></tr>
</table>

※１：左記の項目以外で評価条件の変更等を行ったものを示す。
※２：共通適用例あり：規格・規準類等に基づきプラントの仕様等によらずプラント共通の適用例がある手法
　　　個別適用例あり：プラント個別に適用例が確認されたプラント個別の適用例がある手法

設工認申請に対する主な説明事項（機器・配管類）

分類	補足説明資料を提出する項目	提出資料	説明を行う申請回	対応内容
建物・機電共通	耐震設計の基本方針	耐震評価対象の網羅性，既設工認との手法の相違点の整理について	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の評価対象設備を対象に先行発電プラントとの評価部位，応力分類の相違点を整理し，既設工認との手法の相違点を申請毎に示す。また，補足説明資料の全体管理表として活用する。
		耐震設計の基本方針の比較表（事業間及び先行発電炉（東海第二））	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の耐震設計に関する基本方針について，第1回申請対象に事業間及び先行発電プラントの比較にて当社基本方針及び先行発電プラントとの差異の考え方を示す。 ・第2回申請以降に申請する基本方針については，第1回申請同様，差異の考え方を申請毎に示す。
機器・配管系	耐震設計の基本方針	・鉛直方向の動的地震考慮による設備の浮き上がり等の影響について	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の評価対象設備を対象に鉛直方向地震力の導入により影響を受ける設備を抽出し，従来評価手法による評価結果を耐震計算書にて示す。 ・第2回申請以降では，鉛直方向が拘束されていないクレーンの吊荷について鉛直方向地震力が1Gを超える場合の影響を補足説明資料で示し，評価結果を耐震計算書にて示す。
		・水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根（SRSS）法による組合せについて	第1回及び第2回以降	・再処理施設及び廃棄物管理施設の設備について，鉛直方向地震力の導入に伴うSRSS法の適用性について示す。 ・第2回申請以降では，適用根拠である各建屋の生起時刻の差を示す。
	地震応答解析の基本方針	・最新知見として得られた減衰定数の適用について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として，最新知見として得られた減衰定数を適用する搬送設備，配管系等について適用する減衰定数及び当社設備への適用性について示す。
		・隣接建屋影響を考慮した地震応答による機器・配管系への影響確認結果について	第2回以降	・隣接建屋影響を考慮した地震応答について，先行発電プラントを参考とした影響検討評価方法（簡易評価又は詳細評価）にて行った機器・配管系への影響確認結果を示す。
	波及的影響に係る基本方針	・下位クラス施設の波及的影響の検討について	第1回及び第2回以降	・基本方針で示している波及的影響対象設備について，第1回申請では設計基準対象に本補足説明資料にて抽出過程である設計図書や現場調査等による確認方法，確認内容を示す。 ・第2回申請以降では，重大事故等対処設備等について第1回申請同様，確認方法，確認内容を示す。
	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	・水平2方向の組合せに関する設備の抽出及び考え方について	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の設備について，第1回申請では構造強度評価に対する水平2方向の設備分類と対応する設備の抽出結果及び考え方を示す。 ・再処理事業所の設備のうち機能維持評価については，評価結果を用いる必要があるため，第1回申請同様，第2回申請以降にて考え方を示す。
	機能維持の基本方針	・耐震Sクラス設備の耐震計算書におけるSd評価結果の記載方法	第1回	・再処理事業所の耐震計算書について，Ssの発生値が許容応力状態$Ⅲ_A$S以下となる場合にSd評価結果の記載を省略する場合の記載方法を示す。
		・動的機能維持に対する評価内容（高振動数領域考慮，加振試験 等）について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として，弁及び弁以外の設備について高振動領域まで考慮した影響確認結果を示す。また，加振試験結果について，加振試験の試験条件，方法等を示す。
		・電気盤等の機能維持評価に適用する水平方向の評価用地震力について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として，電気盤の電気的機能について器具取付位置での応答は，水平方向入力に対し応答増幅があることが確認されていることから，評価に用いる水平方向加速度の保守性に対する確認結果を示す。
		・耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として，疲労評価を実施している設備について，適用する等価繰返し回数の設定方法，サイクル数のカウント方法等の妥当性について示す。
		・屋内設備に対するアンカー定着部の評価について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として，屋内設備のコンクリート定着部が基礎ボルトより耐震性を有しており，基礎ボルトの耐震評価を実施することにより健全性を確認できることを示す。
		・可搬型SA設備等の耐震計算方針について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として，可搬型SA設備等の耐震評価について，評価条件や評価内容に対する考え方を示す。また，加振試験結果について，加振試験の試験条件，試験方法を示す。 ・可搬型SA設備に対する説明としては，第1回申請にて示した類型化を活用し，可搬型SA設備の代表設備に対する説明を行う。
	機器の耐震支持方針	・機器，配管類の類型化に対する分類の考え方について	第1回及び第2回以降	・再処理事業所の設備について，既設工認時の評価内容及び説明内容の変更有無を踏まえ機器，配管類に対する類型化の全体像，分類の考え方を示す。また，代表設備の選定にあたり最も効率的な説明となる設備の選定方法を示す。 ・第2回申請以降では第1回申請にて示した全体像を活用し，第2回申請以降の設備がその他の類型化分類の代表設備である考え方を示す。
		・機電設備の耐震計算書の作成について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として，設計基準及び重大事故評価に対する機電設備の耐震計算書の構成，記載方法，記載の留意点等を示す。
		・機器の耐震計算書作成の基本方針に対する既設工認からの変更点について	第2回以降	・機器の耐震計算書作成の基本方針に変更点として，定型式への最新知見の反映等の考え方を示す。
		・剛な設備の固有周期の算出について	第1回及び第2回以降	・先行発電プラントと同様の対応として，第1回申請においてはファンの固有周期を算出せず剛と見なした設備に対して，剛構造であることの妥当性を示す。 ・第2回申請以降についてはファン同様，剛と見なしているポンプ等があるため，妥当性を示す。

設工認申請に対する主な説明事項（機器・配管類）

分類	補足説明資料を提出する項目	提出資料	説明を行う申請回	対応内容
	配管類の耐震支持方針	・配管支持構造物の耐震性確認方法について	第1回	・再処理事業所の基本方針にて記載している配管支持構造物である，レストレイントの最大使用荷重及び許容応力，並びに支持装置の定格荷重及び許容応力について，確認内容を示す。
		・配管設計における考慮事項について	第1回	・再処理施設の基本方針に示している以下の配管設計における考慮事項について，考え方を示す。 ①異なる耐震クラス配管との接続部の扱い ②隣接する配管に対する扱い ③高温配管の扱い
		・配管類の評価手法（配管標準支持間隔評価の保守性，相対変位の考慮 等）について	第1回 及び 第2回以降	・第1回申請においては再処理事業所の配管評価のうち，標準支持間隔による評価方法の考え方を示す。 ・先行発電プラント同様の対応として，配管標準支持間隔評価の保守性等各種評価内容，ダクト標準支持間隔に対する曲管部等の考慮方法を示す。 ・建屋間を跨る配管の評価方針，評価結果について示す。
	重大事故評価における計算書作成方針	・重大事故評価において適用する許容限界等の考え方について	第2回以降	・重大事故評価は原則設計基準と同様の評価を行うが，一部設備について設計基準以上の対応を行った場合は，設備の機能に影響を与えないこと及び設計基準以上の許容限界を適用することの考え方について示す。
	液状化の影響について	・建屋・屋外構築物（洞道）の液状化に対する影響確認について	第2回以降	・先行発電プラント同様の対応として，液状化による影響について設計用床応答曲線と液状化影響を考慮した床応答曲線との比較等，影響確認結果について示す。
	地震応答計算書	・地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について	第1回 及び 第2回以降	・地盤の材料物性のばらつきによる影響について，第1回申請にて屋外設備に対するばらつきの地震応答解析結果から得た床応答曲線との比較等，影響確認結果を示す。 ・第2回申請以降については，屋外設備同様，屋内設備に対する影響確認結果を示す。
		・一関東の鉛直地震動に対する影響評価について	第1回 及び 第2回以降	・一関東の鉛直地震動による影響について，屋外設備に対する一関東の鉛直地震動を考慮した地震応答解析結果から得た床応答曲線との比較等，影響確認結果を示す。 ・第2回申請以降については，屋外設備同様，屋内設備に対する影響確認結果を示す。
	耐震計算書	・冷却塔の評価実施内容及び既設工認からの変更点について	第1回	・冷却塔に対する耐震補強に伴う評価内容の変更として，応答解析モデル，評価条件である自然荷重の組合せ，風力係数の選定等に対する考え方を示す。
		・冷却塔の動的機能維持評価手法の適用について	第1回	・ファンの動的機能維持評価について，ファン駆動部の仕様について，動的機能を維持するために必要な評価部位，評価項目の妥当性を示す。
		・申請設備の評価実施内容及び既設工認からの変更点について	第2回以降	・第2回申請以降の評価対象設備のうち，評価条件の変更等，既設工認から変更を行った設備について，類型化を活用した説明を行う。

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第1回申請	再処理施設	安全冷却水Ｂ冷却塔	屋外	★	－	－	※2	●※6	●※6	★	★	★	●※6	－	－	－	★	●※6	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第2回以降	再処理施設	重油ﾀﾝｸA-1,2,B-1,2	第1非常用ディーゼル発電設備用重油タンク室	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	洗浄廃液受槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	中間ﾎﾟｯﾄA,Bｴｱﾘﾌﾄ分離ﾎﾟｯﾄ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	水ﾊﾞｯﾌｧ槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾃﾞﾐｽﾀ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌｨﾙﾀ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀ第1,第2加熱器	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	中間ﾎﾟｯﾄA,Bｴｱﾘﾌﾄﾃﾞﾐｽﾀ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾘｻｲｸﾙ槽Aﾃﾞﾐｽﾀ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾘｻｲｸﾙ槽Bﾃﾞﾐｽﾀ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ冷却器A,B,C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計量前中間貯槽Aﾃﾞﾐｽﾀ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計量前中間貯槽Bﾃﾞﾐｽﾀ 計量後中間貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ 計量補助槽ﾃﾞﾐｽﾀ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B膨張槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B,2膨張槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾎﾞｲﾗ供給水槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全蒸気ﾎﾞｲﾗA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全空気圧縮装置A,B,C(後置冷却器A,B,C)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計測制御用空気貯槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽ｼｰﾙ槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第8一時貯留処理槽ｼｰﾙ槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第8一時貯留処理槽ﾌﾞﾚｲｸﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑﾓﾆﾀ第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	予備第2ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑﾓﾆﾀ第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｶﾞﾝﾏﾓﾆﾀ第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	予備ｶﾞﾝﾏﾓﾆﾀ第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀ後置ﾌｨﾙﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀ第1，第2加熱器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液中間貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽ﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ 第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ 第2洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟEﾃﾞﾐｽﾀ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟEﾃﾞﾐｽﾀ	分離建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

<table>
<tr><th rowspan="3">申請回次</th><th rowspan="3">施設区分</th><th colspan="2" rowspan="2">主な説明事項※1</th><th colspan="3">(1)事業許可との整合性に関する説明事項</th><th>(2)既設工認からの変更点に係る説明事項</th><th>(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項</th><th colspan="19">(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等</th></tr>
<tr><th>一関東の鉛直地震動</th><th>重大事故評価に対する許容限界</th><th>可搬型SA</th><th>設備の評価内容及び変更点</th><th>水平2方向に対する影響評価</th><th>鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響</th><th>動的地震力のSRSS組合せ</th><th>下位クラス施設の波及的影響</th><th>Sd評価結果の記載方法</th><th>剛な設備の固有周期算出</th><th>配管支持構造物の耐震性確認方法</th><th>配管設計における考慮事項</th><th>配管類の評価手法</th><th>材料物性のばらつき</th><th>動的機能維持評価手法の適用</th><th>最新知見として得られた減衰定数の適用</th><th>隣接建屋影響確認</th><th>動的機能維持に対する評価内容</th><th>電気盤機能維持に適用する水平方向地震力</th><th>等価繰返し回数</th><th>屋内設備のアンカー定着部</th><th>機電設備の耐震計算書作成</th><th>定型式への最新知見の反映</th><th>液状化に対する影響確認</th></tr>
<tr><th>設備名称※3,※4</th><th>補足説明資料</th><th>耐震機電12</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>耐震機電13</th><th>耐震機電10</th><th>耐震機電01</th><th>耐震機電02</th><th>耐震機電03</th><th>耐震機電09</th><th>耐震機電〇</th><th>耐震機電06</th><th>耐震機電15</th><th>耐震機電16</th><th>耐震機電11</th><th>耐震機電14</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>予備抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td><td rowspan="32">☆</td><td colspan="2" rowspan="32">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="32">※2</td><td colspan="2" rowspan="32">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="32">☆</td><td rowspan="32">☆</td><td colspan="5" rowspan="32">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="32">☆</td><td colspan="10" rowspan="32">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>抽出廃液受槽ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>抽出廃液供給槽Aﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第3一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ
第4一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第3一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第6一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶凝縮器A</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第1ｴｼﾞｪｸﾀ凝縮器</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第2ｴｼﾞｪｸﾀ凝縮器</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶凝縮器B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>排ｶﾞｽ槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>漏えい液希釈溶液供給槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>中間熱交換器A,B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>安全冷却水1A,1B,2膨張槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第1一時貯留処理槽供給槽</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第2一時貯留処理槽供給槽</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ
核分裂生成物洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ
ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ
ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>凝縮器</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>NOx廃ｶﾞｽ洗浄塔ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>よう素ﾌｨﾙﾀ後置ﾌｨﾙﾀ</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高性能粒子ﾌｨﾙﾀ第1,第2加熱器</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>よう素ﾌｨﾙﾀ第1,第2加熱器</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>廃ｶﾞｽ第1,第2電気加熱器</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第3一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ
逆抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ
ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄAｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ
ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ
TBP洗浄器ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ
補助油水分離槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ
補助油水分離槽ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第7一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>精製建屋</td></tr>
</table>

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
- ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
- ―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ 核分裂生成物洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ 核分裂生成物洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ 希釈槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟDﾃﾞﾐｽﾀ	精製建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	膨張ﾎﾟｯﾄﾃﾞﾐｽﾀ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B,C膨張槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	換気設備用冷凍機A,B	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	換気設備用冷凍機A,B(凝縮器)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ第2冷却器	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	混合廃ｶﾞｽ凝縮器	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B第1中間熱交換器	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B第2中間熱交換器	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃料油貯蔵ﾀﾝｸ1A,2A 燃料油貯蔵ﾀﾝｸ1B,2B	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾃﾞﾐｽﾀ（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾃﾞﾐｽﾀ（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2加熱器（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2加熱器（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液混合槽A,B凝縮器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｱﾙｶﾘ濃縮廃液中和槽凝縮器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	供給液槽A,B凝縮器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	純水中間貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B冷凍機 油冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B冷凍機 油分離器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタ第2エアリフトポンプデミスタ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ガンマモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ガンマモニタ第2エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	補助抽出器エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	補助抽出器予備エアリフトポンプ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	補助抽出器予備エアリフトポンプデミスタ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム分配塔エアリフトポンプＡデミスタ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮液冷却器	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	空気だめ	使用済燃料受入れ･貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水系膨張槽A	屋外																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水系膨張槽B	屋外																								
第2回以降	再処理施設	超音波洗浄廃液受槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｼﾌﾀｰA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	中継槽A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣回収槽A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計量前中間貯槽A,B	前処理建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

<table>
<tr><th rowspan="3">申請
回次</th><th rowspan="3">施設
区分</th><th colspan="2" rowspan="2">主な説明事項※1</th><th colspan="3">(1)事業許可との整合性に関する説明事項</th><th>(2)既設工認からの変更点に係る説明事項</th><th>(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項</th><th colspan="19">(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等</th></tr>
<tr><th>一関東
の鉛直地震動</th><th>重大事故評価に対する許容限界</th><th>可搬型SA</th><th>設備の評価内容及び変更点</th><th>水平2方向に対する影響評価</th><th>鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響</th><th>動的地震力のSRSS組合せ</th><th>下位クラス施設の波及的影響</th><th>Sd評価結果の記載方法</th><th>剛な設備の固有周期算出</th><th>配管支持構造物の耐震性確認方法</th><th>配管設計における考慮事項</th><th>配管類の評価手法</th><th>材料物性のばらつき</th><th>動的機能維持評価手法の適用</th><th>最新知見として得られた減衰定数の適用</th><th>隣接建屋影響確認</th><th>動的機能維持に対する評価内容</th><th>電気盤機能維持に適用する水平方向地震力</th><th>等価繰返し回数</th><th>屋内設備のアンカー定着部</th><th>機電設備の耐震計算書作成</th><th>定型式への最新知見の反映</th><th>液状化に対する影響確認</th></tr>
<tr><th>設備名称※3,※4</th><th>補足説明資料</th><th>耐震機電12</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>耐震機電13</th><th>耐震機電10</th><th>耐震機電01</th><th>耐震機電02</th><th>耐震機電03</th><th>耐震機電09</th><th>耐震機電○</th><th>耐震機電06</th><th>耐震機電15</th><th>耐震機電16</th><th>耐震機電11</th><th>耐震機電14</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>計量後中間貯槽</td><td>前処理建屋</td><td rowspan="34">☆</td><td colspan="2" rowspan="34">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="34">※2</td><td colspan="2" rowspan="34">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="34">☆</td><td rowspan="34">☆</td><td colspan="5" rowspan="34">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="34">☆</td><td colspan="10" rowspan="34">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>計量補助槽</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>漏えい液希釈水供給槽</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>安全空気脱湿装置A,B(ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀA,B)</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>安全空気脱湿装置A,B(ｱﾌﾀｰﾌｨﾙﾀA,B)</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>安全空気脱湿装置A,B(脱湿塔1A,2A,1B,2B)</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>安全空気圧縮装置A,B,C(後置冷却器ﾄﾞﾚﾝｾﾊﾟﾚｰﾀA,B,C)</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>水素掃気用空気貯槽</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>溶解液中間貯槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>抽出廃液中間貯槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>抽出廃液供給槽A</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>抽出廃液供給槽B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽A</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾌﾗｯｼｭﾄﾞﾗﾑA,B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第7一時貯留処理槽</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第5一時貯留処理槽</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>安全冷却水A,B,C検知計</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>安全冷却水A,B膨張槽</td><td>ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>安全冷却水A,B検知計</td><td>ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>空気だめA空気だめB</td><td>非常用電源建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関</td><td>使用済燃料受入れ･貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>同期発電機</td><td>使用済燃料受入れ･貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>燃料ﾃﾞｲﾀﾝｸ</td><td>使用済燃料受入れ･貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB,C</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀD</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>よう素ﾌｨﾙﾀA</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>よう素ﾌｨﾙﾀB,C</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>よう素ﾌｨﾙﾀD</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA
ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB
ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC
ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>溶解槽Aｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀA
溶解槽Bｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀA
せん断機･溶解槽A保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀA
せん断機･溶解槽B保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀA</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>溶解槽Aｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀ(B～D)
溶解槽Bｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀ(B～D)
せん断機･溶解槽A保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀ(B～D)
せん断機･溶解槽B保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀ(B～D)</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>溶解槽Aｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀE
溶解槽Bｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀE
せん断機･溶解槽A保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀE
せん断機･溶解槽B保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀE</td><td>前処理建屋</td></tr>
</table>

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明項目※1 設備名称※3,※4	補足説明資料
第2回以降	再処理施設	溶解槽ｾﾙA排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA 溶解槽ｾﾙA排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB 溶解槽ｾﾙA排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC 溶解槽ｾﾙA排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD 溶解槽ｾﾙB排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA 溶解槽ｾﾙB排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB 溶解槽ｾﾙB排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC 溶解槽ｾﾙB排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	よう素追出し塔A,B廃ｶﾞｽ冷却器	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B,2放射線ﾚﾍﾞﾙ計計測槽	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	LPGﾎﾞﾝﾍﾞﾕﾆｯﾄA,B	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA	分離建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB,C,D,E	分離建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀA,C	分離建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀB,D	分離建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄN 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄO 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄE 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄF 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄG 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄH 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄI 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄJ 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄK 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄL 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄM	分離建屋
第2回以降	再処理施設	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA	分離建屋
第2回以降	再処理施設	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄE ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄF ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄG ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄH ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄI ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄJ ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄK	分離建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B,C,D	分離建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀE	分離建屋
第2回以降	再処理施設	ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～J	精製建屋
第2回以降	再処理施設	C4Mｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B,C	精製建屋
第2回以降	再処理施設	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B	精製建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA	精製建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB	精製建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀC	精製建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀA	精製建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀB	精製建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀC	精製建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA	精製建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB	精製建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀC	精製建屋
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟAｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA,B	精製建屋
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液弁ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA,B	精製建屋

(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1 設備名称※3,※4	補足説明資料
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟEｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA,B	精製建屋
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟDｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA,B	精製建屋
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟBｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA,B	精製建屋
第2回以降	再処理施設	中央制御室ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B,C	制御建屋
第2回以降	再処理施設	中央制御室空調ﾕﾆｯﾄ	制御建屋
第2回以降	再処理施設	第1高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B,C	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	貯槽ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	混合槽ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～F	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気Aﾌｨﾙﾀ	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気Bﾌｨﾙﾀ	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	貯蔵室排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～Q	ウラン･プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	燃料油ｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸA,B	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関A,B	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	第2非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機A･B(同期発電機)	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀA （[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀB （[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀC （[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀA （[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀB （[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀC （[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	ﾀﾞｽﾄﾌｨﾙﾀ （[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	ﾀﾞｽﾄﾌｨﾙﾀ （[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	固化ｾﾙ換気系排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	固化ｾﾙ圧力放出系前置ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	固化ｾﾙ圧力放出系排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	固化ｾﾙ入気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄE ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄF ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄG	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	ﾙﾃﾆｳﾑ吸着塔	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	保守治具入口ｼｬｯﾀ1,2	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	負圧維持治具1,2	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	第3高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B検知ﾎﾟｯﾄ	高レベル廃液ガラス固化建屋

(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																				
一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認		
耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回		
☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。											

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	設備名称※3,※4	補足説明資料
第2回以降	再処理施設	第1,第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A,B検知ﾎﾟｯﾄ	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A系,B系検知ﾎﾟｯﾄ	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水A,B検知ﾎﾟｯﾄ	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B検知ﾎﾟｯﾄ	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B,D～S	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA	分離建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～Q	精製建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～V	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～K	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	固化ｾﾙｶﾞﾗｽ固化体収納架台	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A,B補助冷却器	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B中間熱交換器	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水2中間熱交換器	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B中間熱交換器	分離建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水2中間熱交換器	分離建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水中間熱交換器A,B	精製建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水中間熱交換器C	精製建屋
第2回以降	再処理施設	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A系,B系中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水A,B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	計量･調整槽ｻｲﾎﾝ1分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ2分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ3分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ4分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ5分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ1分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ2分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ3分離ﾎﾟｯﾄ	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	計量･調整槽ｻｲﾎﾝ6A分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ6B分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ6A分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ6B分離ﾎﾟｯﾄ	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	計量･調整槽ｻｲﾎﾝ4,5分離ﾎﾟｯﾄ	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 予備抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋
第2回以降	再処理施設	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋
第2回以降	再処理施設	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋
第2回以降	再処理施設	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟE分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋
第2回以降	再処理施設	第2洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋

主な説明事項※1（上記全設備に共通）

区分	説明事項	補足説明資料	記載
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	一関東の鉛直地震動	耐震機電12	☆
	重大事故評価に対する許容限界	後次回	当該範囲については，後次回申請にて示す。
	可搬型SA	後次回	
(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	設備の評価内容及び変更点	耐震機電13	※2
(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	水平2方向に対する影響評価	耐震機電10	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	耐震機電01	
	動的地震力のSRSS組合せ	耐震機電02	☆
	下位クラス施設の波及的影響	耐震機電03	☆
	Sd評価結果の記載方法	耐震機電09	当該範囲については，後次回申請にて示す。
	剛な設備の固有周期算出	耐震機電○	
	配管支持構造物の耐震性確認方法	耐震機電06	
	配管設計における考慮事項	耐震機電15	
	配管類の評価手法	耐震機電16	
	材料物性のばらつき	耐震機電11	☆
	動的機能維持評価手法の適用	耐震機電14	当該範囲については，後次回申請にて示す。
	最新知見として得られた減衰定数の適用	後次回	
	隣接建屋影響確認	後次回	
	動的機能維持に対する評価内容	後次回	
	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	後次回	
	等価繰返し回数	後次回	
	屋内設備のアンカー定着部	後次回	
	機電設備の耐震計算書作成	後次回	
	定型式への最新知見の反映	後次回	
	液状化に対する影響確認	後次回	

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
- ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
- ―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB,C分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟE分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝAﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ 溶解液供給槽予備ｹﾞﾃﾞｵﾝAﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝBﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ 溶解液供給槽予備ｹﾞﾃﾞｵﾝBﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔溶液採取ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液TBP洗浄器ｻｲﾎﾝﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液中間貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟA,Bﾌﾞﾚｲｸﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽流量計測ﾎﾟｯﾄA 溶解液供給槽流量計測ﾎﾟｯﾄB 溶解液供給槽予備流量計測ﾎﾟｯﾄA 溶解液供給槽予備流量計測ﾎﾟｯﾄB	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄB 抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄC TBP洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA TBP洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄB	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄB	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔流量計測ﾎﾟｯﾄB	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄB	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第7一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第8一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3,第4一時貯留処理槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第3一時貯留処理槽予備第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第4一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第4一時貯留処理槽予備第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第4一時貯留処理槽ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟFﾌﾞﾚｲｸﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第6一時貯留処理槽ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟD,Fﾌﾞﾚｲｸﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽流量計測ﾎﾟｯﾄ 第3一時貯留処理槽予備流量計測ﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 第3一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 第7一時貯留処理槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第7一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 第2脱ｶﾞｽ塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ﾘｻｲｸﾙ槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 希釈槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 希釈槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 希釈槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ 希釈槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1 設備名称※3,※4	補足説明資料	(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 第1酸化塔第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第1酸化塔第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第1脱ｶﾞｽ塔第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第1脱ｶﾞｽ塔第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 核分裂生成物洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 逆抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 油水分離槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ	精製建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	核分裂生成物洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 逆抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ TBP洗浄器ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 補助油水分離槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第2酸化塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第2脱ｶﾞｽ塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 油分ﾘｻｲｸﾙﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	油水分離槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1酸化塔ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1脱ｶﾞｽ塔第1ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1脱ｶﾞｽ塔第2ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1脱ｶﾞｽ塔ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2酸化塔供給ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄器ｻｲﾎﾝﾎﾟｯﾄA	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄器ｻｲﾎﾝﾎﾟｯﾄB	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2酸化塔ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2脱ｶﾞｽ塔ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄB	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2脱ｶﾞｽ塔ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	油水分離槽ｻｲﾎﾝBﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶ｻｲﾎﾝAﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶ｻｲﾎﾝBﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	油分ﾘｻｲｸﾙﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔供給流量計測ﾎﾟｯﾄA ｳﾗﾝ洗浄塔供給流量計測ﾎﾟｯﾄ 補助油水分離槽供給流量計測ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	核分裂生成物洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔供給流量計測ﾎﾟｯﾄB	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶ｻｲﾎﾝA,B分離ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝA,Bﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	供給槽A,B気液分離器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶ｻｲﾎﾝA,B分離ﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項） ※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項） ※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1 設備名称※3,※4	補足説明資料	(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝA,Bﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水中間熱交換器A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水中間熱交換器C	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	供給槽A,B気液分離器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A系,B系中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水A,B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B中間熱交換器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶媒供給槽ゲデオンBプライミングポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタ流量計測ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタサイホン分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2アルファモニタサイホンプライミングポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ガンマモニタサイホン分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶媒供給槽予備ゲデオンＡプライミングポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	予備ウラン濃縮缶サイホンＢ分離ポット	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿2シールポット	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮液中間ポット	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	アクティブトレンチ漏えい検知ポット3サンプリングエアリフトポンプ分離ポット	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	可溶性中性子吸収材緊急供給槽A,B	前処理建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	流下ﾉｽﾞﾙ冷却用空気槽A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽 第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽 第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽 第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A系,B系膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水A,B膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A,B冷凍機 凝縮器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1A,1B膨張槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ガラス固化体取扱ジブクレーン	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣回収槽A,Bﾎﾟﾝﾌﾟ1,2 計量前中間貯槽Aﾎﾟﾝﾌﾟ1,2A,2B,3 計量前中間貯槽Bﾎﾟﾝﾌﾟ1,2A,2B,3 計量後中間貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾊﾟﾙﾊﾞﾗｲｻﾞｰA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液中間貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液中間貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟC,F	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟE,D	精製建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電〇	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	一時貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟ 漏えい液移送ﾎﾟﾝﾌﾟA 漏えい液移送ﾎﾟﾝﾌﾟB	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟｰﾙ水冷却系熱交換器A,B,C	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解槽A,B堰付ｻｲﾎﾝA分離ﾎﾟｯﾄ 溶解槽A,B堰付ｻｲﾎﾝB分離ﾎﾟｯﾄ 第1よう素追出し槽A,B堰付ｻｲﾎﾝA分離ﾎﾟｯﾄ 第1よう素追出し槽A,B堰付ｻｲﾎﾝB分離ﾎﾟｯﾄ 第2よう素追出し槽A,B堰付ｻｲﾎﾝA分離ﾎﾟｯﾄ 第2よう素追出し槽A,B堰付ｻｲﾎﾝB分離ﾎﾟｯﾄ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	中間ﾎﾟｯﾄA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	中間ﾎﾟｯﾄA,B堰付ｻｲﾎﾝ分離ﾎﾟｯﾄ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解槽A,Bｾﾙ漏えい検知ﾎﾟｯﾄ1	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	漏えい液受皿中間ﾎﾟｯﾄ1A	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	漏えい液受皿中間ﾎﾟｯﾄ2A	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	漏えい液受皿中間ﾎﾟｯﾄ3A	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	漏えい液受皿中間ﾎﾟｯﾄB	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	中継槽A,BｹﾞﾃﾞｵﾝAﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾘｻｲｸﾙ槽A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾊﾟｯｾｰｼﾞﾎﾟｯﾄA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	中継槽A,BｹﾞﾃﾞｵﾝA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	計量・調整槽	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮器	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷却器	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	極低ﾚﾍﾞﾙ廃ｶﾞｽ洗浄塔	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ洗浄塔	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮器A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	NOx吸収塔A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾐｽﾄﾌｨﾙﾀA1,A2,B1,B2,C1,C2	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B,C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1よう素ﾌｨﾙﾀA1,A2,B1,B2,C1,C2	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2よう素ﾌｨﾙﾀA1,A2,B1,B2,C1,C2	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B,C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ加熱器A,B,C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	DOGﾀﾞﾝﾊﾟｾﾙ漏えい検知ﾎﾟｯﾄ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液供給槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	補助抽出廃液受槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出廃液受槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解液中間貯槽ｾﾙ漏えい液受皿3ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔予備ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	分離建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
- ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
- ―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

<table>
<tr><th rowspan="3">申請回次</th><th rowspan="3">施設区分</th><th colspan="2" rowspan="2">主な説明事項※1</th><th colspan="3">(1)事業許可との整合性に関する説明事項</th><th>(2)既設工認からの変更点に係る説明事項</th><th>(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項</th><th colspan="19">(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等</th></tr>
<tr><th>一関東の鉛直地震動</th><th>重大事故評価に対する許容限界</th><th>可搬型SA</th><th>設備の評価内容及び変更点</th><th>水平2方向に対する影響評価</th><th>鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響</th><th>動的地震力のSRSS組合せ</th><th>下位クラス施設の波及的影響</th><th>Sd評価結果の記載方法</th><th>剛な設備の固有周期算出</th><th>配管支持構造物の耐震性確認方法</th><th>配管設計における考慮事項</th><th>配管類の評価手法</th><th>材料物性のばらつき</th><th>動的機能維持評価手法の適用</th><th>最新知見として得られた減衰定数の適用</th><th>隣接建屋影響確認</th><th>動的機能維持に対する評価内容</th><th>電気盤機能維持に適用する水平方向地震力</th><th>等価繰返し回数</th><th>屋内設備のアンカー定着部</th><th>機電設備の耐震計算書作成</th><th>定型式への最新知見の反映</th><th>液状化に対する影響確認</th></tr>
<tr><th>設備名称※3,※4</th><th>補足説明資料</th><th>耐震機電12</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>耐震機電13</th><th>耐震機電10</th><th>耐震機電01</th><th>耐震機電02</th><th>耐震機電03</th><th>耐震機電09</th><th>耐震機電○</th><th>耐震機電06</th><th>耐震機電15</th><th>耐震機電16</th><th>耐震機電11</th><th>耐震機電14</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>抽出廃液受槽ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟBｼｰﾙﾎﾟｯﾄ
抽出廃液受槽ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟAｼｰﾙﾎﾟｯﾄ
抽出廃液供給槽ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟBｼｰﾙﾎﾟｯﾄ
抽出廃液供給槽ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟAｼｰﾙﾎﾟｯﾄ</td><td>分離建屋</td><td rowspan="35">☆</td><td colspan="2" rowspan="35">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="35">※2</td><td colspan="2" rowspan="35">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="35">☆</td><td rowspan="35">☆</td><td colspan="5" rowspan="35">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="35">☆</td><td colspan="10" rowspan="35">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>溶解液供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝA,B
溶解液供給槽予備ｹﾞﾃﾞｵﾝA,B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>抽出塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽
第1洗浄塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽
第2洗浄塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽
TBP洗浄塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽
ｳﾗﾝ洗浄塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第8一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第3一時貯留処理槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第4一時貯留処理槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第9一時貯留処理槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第10一時貯留処理槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第6一時貯留処理槽</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>分離建屋一時貯留処理槽第1ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟAｼｰﾙﾎﾟｯﾄ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>分離建屋一時貯留処理槽第1ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟBｼｰﾙﾎﾟｯﾄ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>凝縮器</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>冷却器</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>極低ﾚﾍﾞﾙ廃ｶﾞｽ洗浄塔</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>廃ｶﾞｽ洗浄塔</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽ﾃﾞﾐｽﾀ
第1一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液分配器A</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液分配器B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶凝縮器ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第2ｴｼﾞｪｸﾀ凝縮器ﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽A供給液脈動整定ﾎﾟｯﾄA,B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>供給ﾎﾟｯﾄA</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽A,Bﾃﾞﾐｽﾀ</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽B供給液脈動整定ﾎﾟｯﾄA,B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>供給ﾎﾟｯﾄB</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶A濃縮廃液抜出ﾎﾟｯﾄA,B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>攪拌蒸気ﾎﾟｯﾄA</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶B濃縮廃液抜出ﾎﾟｯﾄA,B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>攪拌蒸気ﾎﾟｯﾄB</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽ｾﾙ漏えい液ｼｰﾙﾎﾟｯﾄA,B</td><td>分離建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第1脱ｶﾞｽ塔第1ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄｹﾞﾃﾞｵﾝ</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>膨張ﾎﾟｯﾄA</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>膨張ﾎﾟｯﾄB,D,E</td><td>精製建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝA,B</td><td>精製建屋</td></tr>
</table>

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
－：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	凝縮器	精製建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀ冷却器	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	NOx廃ｶﾞｽ洗浄塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ洗浄塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ 第3一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽ﾃﾞﾐｽﾀ 第1酸化塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液一時貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ 希釈槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液一時貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ第1脱ｶﾞｽ塔第2ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄﾃﾞﾐｽﾀ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2酸化塔ﾃﾞﾐｽﾀ 第2脱ｶﾞｽ塔ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液受槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾘｻｲｸﾙ槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液計量槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液中間貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ 硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟE分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽AｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽AｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽AｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽BｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽BｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽BｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ 一時貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 一時貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽 一時貯槽	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	混合槽A,B	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	定量ﾎﾟｯﾄA 定量ﾎﾟｯﾄB 定量ﾎﾟｯﾄC 定量ﾎﾟｯﾄD	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝装置A,B	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	中間ﾎﾟｯﾄA,B	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ第1冷却器	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1廃ｶﾞｽ洗浄塔ﾃﾞﾐｽﾀ	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2廃ｶﾞｽ洗浄塔ﾃﾞﾐｽﾀ	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ第1冷却器ﾃﾞﾐｽﾀ	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀA,B	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀ第1,第2加熱器	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1廃ｶﾞｽ洗浄塔	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2廃ｶﾞｽ洗浄塔	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3廃ｶﾞｽ洗浄塔	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	定量ﾎﾟｯﾄA,B,C,Dﾃﾞﾐｽﾀ	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	混合廃ｶﾞｽﾃﾞﾐｽﾀ	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝廃ｶﾞｽA第1凝縮器 脱硝廃ｶﾞｽA第2凝縮器 脱硝廃ｶﾞｽB第1凝縮器 脱硝廃ｶﾞｽB第2凝縮器 脱硝廃ｶﾞｽ冷却器	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝廃ｶﾞｽ冷却器気液分離器	ウラン･プルトニウム混合脱硝建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1 設備名称※3,※4	補足説明資料	(1)事業許可との整合性に関する説明事項 一関東の鉛直地震動	(1) 重大事故評価に対する許容限界	(1) 可搬型SA	(2)既設工認からの変更点に係る説明事項 設備の評価内容及び変更点	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項 水平2方向に対する影響評価	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等 鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	(4) 動的地震力のSRSS組合せ	(4) 下位クラス施設の波及的影響	(4) Sd評価結果の記載方法	(4) 剛な設備の固有周期算出	(4) 配管支持構造物の耐震性確認方法	(4) 配管設計における考慮事項	(4) 配管類の評価手法	(4) 材料物性のばらつき	(4) 動的機能維持評価手法の適用	(4) 最新知見として得られた減衰定数の適用	(4) 隣接建屋影響確認	(4) 動的機能維持に対する評価内容	(4) 電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	(4) 等価繰返し回数	(4) 屋内設備のアンカー定着部	(4) 機電設備の耐震計算書作成	(4) 定型式への最新知見の反映	(4) 液状化に対する影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	膨張槽A,B	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮器（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮器（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ冷却器（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ冷却器（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ洗浄塔（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ洗浄塔（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液分配器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液一時貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽第1ｾﾙ漏えい液受皿第1ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽第1ｾﾙ漏えい液受皿第2ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2不溶解残渣廃液一時貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2不溶解残渣廃液貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣廃液一時貯槽ｾﾙ漏えい液受皿1ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽ｾﾙ漏えい液受皿ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮器（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾐｽﾄﾌｨﾙﾀA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	固化ｾﾙ換気系粒子ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1加温器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	第2加温器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	洗浄塔	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液混合槽A	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液混合槽B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｱﾙｶﾘ濃縮廃液中和槽	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	供給液槽A	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	供給槽A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	供給液槽B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	凝縮器（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀA,B冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1排風機A,B冷却器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾐｽﾄﾌｨﾙﾀA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素ﾌｨﾙﾀA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾙﾃﾆｳﾑ吸着塔A,B加温器	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	加熱器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ洗浄器A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1,第2吸収塔	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾙﾃﾆｳﾑ吸着塔A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	溶媒供給槽	分離建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	第1不溶解残渣廃液一時貯槽サンプリング分離ポットA	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2不溶解残渣廃液一時貯槽サンプリング分離ポットA	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1不溶解残渣廃液貯槽サンプリング分離ポットA	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2不溶解残渣廃液貯槽サンプリング分離ポットA	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝装置A,B昇降機	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃焼度計測後燃料仮置きラック 燃焼度計測前燃料仮置きラック	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気出口側のﾙｰﾊﾞ	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	迷路板(冷却空気出口ｼｬﾌﾄ側)	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気出口側のルーバ	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気出口側のルーバ	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	塔槽類廃ｶﾞｽ処理室ﾌｨﾙﾀ保守用ｸﾚｰﾝ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	固化ｾﾙ移送台車A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ｶﾞｽ処理第3室ｸﾚｰﾝ	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟｰﾙ水冷却系ﾎﾟﾝﾌﾟA,B,C	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	補給水設備ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水系冷却水循環ﾎﾟﾝﾌﾟA,B,C	使用済燃料受入れ・貯蔵施設用																								
第2回以降	再処理施設	燃料移送ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	使用済燃料受入れ・貯蔵施設用																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｾﾙ排風機A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解槽ｾﾙA排風機A 溶解槽ｾﾙA排風機B 溶解槽ｾﾙB排風機A 溶解槽ｾﾙB排風機B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B,C	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A循環ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水B循環ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1AﾎﾟﾝﾌﾟA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1BﾎﾟﾝﾌﾟA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水2ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全蒸気ﾎﾞｲﾗA,B(送風機)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全蒸気ﾎﾞｲﾗA,B(給水ﾎﾟﾝﾌﾟ)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全空気圧縮装置A,B,C(空気圧縮機A,B,C)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排風機A,B,C	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷却水循環ﾎﾟﾝﾌﾟA,B,C,D	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1AﾎﾟﾝﾌﾟA,B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1BﾎﾟﾝﾌﾟA,B	分離建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	安全冷却水2ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	分離建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排風機A,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B（[redacted]）	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B（[redacted]）	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟA,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水BﾎﾟﾝﾌﾟA,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水CﾎﾟﾝﾌﾟA,B	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	中央制御室送風機A,B	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	中央制御室排風機A,B	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1排風機A,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2排風機A,B,C	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排風機A,B,C	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	換気設備用冷凍機A,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷水移送ﾎﾟﾝﾌﾟA,B,C,D	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	貯蔵室排風機A,B	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	貯蔵室排風機C,D	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷却水循環ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	燃料油移送ﾎﾟﾝﾌﾟA,B	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	排風機A,B（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	固化ｾﾙ換気系排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｾﾙ排風機Aｾﾙ排風機B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水AﾎﾟﾝﾌﾟA安全冷水AﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水BﾎﾟﾝﾌﾟA安全冷水BﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟA 第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水BﾎﾟﾝﾌﾟA 第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水BﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟA 第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水BﾎﾟﾝﾌﾟA 第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水BﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水A系ﾎﾟﾝﾌﾟA 安全冷却水A系ﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水B系ﾎﾟﾝﾌﾟA 安全冷却水B系ﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟA 高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水BﾎﾟﾝﾌﾟA 高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水BﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷水A冷凍機 ｽｸﾘｭｰ圧縮機 安全冷水A冷凍機 ｽｸﾘｭｰ圧縮機 安全冷水B冷凍機 ｽｸﾘｭｰ圧縮機 安全冷水B冷凍機 ｽｸﾘｭｰ圧縮機	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1AﾎﾟﾝﾌﾟA 安全冷却水1AﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水1BﾎﾟﾝﾌﾟA 安全冷却水1BﾎﾟﾝﾌﾟB	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋排風機C	前処理建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明項目[※1] 設備名称[※3,※4]	補足説明資料
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	分離建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	精製建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	建屋排風機A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	計器架台 ﾌﾟｰﾙ水冷却系浄化系入口流量A ([redacted]を収納)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	計器架台 ｷｬｽｸ冷却水入口流量A ([redacted]を収納)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	安全系監視制御盤1A	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	安全系監視制御盤2	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	安全系制御盤1A-1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	安全系制御盤1A-2	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	電気設備制御盤A(非常用)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	電気設備制御盤E(非常用)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流電源盤B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V第1非常用蓄電池B(8個並び1段2列)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V第1非常用蓄電池B(7個並び1段2列)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V第1非常用蓄電池B(8個並び1段1列)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V第1非常用蓄電池B(7個並び1段1列)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V第1非常用蓄電池B(6個並び1段1列)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V第1非常用蓄電池B(4個並び1段1列)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	第1非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機A制御盤	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	6.9kV非常用ﾒﾀﾙｸﾗｯﾄﾞｽｲｯﾁｷﾞﾔA	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流分電盤B1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	計器架台 安全冷却水系膨張槽B液位1([redacted]を収納)，安全冷却水系膨張槽B液位2([redacted]を収納)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	せん断工程A系列安全系A制御盤(計器盤1)，せん断工程B系列安全系A制御盤(計器盤2)	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	せん断工程A,B系列安全系A制御盤(ﾘﾚｰ盤1)	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	せん断工程A,B系列安全系Aせん断停止系電源しゃ断箱	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	溶解工程A系列安全系A制御盤(計器盤3)，溶解工程A系列・ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤1(計器盤4)，溶解工程A系列・ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤2(計器盤5)	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	溶解設備　安全系ANo.1計装ﾗｯｸ	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	溶解設備　安全系ANo.9計装ﾗｯｸ	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	溶解設備　安全系ANo.8計装ﾗｯｸ	前処理建屋
第2回以降	再処理施設	清澄・計量設備安全系A計装ﾗｯｸ	前処理建屋

説明事項区分	説明事項	補足説明資料	上記設備（全行共通）
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	一関東の鉛直地震動	耐震機電12	☆
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	重大事故評価に対する許容限界	後次回	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	可搬型SA	後次回	
(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	設備の評価内容及び変更点	耐震機電13	※2
(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	水平2方向に対する影響評価	耐震機電10	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	耐震機電01	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	動的地震力のSRSS組合せ	耐震機電02	☆
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	下位クラス施設の波及的影響	耐震機電03	☆
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	Sd評価結果の記載方法	耐震機電09	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	剛な設備の固有周期算出	耐震機電○	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	配管支持構造物の耐震性確認方法	耐震機電06	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	配管設計における考慮事項	耐震機電15	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	配管類の評価手法	耐震機電16	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	材料物性のばらつき	耐震機電11	☆
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	動的機能維持評価手法の適用	耐震機電14	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	最新知見として得られた減衰定数の適用	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	隣接建屋影響確認	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	動的機能維持に対する評価内容	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	等価繰返し回数	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	屋内設備のアンカー定着部	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	機電設備の耐震計算書作成	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	定型式への最新知見の反映	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	液状化に対する影響確認	後次回	

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
- ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- ○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
- ―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	清澄・計量設備安全系A制御盤	前処理建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程C系統電源切替盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	圧縮空気設備　安全空気圧縮装置A　現場監視制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	圧縮空気設備　安全空気圧縮装置C　現場制御回路分離盤A	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	圧縮空気設備　安全空気脱湿装置A　現場監視制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	蒸気設備　安全蒸気ﾎﾞｲﾗA現場監視制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全圧縮空気系　安全系A　No.2計装ﾗｯｸ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶解工程A,B系列安全系A溶解槽放射線ﾚﾍﾞﾙ検出装置制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程安全系A制御盤1 よう素除去工程安全系A制御盤2 よう素除去工程安全系A制御盤3	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程排風機A制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程廃ｶﾞｽ加熱器A制御盤	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素除去工程ﾐｽﾄﾌｨﾙﾀA1,A2計器架台	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(8個並び1段2列)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(6個並び1段2列)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(2)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	6.9kV非常用ﾒﾀｸﾗA	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA1	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀB(4)	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離・分配工程安全系A制御盤1,分離・分配工程安全系A制御盤2,分離・分配工程安全系A制御盤3	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	中性子ﾓﾆﾀ安全系A制御盤	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	中性子ﾓﾆﾀ安全系Aﾌﾟﾘｱﾝﾌﾟ収納盤	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離設備　分配設備　安全系A計装ﾗｯｸ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離設備　分離建屋一時貯留処理設備　安全系A計装ﾗｯｸ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離設備　安全系A　No.1計装ﾗｯｸ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離設備　安全系A　No.2計装ﾗｯｸ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｱﾙﾌｧﾓﾆﾀ安全系A制御盤	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1ｱﾙﾌｧﾓﾆﾀ計器架台	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤3	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	塔槽類廃ｶﾞｽ処理設備安全系A計器架台	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋換気設備　安全系A制御盤	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮設備　安全系A　No.1計器架台	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮設備　安全系A　No.2計器架台	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤1	分離建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明項目※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(1個用1段1列)	分離建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(2個用1段1列)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(4個用1段2列)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA(1)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA(2)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流主分電盤A1	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製工程安全系A制御盤1，ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製工程安全系A制御盤2，ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製工程安全系A制御盤3	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤(ﾘﾚｰ盤)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製設備　安全系A　No.1　計装ﾗｯｸ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製設備　安全系A　No.3　計装ﾗｯｸ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製設備　安全系A　No.4　計装ﾗｯｸ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｱﾙﾌｧﾓﾆﾀ安全系A制御盤	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｱﾙﾌｧﾓﾆﾀE計器架台	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	塔槽類廃ｶﾞｽ処理系(ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ系)安全系A計装ﾗｯｸ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋換気設備安全系A制御盤	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流電源盤A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(2)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(3)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀB1	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流主分電盤A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	前処理建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	制御建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電源建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	分離建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	精製建屋安全系A監視制御盤	制御建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝建屋安全系A監視制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	換気空調設備安全系A制御盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A1(6個用1段1列)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A1(7個用1段1列)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	220V第2非常用蓄電池A2(14個用1段2列)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	220V第2非常用蓄電池A2(12個用1段2列)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流主分電盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流電源盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(2)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(3)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	6.9kV非常用ﾒﾀｸﾗA	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA1	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀB(1)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀB(2)	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流主分電盤A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	放射線監視盤	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	主排気筒ｶﾞｽﾓﾆﾀﾗｯｸ ｶﾞｽｻﾝﾌﾟﾗA(低ﾚﾝｼﾞ)	主排気筒管理建屋																								
第2回以降	再処理施設	主排気筒ｶﾞｽﾓﾆﾀﾗｯｸ ｶﾞｽｻﾝﾌﾟﾗA(中ﾚﾝｼﾞ)	主排気筒管理建屋																								
第2回以降	再処理施設	主排気筒ｶﾞｽﾓﾆﾀﾗｯｸ ｶﾞｽｻﾝﾌﾟﾗA(高ﾚﾝｼﾞ)	主排気筒管理建屋																								
第2回以降	再処理施設	主排気筒ｶﾞｽﾓﾆﾀﾗｯｸ ｻﾝﾌﾟﾙﾗｯｸA	主排気筒管理建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝設備 安全系A制御盤	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	溶液系安全系A計装ﾗｯｸ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	建屋換気設備安全系A制御盤	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流主分電盤A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	105V非常用計測交流電源盤A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(3)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	6.9kV非常用ﾒﾀｸﾗA	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1 設備名称※3,※4	補足説明資料
第2回以降	再処理施設	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA1	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電交流主分電盤A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
第2回以降	再処理施設	建屋換気設備安全系A制御盤	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(16個用1段4列)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池B(20個用1段4列)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	105V非常用無停電電源装置A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
第2回以降	再処理施設	ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤(ﾘﾚｰ盤)	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	110V第2非常用蓄電池A(28個用1段2列)	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	110V非常用充電器盤A(1)	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	110V非常用予備充電器盤E(2)	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	110V非常用直流主分電盤A	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A1	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	第2非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機A制御盤(1)	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	第2非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機A制御盤(2)	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	6.9kV非常用ﾒﾀｸﾗA	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	非常用動力用変圧器A	非常用電源建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤1, 高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤2	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤3, 高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤4, 高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤5	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤(ﾘﾚｰ盤1)	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	塔槽類廃ｶﾞｽ処理設備　高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備安全系A計装ﾗｯｸ	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化廃ｶﾞｽ処理設備第2排風機A安全系Aｲﾝﾊﾞｰﾀ制御盤	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化廃ｶﾞｽ処理設備　高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備　安全系A計装ﾗｯｸ	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化廃ｶﾞｽ処理設備安全系A No.3計器架台	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	固化ｾﾙ換気系排風機A安全系Aｲﾝﾊﾞｰﾀ制御盤	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化建屋換気設備安全系A計装ﾗｯｸ	高レベル廃液ガラス固化建屋
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯蔵系　安全系A　計装ﾗｯｸ	高レベル廃液ガラス固化建屋

(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

<table>
<tr><th rowspan="3">申請回次</th><th rowspan="3">施設区分</th><th colspan="2" rowspan="2">主な説明事項※1</th><th colspan="3">(1)事業許可との整合性に関する説明事項</th><th>(2)既設工認からの変更点に係る説明事項</th><th>(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項</th><th colspan="20">(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等</th></tr>
<tr><th>一関東の鉛直地震動</th><th>重大事故評価に対する許容限界</th><th>可搬型SA</th><th>設備の評価内容及び変更点</th><th>水平2方向に対する影響評価</th><th>鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響</th><th>動的地震力のSRSS組合せ</th><th>下位クラス施設の波及的影響</th><th>Sd評価結果の記載方法</th><th>剛な設備の固有周期算出</th><th>配管支持構造物の耐震性確認方法</th><th>配管設計における考慮事項</th><th>配管類の評価手法</th><th>材料物性のばらつき</th><th>動的機能維持評価手法の適用</th><th>最新知見として得られた減衰定数の適用</th><th>隣接建屋影響確認</th><th>動的機能維持に対する評価内容</th><th>電気盤機能維持に適用する水平方向地震力</th><th>等価繰返し回数</th><th>屋内設備のアンカー定着部</th><th>機電設備の耐震計算書作成</th><th>定型式への最新知見の反映</th><th>液状化に対する影響確認</th></tr>
<tr><th>設備名称※3,※4</th><th>補足説明資料</th><th>耐震機電12</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>耐震機電13</th><th>耐震機電10</th><th>耐震機電01</th><th>耐震機電02</th><th>耐震機電03</th><th>耐震機電09</th><th>耐震機電○</th><th>耐震機電06</th><th>耐震機電15</th><th>耐震機電16</th><th>耐震機電11</th><th>耐震機電14</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>不溶解残渣廃液貯蔵系　安全系A　計装ﾗｯｸ</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td><td rowspan="38">☆</td><td colspan="2" rowspan="38">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="38">※2</td><td colspan="2" rowspan="38">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="38">☆</td><td rowspan="38">☆</td><td colspan="5" rowspan="38">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="38">☆</td><td colspan="11" rowspan="38">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ｶﾞﾗｽ固化体重量計安全系A変換器収納盤</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>流下ﾉｽﾞﾙ高周波加熱安全系Aしゃ断器盤</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備安全系A計装ﾗｯｸ</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備安全系A No.1計器架台</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>105V非常用計測交流主分電盤A</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>105V非常用計測交流電源盤A</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>110V第2非常用蓄電池A(14個用1段2列)</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>110V非常用充電器盤A</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>110V非常用予備充電器盤E</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>110V非常用直流主分電盤A</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA1</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>105V非常用無停電交流主分電盤A</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>105V非常用無停電電源装置A</td><td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾊﾞｽｹｯﾄ搬送機A,B</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾊﾞｽｹｯﾄ取扱装置</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井ｸﾚｰﾝA,B</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>燃料取出し装置A,B</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>燃料移送水中台車</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック
高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック
低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック
低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>燃料取扱装置(BWR燃料用)</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>燃料取扱装置(PWR燃料用)</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>燃料取扱装置(BWR燃料及びPWR燃料用)</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>バスケット仮置き架台（空用）バスケット仮置き架台（実入り用）</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第１チャンネルボックス切断装置</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第１バーナブルポイズン切断装置</td><td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>安全冷却水系冷却塔Ａ，　Ｂ</td><td>屋外</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>燃料横転ｸﾚｰﾝA,B</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>溶解槽A,B</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>第1よう素追出し槽A,B
第2よう素追出し槽A,B</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>溶解槽A,B燃料せん断片ｼｭｰﾄ</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽｼｭｰﾄA,B</td><td>前処理建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>再処理施設</td><td>ﾊﾙ洗浄槽A,B</td><td>前処理建屋</td></tr>
</table>

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	清澄機A,B	前処理建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	溶解槽A,Bﾃﾞﾐｽﾀ	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	よう素追出し塔A,B	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	安全冷却水Ａ冷却塔	屋外																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2洗浄塔	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ洗浄塔	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム溶液TBP洗浄器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム洗浄器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液中間貯槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄA／抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA／第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA／第2洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA／ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第１洗浄器	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第7一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第8一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第5一時貯留処理槽	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶A 高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶B	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第3一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第4一時貯留処理槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	核分裂生成物洗浄塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	逆抽出塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ洗浄塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ＴＢＰ洗浄器	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1酸化塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1脱ｶﾞｽ塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	第2酸化塔	精製建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
- ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- 〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
- ―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	第2脱ｶﾞｽ塔	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	核分裂生成物洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	TBP洗浄器ﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	補助油水分離槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	補助油水分離槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	油水分離槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプＡグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプＥグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプＤグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプＣグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液弁グローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液一時貯槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液受槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾘｻｲｸﾙ槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	希釈槽	精製建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	プルトニウム濃縮液ポンプＢグローブボックス	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液一時貯槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液計量槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液中間貯槽	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	硝酸プルトニウム移送グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	定量ポットグローブボックスＡ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	定量ポットグローブボックスＢ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	一時貯槽第１グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	一時貯槽第２グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝装置グローブボックスＡ，Ｂ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝皿取扱装置第１グローブボックスＡ，Ｂ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝皿取扱装置第２グローブボックスＡ，Ｂ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝皿取扱装置第３グローブボックスＡ，Ｂ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝皿取扱装置第４グローブボックスＡ，Ｂ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ガス処理第１グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ガス処理第２グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	廃ガス処理第３グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	脱硝廃ガス処理グローブボックス	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	貯蔵ﾎｰﾙ	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	冷却塔Ａ，Ｂ	屋外																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
- ★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
- ☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
- ●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
- 〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
- ―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	迷路板(冷却空気入口ｼｬﾌﾄ側)	高レベル廃液ガラス固化建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	ｾﾙ内ｸｰﾗA ｾﾙ内ｸｰﾗB ｾﾙ内ｸｰﾗC ｾﾙ内ｸｰﾗD ｾﾙ内ｸｰﾗE ｾﾙ内ｸｰﾗF ｾﾙ内ｸｰﾗG ｾﾙ内ｸｰﾗH ｾﾙ内ｸｰﾗI ｾﾙ内ｸｰﾗJ	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	ｶﾞﾗｽ溶融炉A,B	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	通風管	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	収納管	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	第1ｶﾞﾗｽ固化体貯蔵建屋床面走行ｸﾚｰﾝ	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	ﾄﾚﾝﾁ移送台車	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	迷路板(冷却空気入口ｼｬﾌﾄ側)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	迷路板(冷却空気出口ｼｬﾌﾄ側)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	通風管	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	収納管	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	整流板(冷却空気入口ｼｬﾌﾄ側)(冷却空気入口迷路板第1整流板～第4整流板)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	整流板(冷却空気出口ｼｬﾌﾄ側)(冷却空気出口迷路板第1整流板～第2整流板)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟																								
第2回以降	再処理施設	迷路板(冷却空気出口ｼｬﾌﾄ側)	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気入口第1流路形成板，冷却空気入口第2流路形成板	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気出口第1流路形成板，冷却空気出口第2流路形成板	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	通風管	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	収納管	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気入口整流板（冷却空気入口第1整流板～第3整流板）	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	冷却空気出口整流板（冷却空気出口第1整流板～第5整流板）	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟																								
第2回以降	再処理施設	天井スラブ	ハル・エンド ピース貯蔵建屋																								
今後申請	廃棄物管理施設	通風管	ガラス固化体貯蔵建屋																								
今後申請	廃棄物管理施設	収納管	ガラス固化体貯蔵建屋																								
今後申請	廃棄物管理施設	通風管	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	収納管	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	冷却空気出口迷路板	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	冷却空気出口ルーバ	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	冷却空気入口整流板	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	冷却空気出口整流板	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
今後申請	廃棄物管理施設	ガラス固化体放射能量測定装置	ガラス固化体貯蔵建屋																								
今後申請	廃棄物管理施設	貯蔵建屋床面走行クレーン	ガラス固化体貯蔵建屋																								
今後申請	廃棄物管理施設	貯蔵建屋床面走行クレーン	ガラス固化体貯蔵建屋B棟																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油貯蔵タンク	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	起動用空気槽A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	起動用空気槽B	燃料加工建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項[※1] 設備名称[※3,※4]	補足説明資料	(1)事業許可との整合性に関する説明事項 一関東の鉛直地震動	(1) 重大事故評価に対する許容限界	(1) 可搬型SA	(2)既設工認からの変更点に係る説明事項 設備の評価内容及び変更点	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項 水平2方向に対する影響評価	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等 鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	(4) 動的地震力のSRSS組合せ	(4) 下位クラス施設の波及的影響	(4) Sd評価結果の記載方法	(4) 剛な設備の固有周期算出	(4) 配管支持構造物の耐震性確認方法	(4) 配管設計における考慮事項	(4) 配管類の評価手法	(4) 材料物性のばらつき	(4) 動的機能維持評価手法の適用	(4) 最新知見として得られた減衰定数の適用	(4) 隣接建屋影響確認	(4) 動的機能維持に対する評価内容	(4) 電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	(4) 等価繰返し回数	(4) 屋内設備のアンカー定着部	(4) 機電設備の耐震計算書作成	(4) 定型式への最新知見の反映	(4) 液状化に対する影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油サービスタンクA	燃料加工建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油サービスタンクB	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	工程室排気フィルタユニット	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グローブボックス排気フィルタユニット	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	窒素循環冷却機	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	冷却空気用給気フィルタA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	冷却空気用給気フィルタB	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	高性能エアフィルタA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	高性能エアフィルタB	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グローブボックス排風機	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	窒素循環ファン	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用ガスタービン発電機A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用ガスタービン発電機B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油移送ポンプA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料油移送ポンプB	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	給気ファンA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	給気ファンB	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排気ファンA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排気ファンB	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用充電器盤	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用直流電圧補償装置盤	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用整流器盤	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用インバータ盤	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	非常用予備変圧器盤	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末払出装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末缶取出装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末秤量・分取装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末秤量・分取装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	予備混合装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合粉末秤量・分取装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末秤量・分取装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	均一化混合装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	造粒装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX分析試料採取装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	分析試料採取・詰替装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末処理・詰替装置	燃料加工建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
		設備名称※3,※4	補足説明資料	一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末微粉砕装置	燃料加工建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末処理・混合装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ焙焼処理装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ受払装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ搬送装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合粉末搬送装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-9	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-11	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-13	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-14	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-16	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-19	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-20	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置Ａ(粉末取扱部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置Ｂ(粉末取扱部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置Ａ(プレス部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置Ｂ(プレス部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	空焼結ボート取扱装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グリーンペレット積込装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グリーンペレット積込装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート供給装置A	燃料加工建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
－：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート供給装置B	燃料加工建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート供給装置C	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結炉A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結炉B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結炉C	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート取出装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート取出装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート取出装置C	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置C	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ペレット供給装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ペレット供給装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削粉回収装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削粉回収装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	外観検査装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	外観検査装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	寸法･形状･密度検査装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	寸法･形状･密度検査装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	仕上がりペレット収容装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	仕上がりペレット収容装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット立会検査装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-9	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置-10	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末容器搬送装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	一時保管ピット	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末缶一時保管装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置1	燃料加工建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1 設備名称※3,※4	補足説明資料	(1)事業許可との整合性に関する説明事項 一関東の鉛直地震動 耐震機電12	(1) 重大事故評価に対する許容限界 後次回	(1) 可搬型SA 後次回	(2)既設工認からの変更点に係る説明事項 設備の評価内容及び変更点 耐震機電13	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項 水平2方向に対する影響評価 耐震機電10	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等 鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響 耐震機電01	(4) 動的地震力のSRSS組合せ 耐震機電02	(4) 下位クラス施設の波及的影響 耐震機電03	(4) Sd評価結果の記載方法 耐震機電09	(4) 剛な設備の固有周期算出 耐震機電○	(4) 配管支持構造物の耐震性確認方法 耐震機電06	(4) 配管設計における考慮事項 耐震機電15	(4) 配管類の評価手法 耐震機電16	(4) 材料物性のばらつき 耐震機電11	(4) 動的機能維持評価手法の適用 耐震機電14	(4) 最新知見として得られた減衰定数の適用 後次回	(4) 隣接建屋影響確認 後次回	(4) 動的機能維持に対する評価内容 後次回	(4) 電気盤機能維持に適用する水平方向地震力 後次回	(4) 等価繰返し回数 後次回	(4) 屋内設備のアンカー定着部 後次回	(4) 機電設備の耐震計算書作成 後次回	(4) 定型式への最新知見の反映 後次回	(4) 液状化に対する影響確認 後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置2	燃料加工建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置9	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置10	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置11	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置12	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管搬送装置A	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管搬送装置B	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管搬送装置C	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管搬送装置D	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット一時保管棚-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット一時保管棚-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット一時保管棚-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート入出庫装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート入出庫装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置-8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ貯蔵棚-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ保管容器入出庫装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ保管容器受渡装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	スクラップ保管容器受渡装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ペレット貯蔵棚-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ペレット貯蔵棚-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ペレット貯蔵棚-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ペレット貯蔵棚-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	製品ペレット貯蔵棚-5	燃料加工建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器入出庫装置	燃料加工建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器受渡装置-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器受渡装置-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料棒貯蔵棚-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料棒貯蔵棚-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	燃料集合体貯蔵チャンネル	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グローブボックス給気フィルタ（耐震Sクラス）	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グローブボックス排気フィルタ（耐震Sクラス）	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用減圧装置ユニット-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用減圧装置ユニット-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用減圧装置ユニット-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用減圧装置ユニット-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用選択弁ユニット-1-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用選択弁ユニット-1-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用選択弁ユニット-1-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用選択弁ユニット-1-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用選択弁ユニット-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用選択弁ユニット-3-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用選択弁ユニット-3-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ＧＢ消火用選択弁ユニット-4-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	起動弁ユニットA	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	起動弁ユニットB	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模粉末混合装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模プレス装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模焼結処理装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模焼結炉排ガス処理装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	小規模研削検査装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	資材保管装置	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	貯蔵容器受払装置オープンポートボックス	燃料加工建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1 設備名称※3,※4	補足説明資料
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末秤量・分取装置Aグローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料MOX粉末秤量・分取装置Bグローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	予備混合装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合装置Ａグローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合装置Ｂグローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	均一化混合装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	造粒装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合装置Aグローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合装置Bグローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料ＭＯＸ分析試料採取装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	分析試料採取・詰替装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ受払装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローブボックス-1	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローブボックス-2	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローブボックス-3	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローブボックス-4	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローブボックス-5	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	容器移送装置グローブボックス-6	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-1グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-2グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-1	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-2	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-3	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-4	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-4グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-5グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料粉末搬送装置-6グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-1	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合粉末搬送装置-1グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合粉末搬送装置-2グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	添加剤混合粉末搬送装置-3グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-1グローブボックス	燃料加工建屋

区分	説明事項	補足説明資料	全行共通（結合セル）
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	一関東の鉛直地震動	耐震機電12	☆
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	重大事故評価に対する許容限界	後次回	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	可搬型SA	後次回	
(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	設備の評価内容及び変更点	耐震機電13	※2
(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	水平2方向に対する影響評価	耐震機電10	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	耐震機電01	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	動的地震力のSRSS組合せ	耐震機電02	☆
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	下位クラス施設の波及的影響	耐震機電03	☆
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	Sd評価結果の記載方法	耐震機電09	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	剛な設備の固有周期算出	耐震機電○	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	配管支持構造物の耐震性確認方法	耐震機電06	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	配管設計における考慮事項	耐震機電15	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	配管類の評価手法	耐震機電16	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	材料物性のばらつき	耐震機電11	☆
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	動的機能維持評価手法の適用	耐震機電14	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	最新知見として得られた減衰定数の適用	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	隣接建屋影響確認	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	動的機能維持に対する評価内容	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	等価繰返し回数	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	屋内設備のアンカー定着部	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	機電設備の耐震計算書作成	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	定型式への最新知見の反映	後次回	
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	液状化に対する影響確認	後次回	

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1 設備名称※3,※4	補足説明資料	(1)事業許可との整合性に関する説明事項 一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	(2)既設工認からの変更点に係る説明事項 設備の評価内容及び変更点	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項 水平2方向に対する影響評価	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等 鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-3グローブボックス	燃料加工建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-4グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-6グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-8グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-9グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-11グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-13グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-14グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-16グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-19グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	調整粉末搬送装置-20グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置A(粉末取扱部)グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置B(粉末取扱部)グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置A(プレス部)グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	プレス装置B(プレス部)グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グリーンペレット積込装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	グリーンペレット積込装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート供給装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート供給装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート供給装置Cグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート取出装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート取出装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート取出装置Cグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Aグローブボックス(上部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Bグローブボックス(上部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Cグローブボックス(上部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Aグローブボックス(下部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Bグローブボックス(下部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	排ガス処理装置Cグローブボックス(下部)	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ペレット供給装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ペレット供給装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削粉回収装置Aグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	研削粉回収装置Bグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット検査設備Aグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット検査設備Bグローブボックス	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット立会検査装置グローブボックス	燃料加工建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
〇：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項※1 設備名称※3,※4	補足説明資料	(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
				耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-1	燃料加工建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。					☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-2	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-3	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-4	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-5	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-6	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-7	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-8	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-9	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-10	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-11	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-12	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-13	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-14	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-15	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-16	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-17	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-18	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-19	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-20	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-21	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-22	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-23	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-24	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-25	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-26	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-27	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-28	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-29	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-30	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-31	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-32	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-33	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-34	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-35	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-36	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-37	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-38	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-39	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-40	燃料加工建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-41	燃料加工建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【機器】

申請回次	施設区分	主な説明事項[※1] 設備名称[※3,※4]	補足説明資料
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-42	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-43	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-44	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-45	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-1	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-2	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-47	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-48	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-49	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-50	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-51	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート搬送装置グローブボックス-52	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-13	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-14	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-3	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	原料ＭＯＸ粉末缶一時保管装置グローブボックス	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グローブボックス-1	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グローブボックス-2	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グローブボックス-3	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グローブボックス-4	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グローブボックス-5	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	粉末一時保管装置グローブボックス-6	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット一時保管棚グローブボックス-1	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット一時保管棚グローブボックス-2	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	ペレット一時保管棚グローブボックス-3	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1	燃料加工建屋
第2回以降	MOX燃料加工施設	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2	燃料加工建屋

区分	説明事項	補足説明資料	上記全設備に対する記載
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	一関東の鉛直地震動	耐震機電12	☆
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	重大事故評価に対する許容限界	後次回	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(1)事業許可との整合性に関する説明事項	可搬型SA	後次回	
(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	設備の評価内容及び変更点	耐震機電13	※2
(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	水平2方向に対する影響評価	耐震機電10	当該範囲については，後次回申請にて示す。
(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	耐震機電01	
	動的地震力のSRSS組合せ	耐震機電02	☆
	下位クラス施設の波及的影響	耐震機電03	☆
	Sd評価結果の記載方法	耐震機電09	当該範囲については，後次回申請にて示す。
	剛な設備の固有周期算出	耐震機電○	
	配管支持構造物の耐震性確認方法	耐震機電06	
	配管設計における考慮事項	耐震機電15	
	配管類の評価手法	耐震機電16	
	材料物性のばらつき	耐震機電11	☆
	動的機能維持評価手法の適用	耐震機電14	当該範囲については，後次回申請にて示す。
	最新知見として得られた減衰定数の適用	後次回	
	隣接建屋影響確認	後次回	
	動的機能維持に対する評価内容	後次回	
	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	後次回	
	等価繰返し回数	後次回	
	屋内設備のアンカー定着部	後次回	
	機電設備の耐震計算書作成	後次回	
	定型式への最新知見の反映	後次回	
	液状化に対する影響確認	後次回	

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【機器】

<table>
<tr><th rowspan="3">申請回次</th><th rowspan="3">施設区分</th><th colspan="2" rowspan="2">主な説明事項※1</th><th colspan="3">(1)事業許可との整合性に関する説明事項</th><th>(2)既設工認からの変更点に係る説明事項</th><th>(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項</th><th colspan="19">(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等</th></tr>
<tr><th>一関東の鉛直地震動</th><th>重大事故評価に対する許容限界</th><th>可搬型SA</th><th>設備の評価内容及び変更点</th><th>水平2方向に対する影響評価</th><th>鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響</th><th>動的地震力のSRSS組合せ</th><th>下位クラス施設の波及的影響</th><th>Sd評価結果の記載方法</th><th>剛な設備の固有周期算出</th><th>配管支持構造物の耐震性確認方法</th><th>配管設計における考慮事項</th><th>配管類の評価手法</th><th>材料物性のばらつき</th><th>動的機能維持評価手法の適用</th><th>最新知見として得られた減衰定数の適用</th><th>隣接建屋影響確認</th><th>動的機能維持に対する評価内容</th><th>電気盤機能維持に適用する水平方向地震力</th><th>等価繰返し回数</th><th>屋内設備のアンカー定着部</th><th>機電設備の耐震計算書作成</th><th>定型式への最新知見の反映</th><th>液状化に対する影響確認</th></tr>
<tr><th>設備名称※3,※4</th><th>補足説明資料</th><th>耐震機電12</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>耐震機電13</th><th>耐震機電10</th><th>耐震機電01</th><th>耐震機電02</th><th>耐震機電03</th><th>耐震機電09</th><th>耐震機電○</th><th>耐震機電06</th><th>耐震機電15</th><th>耐震機電16</th><th>耐震機電11</th><th>耐震機電14</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th><th>後次回</th></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>焼結ボート受渡装置グローブボックス-3</td><td>燃料加工建屋</td><td rowspan="24">☆</td><td colspan="2" rowspan="24">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="24">※2</td><td colspan="2" rowspan="24">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="24">☆</td><td rowspan="24">☆</td><td colspan="5" rowspan="24">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td><td rowspan="24">☆</td><td colspan="10" rowspan="24">当該範囲については，後次回申請にて示す。</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>焼結ボート受渡装置グローブボックス-4</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-2</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-3</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-5</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>ろ過・第1活性炭処理グローブボックス</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>第2活性炭・吸着処理グローブボックス</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>小規模粉末混合装置グローブボックス</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>小規模プレス装置グローブボックス</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>小規模焼結処理装置グローブボックス</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>小規模研削検査装置グローブボックス</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
<tr><td>第2回以降</td><td>MOX燃料加工施設</td><td>資材保管装置グローブボックス</td><td>燃料加工建屋</td></tr>
</table>

今回設工認における主な説明項目（機器・配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器・配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器・配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【配管類】

申請回次	施設区分	主な説明事項		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																		
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第1回申請	再処理施設	配管類標準支持間隔（安全冷却水B冷却塔）	屋外	★	–	–	※2	●※6	●※6	★	★	–	–	★	●※6	●※6	★	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（前処理建屋）	前処理建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（分離建屋）	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（精製建屋）	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（高レベル廃液ガラス固化建屋）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（安全冷却水系冷却塔A基礎）	屋外																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（安全冷却水系冷却塔B基礎）	屋外																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（非常用電源建屋）	非常用電源建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（非常用電源建屋燃料油貯蔵タンクA,B）	非常用電源建屋燃料油貯蔵タンクA,B																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（制御建屋）	制御建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間,分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間,精製建屋/ウラン脱硝建屋間,精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道）	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間,分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間,精製建屋/ウラン脱硝建屋間,精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却塔設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道）	前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却塔設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（主排気筒管理建屋）	主排気筒管理建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（主排気筒基礎）	屋外																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（主排気筒筒身）	屋外																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（安全冷却水A冷却塔）	屋外																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（冷却塔A,B）	屋外																								
第2回以降	再処理施設	配管類標準支持間隔（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋）	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	前処理建屋																								

今回設工認における主な説明項目（機器･配管類）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【注記】
※1：本表の設備に対する説明は類型化を活用した上で行うため，補足説明資料「耐震機電07 機器･配管類に対する分類の考え方」においてその考え方を示す。
※2：評価内容及び変更点については設備ごとに解析モデルの変更，評価手法の変更，計算諸元の精緻化等，変更内容が多様であることから，代表として説明する内容については添付－６－３－１～添付－６－３－３にて示す。
※3：本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。
※4：ダクト等については支持方法が配管と同様であるため，評価手法としては配管と同じ標準支持間隔法を適用した評価を行っている。そのため，本表においては，配管とダクトに対する標準支持間隔を統合し，共通的な設備名称として配管類標準支持間隔と示している。
※5：本表における説明事項の詳細は添付－６－１にて示す。
※6：説明範囲については第1回申請範囲までを示しており、後次回以降の範囲は随時説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため，資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明設備。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各機器･配管系それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明設備で全体の考え方を示しているため，資料提出のみを予定。
―：該当なし

【配管類】

申請回次	施設区分	主な説明事項		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項	(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等																			
				一関東の鉛直地震動	重大事故評価に対する許容限界	可搬型SA	設備の評価内容及び変更点	水平2方向に対する影響評価	鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響	動的地震力のSRSS組合せ	下位クラス施設の波及的影響	Sd評価結果の記載方法	剛な設備の固有周期算出	配管支持構造物の耐震性確認方法	配管設計における考慮事項	配管類の評価手法	材料物性のばらつき	動的機能維持評価手法の適用	最新知見として得られた減衰定数の適用	隣接建屋影響確認	動的機能維持に対する評価内容	電気盤機能維持に適用する水平方向地震力	等価繰返し回数	屋内設備のアンカー定着部	機電設備の耐震計算書作成	定型式への最新知見の反映	液状化に対する影響確認
		設備名称※3,※4	補足説明資料	耐震機電12	後次回	後次回	耐震機電13	耐震機電10	耐震機電01	耐震機電02	耐震機電03	耐震機電09	耐震機電○	耐震機電06	耐震機電15	耐震機電16	耐震機電11	耐震機電14	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回	後次回
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	前処理建屋	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		※2	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。		☆	当該範囲については，後次回申請にて示す。									
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	前処理建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	分離建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	精製建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	再処理施設	配管多質点系はり（[redacted]）	高レベル廃液ガラス固化建屋																								
第2回以降	MOX燃料加工施設	配管類標準支持間隔（燃料加工建屋）	燃料加工建屋																								

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　①横置型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	第1非常用ディーゼル発電設備用重油タンク室	重油ﾀﾝｸA-1,2,B-1,2					
2	再処理施設	前処理建屋	洗浄廃液受槽					
3	再処理施設	前処理建屋	中間ﾎﾟｯﾄA,Bｴｱﾘﾌﾄ分離ﾎﾟｯﾄ					
4	再処理施設	前処理建屋	水ﾊﾞｯﾌｧ槽					
5	再処理施設	前処理建屋	ﾃﾞﾐｽﾀ					
6	再処理施設	前処理建屋	ﾌｨﾙﾀ					
7	再処理施設	前処理建屋	よう素ﾌｨﾙﾀ第1,第2加熱器					
8	再処理施設	前処理建屋	中間ﾎﾟｯﾄA,Bｴｱﾘﾌﾄﾃﾞﾐｽﾀ					
9	再処理施設	前処理建屋	ﾘｻｲｸﾙ槽Aﾃﾞﾐｽﾀ					
10	再処理施設	前処理建屋	ﾘｻｲｸﾙ槽Bﾃﾞﾐｽﾀ					
11	再処理施設	前処理建屋	廃ｶﾞｽ冷却器A,B,C					
12	再処理施設	前処理建屋	計量前中間貯槽Aﾃﾞﾐｽﾀ					
13	再処理施設	前処理建屋	計量前中間貯槽Bﾃﾞﾐｽﾀ 計量後中間貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ 計量補助槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
14	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水A,B膨張槽					
15	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1A,1B,2膨張槽					
16	再処理施設	前処理建屋	ﾎﾞｲﾗ供給水槽					
17	再処理施設	前処理建屋	安全蒸気ﾎﾞｲﾗA,B					
18	再処理施設	前処理建屋	安全空気圧縮装置A,B,C(後置冷却器A,B,C)					
19	再処理施設	前処理建屋	計測制御用空気貯槽					
20	再処理施設	分離建屋	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ					
21	再処理施設	分離建屋	第2洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ					
22	再処理施設	分離建屋	ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ					
23	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ					
24	再処理施設	分離建屋	第1一時貯留処理槽ｼｰﾙ槽					
25	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽ｼｰﾙ槽					
26	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽ﾌﾞﾚｲｸﾎﾟｯﾄ					
27	再処理施設	分離建屋	第2ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑﾓﾆﾀ第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　*本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ①横置型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
28	再処理施設	分離建屋	予備第2ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑﾓﾆﾀ第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ					
29	再処理施設	分離建屋	ｶﾞﾝﾏﾓﾆﾀ第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ					
30	再処理施設	分離建屋	予備ｶﾞﾝﾏﾓﾆﾀ第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ					
31	再処理施設	分離建屋	ﾃﾞﾐｽﾀ					
32	再処理施設	分離建屋	よう素ﾌｨﾙﾀ後置ﾌｨﾙﾀ					
33	再処理施設	分離建屋	よう素ﾌｨﾙﾀ第1，第2加熱器					
34	再処理施設	分離建屋	溶解液中間貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
35	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
36	再処理施設	分離建屋	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ 第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ 第2洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ					
37	再処理施設	分離建屋	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ					
38	再処理施設	分離建屋	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟEﾃﾞﾐｽﾀ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟEﾃﾞﾐｽﾀ					
39	再処理施設	分離建屋	予備抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ					
40	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ					
41	再処理施設	分離建屋	ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ			当該範囲については，後次回申請にて示す。		
42	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ					
43	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ					
44	再処理施設	分離建屋	抽出廃液受槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
45	再処理施設	分離建屋	抽出廃液供給槽Aﾃﾞﾐｽﾀ					
46	再処理施設	分離建屋	ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾃﾞﾐｽﾀ					
47	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ 第4一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ					
48	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
49	再処理施設	分離建屋	第6一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
50	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶凝縮器A					
51	再処理施設	分離建屋	第1ｴｼﾞｪｸﾀ凝縮器					
52	再処理施設	分離建屋	第2ｴｼﾞｪｸﾀ凝縮器					
53	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶凝縮器B					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　＊本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　①横置型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
54	再処理施設	分離建屋	排ｶﾞｽ槽					
55	再処理施設	分離建屋	漏えい液希釈溶液供給槽					
56	再処理施設	分離建屋	中間熱交換器A,B					
57	再処理施設	分離建屋	安全冷却水1A,1B,2膨張槽					
58	再処理施設	精製建屋	第1一時貯留処理槽供給槽					
59	再処理施設	精製建屋	第2一時貯留処理槽供給槽					
60	再処理施設	精製建屋	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 核分裂生成物洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ					
61	再処理施設	精製建屋	凝縮器					
62	再処理施設	精製建屋	NOx廃ｶﾞｽ洗浄塔ﾃﾞﾐｽﾀ					
63	再処理施設	精製建屋	ﾃﾞﾐｽﾀ					
64	再処理施設	精製建屋	よう素ﾌｨﾙﾀ後置ﾌｨﾙﾀ					
65	再処理施設	精製建屋	高性能粒子ﾌｨﾙﾀ第1,第2加熱器					
66	再処理施設	精製建屋	よう素ﾌｨﾙﾀ第1,第2加熱器					
67	再処理施設	精製建屋	廃ｶﾞｽ第1,第2電気加熱器					
68	再処理施設	精製建屋	第3一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ 逆抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄAｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ TBP洗浄器ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ 補助油水分離槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ 補助油水分離槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
69	再処理施設	精製建屋	第7一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟBﾃﾞﾐｽﾀ					
70	再処理施設	精製建屋	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ 核分裂生成物洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ 核分裂生成物洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾃﾞﾐｽﾀ 希釈槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟDﾃﾞﾐｽﾀ					
71	再処理施設	精製建屋	膨張ﾎﾟｯﾄﾃﾞﾐｽﾀ					
72	再処理施設	精製建屋	安全冷却水A,B,C膨張槽					
73	再処理施設	制御建屋	換気設備用冷凍機A,B					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ①横置型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。		
74	再処理施設	制御建屋	換気設備用冷凍機A, B(凝縮器)					
75	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	廃ｶﾞｽ第2冷却器					
76	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合廃ｶﾞｽ凝縮器					
77	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	安全冷却水A, B第1中間熱交換器					
78	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	安全冷却水A, B第2中間熱交換器					
79	再処理施設	非常用電源建屋	燃料油貯蔵ﾀﾝｸ1A, 2A 燃料油貯蔵ﾀﾝｸ1B, 2B					
80	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ﾃﾞﾐｽﾀ（[redacted]）					
81	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ﾃﾞﾐｽﾀ（[redacted]）					
82	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1, 第2加熱器（[redacted]）					
83	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1, 第2加熱器（[redacted]）					
84	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液混合槽A, B凝縮器					
85	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ｱﾙｶﾘ濃縮廃液中和槽凝縮器					
86	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽A, B凝縮器					
87	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	純水中間貯槽					
88	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B冷凍機　油冷却器					
89	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B冷凍機　油分離器					
90	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B冷却器					
91	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット					
92	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタ第2エアリフトポンプデミスタ					
93	再処理施設	分離建屋	ガンマモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット					
94	再処理施設	分離建屋	ガンマモニタ第2エアリフトポンプ分離ポット					
95	再処理施設	分離建屋	補助抽出器エアリフトポンプ分離ポット					
96	再処理施設	分離建屋	補助抽出器予備エアリフトポンプ分離ポット					
97	再処理施設	分離建屋	補助抽出器予備エアリフトポンプデミスタ					
98	再処理施設	分離建屋	プルトニウム分配塔エアリフトポンプAデミスタ					
99	再処理施設	精製建屋	凝縮液冷却器					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ②ｽｶｰﾄ型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	空気だめ		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	再処理施設	屋外	安全冷却水系膨張槽A					
3	再処理施設	屋外	安全冷却水系膨張槽B					
4	再処理施設	前処理建屋	超音波洗浄廃液受槽					
5	再処理施設	前処理建屋	ｼﾌﾀｰA,B					
6	再処理施設	前処理建屋	中継槽A,B					
7	再処理施設	前処理建屋	不溶解残渣回収槽A,B					
8	再処理施設	前処理建屋	計量前中間貯槽A,B					
9	再処理施設	前処理建屋	計量後中間貯槽					
10	再処理施設	前処理建屋	計量補助槽					
11	再処理施設	前処理建屋	漏えい液希釈水供給槽					
12	再処理施設	前処理建屋	安全空気脱湿装置A,B(ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀA,B)					
13	再処理施設	前処理建屋	安全空気脱湿装置A,B(ｱﾌﾀｰﾌｨﾙﾀA,B)					
14	再処理施設	前処理建屋	安全空気脱湿装置A,B(脱湿塔 1A,2A,1B,2B)					
15	再処理施設	前処理建屋	安全空気圧縮装置A,B,C(後置冷却器 ﾄﾞﾚﾝｾﾊﾟﾚｰﾀA,B,C)					
16	再処理施設	前処理建屋	水素掃気用空気貯槽					
17	再処理施設	分離建屋	溶解液中間貯槽					
18	再処理施設	分離建屋	抽出廃液中間貯槽					
19	再処理施設	分離建屋	抽出廃液供給槽A					
20	再処理施設	分離建屋	抽出廃液供給槽B					
21	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽A					
22	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽B					
23	再処理施設	分離建屋	ﾌﾗｯｼｭﾄﾞﾗﾑA,B					
24	再処理施設	精製建屋	第7一時貯留処理槽					
25	再処理施設	精製建屋	第5一時貯留処理槽					
26	再処理施設	精製建屋	安全冷却水A,B,C検知計					
27	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	安全冷却水A,B膨張槽					
28	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	安全冷却水A,B検知計					
29	再処理施設	非常用電源建屋	空気だめA 空気だめB					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　*本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ③平底型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	同期発電機					
3	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料ﾃﾞｲﾀﾝｸ					
4	再処理施設	前処理建屋	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA					
5	再処理施設	前処理建屋	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB,C					
6	再処理施設	前処理建屋	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀD					
7	再処理施設	前処理建屋	よう素ﾌｨﾙﾀA					
8	再処理施設	前処理建屋	よう素ﾌｨﾙﾀB,C					
9	再処理施設	前処理建屋	よう素ﾌｨﾙﾀD					
10	再処理施設	前処理建屋	ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD					
11	再処理施設	前処理建屋	溶解槽Aｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀA 溶解槽Bｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀA せん断機･溶解槽A保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀA せん断機･溶解槽B保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀA					
12	再処理施設	前処理建屋	溶解槽Aｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀ(B～D) 溶解槽Bｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀ(B～D) せん断機･溶解槽A保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀ(B～D) せん断機･溶解槽B保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀ(B～D)					
13	再処理施設	前処理建屋	溶解槽Aｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀE 溶解槽Bｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀE せん断機･溶解槽A保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀE せん断機･溶解槽B保守ｾﾙ排気前置ﾌｨﾙﾀE					
14	再処理施設	前処理建屋	溶解槽ｾﾙA排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA 溶解槽ｾﾙA排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB 溶解槽ｾﾙA排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC 溶解槽ｾﾙA排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD 溶解槽ｾﾙB排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA 溶解槽ｾﾙB排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB 溶解槽ｾﾙB排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC 溶解槽ｾﾙB排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD					
15	再処理施設	前処理建屋	よう素追出し塔A,B廃ｶﾞｽ冷却器					
16	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1A,1B,2放射線ﾚﾍﾞﾙ計計測槽					
17	再処理施設	前処理建屋	LPGﾎﾞﾝﾍﾞﾕﾆｯﾄA,B					
18	再処理施設	分離建屋	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA					
19	再処理施設	分離建屋	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB,C,D,E					
20	再処理施設	分離建屋	よう素ﾌｨﾙﾀA,C					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
*本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ③平底型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
21	再処理施設	分離建屋	よう素ﾌｨﾙﾀB, D					
22	再処理施設	分離建屋	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄN 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄO 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄE 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄF 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄG 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄH 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄI 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄJ 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄK 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄL 建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄM					
23	再処理施設	分離建屋	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA					
24	再処理施設	分離建屋	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄE ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄF ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄG ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄH ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄI ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄJ ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄK					
25	再処理施設	分離建屋	第1, 第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA, B, C, D					
26	再処理施設	分離建屋	第1, 第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀE					
27	再処理施設	精製建屋	ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～J					
28	再処理施設	精製建屋	C4Mｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA, B, C					
29	再処理施設	精製建屋	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA, B					
30	再処理施設	精製建屋	第1, 第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA					
31	再処理施設	精製建屋	第1, 第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB					
32	再処理施設	精製建屋	第1, 第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀC					
33	再処理施設	精製建屋	よう素ﾌｨﾙﾀA					
34	再処理施設	精製建屋	よう素ﾌｨﾙﾀB					
35	再処理施設	精製建屋	よう素ﾌｨﾙﾀC					
36	再処理施設	精製建屋	第1, 第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA					
37	再処理施設	精製建屋	第1, 第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB					
38	再処理施設	精製建屋	第1, 第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀC					
39	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟAｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA, B					
40	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液弁ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA, B					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ③平底型設備				●：説明代表設備		新設設備 / 補強設備 / 既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。
41	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟEｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA,B		当該範囲については，後次回申請にて示す。	
42	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟDｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA,B			
43	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟBｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気ﾌｨﾙﾀA,B			
44	再処理施設	制御建屋	中央制御室ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B,C			
45	再処理施設	制御建屋	中央制御室空調ﾕﾆｯﾄ			
46	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第1高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B,C			
47	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B			
48	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	貯槽ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B			
49	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合槽ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B			
50	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ・ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～F			
51	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気Aﾌｨﾙﾀ			
52	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ排気Bﾌｨﾙﾀ			
53	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	貯蔵室排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～Q			
54	再処理施設	非常用電源建屋	燃料油ｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸA,B			
55	再処理施設	非常用電源建屋	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関A,B			
56	再処理施設	非常用電源建屋	第2非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機A・B(同期発電機)			
57	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA			
58	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB			
59	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA			
60	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀB			
61	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素ﾌｨﾙﾀA ([redacted])			
62	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素ﾌｨﾙﾀB ([redacted])			
63	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素ﾌｨﾙﾀC ([redacted])			
64	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素ﾌｨﾙﾀA ([redacted])			
65	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素ﾌｨﾙﾀB ([redacted])			
66	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素ﾌｨﾙﾀC ([redacted])			
67	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ﾀﾞｽﾄﾌｨﾙﾀ ([redacted])			
68	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ﾀﾞｽﾄﾌｨﾙﾀ ([redacted])			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備＊について示す。
＊本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　③平底型設備　　●：説明代表設備

当該範囲については，後次回申請にて示す。

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	設工認申請　分割申請状況 後次回以降申請	新設設備	補強設備	既設設備
69	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化ｾﾙ換気系排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA, B					
70	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化ｾﾙ圧力放出系前置ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA, B					
71	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化ｾﾙ圧力放出系排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA, B					
72	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化ｾﾙ入気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA, B					
73	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄB ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄD ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄE ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄF ｾﾙ排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄG					
74	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ﾙﾃﾆｳﾑ吸着塔					
75	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	保守治具入口ｼｬｯﾀ1, 2					
76	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	負圧維持治具1, 2					
77	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第3高性能粒子ﾌｨﾙﾀA, B					
78	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B検知ﾎﾟｯﾄ					
79	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1, 第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A, B検知ﾎﾟｯﾄ					
80	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A系, B系検知ﾎﾟｯﾄ					
81	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水A, B検知ﾎﾟｯﾄ					
82	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1A, 1B検知ﾎﾟｯﾄ					
83	再処理施設	前処理建屋	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄC					
84	再処理施設	前処理建屋	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA, B, D～S					
85	再処理施設	分離建屋	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA					
86	再処理施設	精製建屋	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～Q					
87	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～V					
88	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	建屋排気ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA～K					
89	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化ｾﾙｶﾞﾗｽ固化体収納架台					
90	再処理施設	前処理建屋	清澄機A, B					
91	再処理施設	前処理建屋	よう素追出し塔A, B					
92	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽					
93	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液中間貯槽					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備＊について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ③平底型設備　｜　●：説明代表設備　｜　新設設備　｜　補強設備　｜　既設設備

当該範囲については，後次回申請にて示す。

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請
94	再処理施設	分離建屋	第1一時貯留処理槽		
95	再処理施設	分離建屋	第7一時貯留処理槽		
96	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽		
97	再処理施設	分離建屋	第2一時貯留処理槽		
98	再処理施設	分離建屋	第5一時貯留処理槽		
99	再処理施設	精製建屋	第1一時貯留処理槽		
100	再処理施設	精製建屋	第2一時貯留処理槽		
101	再処理施設	精製建屋	第3一時貯留処理槽		
102	再処理施設	精製建屋	第4一時貯留処理槽		
103	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽		
104	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽		
105	再処理施設	精製建屋	油水分離槽		
106	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽		
107	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液一時貯槽		
108	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液受槽		
109	再処理施設	精製建屋	ﾘｻｲｸﾙ槽		
110	再処理施設	精製建屋	希釈槽		
111	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液一時貯槽		
112	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液計量槽		
113	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液中間貯槽		

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備※について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ④ﾌﾟﾚｰﾄ型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水A,B補助冷却器		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1A，1B中間熱交換器					
3	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水2中間熱交換器					
4	再処理施設	分離建屋	安全冷却水1A，1B中間熱交換器					
5	再処理施設	分離建屋	安全冷却水2中間熱交換器					
6	再処理施設	精製建屋	安全冷却水中間熱交換器A，B					
7	再処理施設	精製建屋	安全冷却水中間熱交換器C					
8	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A，B中間熱交換器					
9	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A，B中間熱交換器					
10	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A系，B系中間熱交換器					
11	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水A，B中間熱交換器					
12	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1A，1B中間熱交換器					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　*本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑤片持中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	前処理建屋	計量･調整槽ｻｲﾎﾝ1分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ2分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ3分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ4分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ5分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ1分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ2分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ3分離ﾎﾟｯﾄ					
2	再処理施設	前処理建屋	計量･調整槽ｻｲﾎﾝ6A分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ6B分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ6A分離ﾎﾟｯﾄ 計量･調整槽ｻｲﾎﾝ6B分離ﾎﾟｯﾄ					
3	再処理施設	前処理建屋	計量･調整槽ｻｲﾎﾝ4，5分離ﾎﾟｯﾄ					
4	再処理施設	分離建屋	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 予備抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ					
5	再処理施設	分離建屋	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ					
6	再処理施設	分離建屋	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ					
7	再処理施設	分離建屋	抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟE分離ﾎﾟｯﾄ					
8	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ					
9	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ					
10	再処理施設	分離建屋	第2洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ					
11	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ					
12	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ					
13	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB，C分離ﾎﾟｯﾄ					
14	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ					
15	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟE分離ﾎﾟｯﾄ					
16	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝAﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ 溶解液供給槽予備ｹﾞﾃﾞｵﾝAﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ					
17	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝBﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ 溶解液供給槽予備ｹﾞﾃﾞｵﾝBﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ					
18	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔溶液採取ﾎﾟｯﾄ					
19	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液TBP洗浄器ｻｲﾎﾝﾎﾟｯﾄ					
20	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液中間貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟA，Bﾌﾞﾚｲｸﾎﾟｯﾄ					
21	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽流量計測ﾎﾟｯﾄA 溶解液供給槽流量計測ﾎﾟｯﾄB 溶解液供給槽予備流量計測ﾎﾟｯﾄA 溶解液供給槽予備流量計測ﾎﾟｯﾄB					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】⑤片持中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。		
22	再処理施設	分離建屋	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄB 抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄC TBP洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA TBP洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄB		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
23	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄB					
24	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔流量計測ﾎﾟｯﾄB					
25	再処理施設	分離建屋	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄB					
26	再処理施設	分離建屋	第1一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ					
27	再処理施設	分離建屋	第7一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ					
28	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ					
29	再処理施設	分離建屋	第2一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ					
30	再処理施設	分離建屋	第3，第4一時貯留処理槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ					
31	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第3一時貯留処理槽予備第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第4一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第4一時貯留処理槽予備第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ					
32	再処理施設	分離建屋	第4一時貯留処理槽ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟFﾌﾞﾚｲｸﾎﾟｯﾄ					
33	再処理施設	分離建屋	第6一時貯留処理槽ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟD，Fﾌﾞﾚｲｸﾎﾟｯﾄ					
34	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽流量計測ﾎﾟｯﾄ 第3一時貯留処理槽予備流量計測ﾎﾟｯﾄ					
35	再処理施設	精製建屋	第3一時貯留処理槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 第3一時貯留処理槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 第7一時貯留処理槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ					
36	再処理施設	精製建屋	第3一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ					
37	再処理施設	精製建屋	第7一時貯留処理槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ					
38	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 第2脱ｶﾞｽ塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ﾘｻｲｸﾙ槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 希釈槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 希釈槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 希釈槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ 希釈槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟD分離ﾎﾟｯﾄ					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備※について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑤片持中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
39	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 第1酸化塔第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第1酸化塔第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第1脱ｶﾞｽ塔第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第1脱ｶﾞｽ塔第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 核分裂生成物洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 逆抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 油水分離槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ					
40	再処理施設	精製建屋	核分裂生成物洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 逆抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ TBP洗浄器ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 補助油水分離槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第2酸化塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ 第2脱ｶﾞｽ塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 油分ﾘｻｲｸﾙﾎﾟｯﾄｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽第1ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽第2ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ					
41	再処理施設	精製建屋	油水分離槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ					
42	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液槽					
43	再処理施設	精製建屋	第1酸化塔ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
44	再処理施設	精製建屋	第1脱ｶﾞｽ塔第1ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ					
45	再処理施設	精製建屋	第1脱ｶﾞｽ塔第2ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ					
46	再処理施設	精製建屋	第1脱ｶﾞｽ塔ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
47	再処理施設	精製建屋	第2酸化塔供給ﾎﾟｯﾄ					
48	再処理施設	精製建屋	TBP洗浄器ｻｲﾎﾝﾎﾟｯﾄA					
49	再処理施設	精製建屋	TBP洗浄器ｻｲﾎﾝﾎﾟｯﾄB					
50	再処理施設	精製建屋	第2酸化塔ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
51	再処理施設	精製建屋	第2脱ｶﾞｽ塔ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄB					
52	再処理施設	精製建屋	第2脱ｶﾞｽ塔ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑤片持中間支持設備　　　●：説明代表設備　　　新設設備　　　補強設備　　　既設設備

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請
53	再処理施設	精製建屋	油水分離槽ｻｲﾎﾝBﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶ｻｲﾎﾝAﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶ｻｲﾎﾝBﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ		
54	再処理施設	精製建屋	油分ﾘｻｲｸﾙﾎﾟｯﾄ		
55	再処理施設	精製建屋	抽出塔供給流量計測ﾎﾟｯﾄA ｳﾗﾝ洗浄塔供給流量計測ﾎﾟｯﾄ 補助油水分離槽供給流量計測ﾎﾟｯﾄ		
56	再処理施設	精製建屋	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄ		
57	再処理施設	精製建屋	核分裂生成物洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄ		
58	再処理施設	精製建屋	抽出塔供給流量計測ﾎﾟｯﾄB		
59	再処理施設	精製建屋	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA		
60	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶ｻｲﾎﾝA,B分離ﾎﾟｯﾄ		
61	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ		
62	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝA,Bﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ		
63	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給槽A,B気液分離器A,B		
64	再処理施設	精製建屋	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA		
65	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶ｻｲﾎﾝA,B分離ﾎﾟｯﾄ		
66	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ		
67	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝA,Bﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ		
68	再処理施設	精製建屋	安全冷却水中間熱交換器A,B		
69	再処理施設	精製建屋	安全冷却水中間熱交換器C		
70	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給槽A,B気液分離器A,B		
71	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器		
72	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A,B中間熱交換器		
73	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A系,B系中間熱交換器		
74	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水A,B中間熱交換器		
75	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1A,1B中間熱交換器		
76	再処理施設	分離建屋	溶媒供給槽ゲデオンBプライミングポット		
77	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタ流量計測ポット		
78	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタサイホン分離ポット		
79	再処理施設	分離建屋	第2アルファモニタサイホンプライミングポット		
80	再処理施設	分離建屋	ガンマモニタサイホン分離ポット		

当該範囲については，後次回申請にて示す。

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　*本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑤片持中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
81	再処理施設	分離建屋	溶媒供給槽予備ゲデオンＡプライミングポット		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
82	再処理施設	分離建屋	予備ウラン濃縮缶サイホンＢ分離ポット					
83	再処理施設	精製建屋	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿2シールポット					
84	再処理施設	精製建屋	凝縮液中間ポット					
85	再処理施設	精製建屋	アクティブトレンチ漏えい検知ポット3サンプリングエアリフトポンプ分離ポット					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑥四脚支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	前処理建屋	可溶性中性子吸収材緊急供給槽A, B		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	流下ﾉｽﾞﾙ冷却用空気槽A, B					
3	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B膨張槽					
4	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽 第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽 第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽 第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽					
5	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A系, B系膨張槽					
6	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水A, B膨張槽					
7	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A, B冷凍機　凝縮器					
8	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1A, 1B膨張槽					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備※について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑦片持搬送設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ガラス固化体取扱ジブクレーン		当該範囲については，後次回申請にて示す。			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑧埋込型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	前処理建屋	不溶解残渣回収槽A,Bﾎﾟﾝﾌﾟ1,2 計量前中間貯槽Aﾎﾟﾝﾌﾟ1,2A,2B,3 計量前中間貯槽Bﾎﾟﾝﾌﾟ1,2A,2B,3 計量後中間貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟA,B		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	再処理施設	前処理建屋	ﾊﾟﾙﾊﾞﾗｲｻﾞｰA,B					
3	再処理施設	分離建屋	溶解液中間貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟA,B					
4	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液中間貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟA,B					
5	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟA,B					
6	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟC,F					
7	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液ﾎﾟﾝﾌﾟE,D					
8	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽ﾎﾟﾝﾌﾟ 漏えい液移送ﾎﾟﾝﾌﾟA 漏えい液移送ﾎﾟﾝﾌﾟB					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　*本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑨中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	ﾌﾟｰﾙ水冷却系熱交換器A,B,C					
2	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A,B堰付ｻｲﾎﾝA分離ﾎﾟｯﾄ 溶解槽A,B堰付ｻｲﾎﾝB分離ﾎﾟｯﾄ 第1よう素追出し槽A,B堰付ｻｲﾎﾝA分離ﾎﾟｯﾄ 第1よう素追出し槽A,B堰付ｻｲﾎﾝB分離ﾎﾟｯﾄ 第2よう素追出し槽A,B堰付ｻｲﾎﾝA分離ﾎﾟｯﾄ 第2よう素追出し槽A,B堰付ｻｲﾎﾝB分離ﾎﾟｯﾄ					
3	再処理施設	前処理建屋	中間ﾎﾟｯﾄA,B					
4	再処理施設	前処理建屋	中間ﾎﾟｯﾄA,B堰付ｻｲﾎﾝ分離ﾎﾟｯﾄ					
5	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A,Bｾﾙ漏えい検知ﾎﾟｯﾄ1					
6	再処理施設	前処理建屋	漏えい液受皿中間ﾎﾟｯﾄ1A					
7	再処理施設	前処理建屋	漏えい液受皿中間ﾎﾟｯﾄ2A					
8	再処理施設	前処理建屋	漏えい液受皿中間ﾎﾟｯﾄ3A					
9	再処理施設	前処理建屋	漏えい液受皿中間ﾎﾟｯﾄB					
10	再処理施設	前処理建屋	中継槽A,BｹﾞﾃﾞｵﾝAﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ					
11	再処理施設	前処理建屋	ﾘｻｲｸﾙ槽A,B					
12	再処理施設	前処理建屋	ﾊﾟｯｾｰｼﾞﾎﾟｯﾄA,B					
13	再処理施設	前処理建屋	中継槽A,BｹﾞﾃﾞｵﾝA,B					
14	再処理施設	前処理建屋	計量･調整槽					
15	再処理施設	前処理建屋	凝縮器					
16	再処理施設	前処理建屋	冷却器					
17	再処理施設	前処理建屋	極低ﾚﾍﾞﾙ廃ｶﾞｽ洗浄塔					
18	再処理施設	前処理建屋	廃ｶﾞｽ洗浄塔					
19	再処理施設	前処理建屋	廃ｶﾞｽｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
20	再処理施設	前処理建屋	凝縮器A,B					
21	再処理施設	前処理建屋	NOx吸収塔A,B					
22	再処理施設	前処理建屋	ﾐｽﾄﾌｨﾙﾀA1,A2,B1,B2,C1,C2					
23	再処理施設	前処理建屋	第1高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B,C					
24	再処理施設	前処理建屋	第1よう素ﾌｨﾙﾀA1,A2,B1,B2,C1,C2					
25	再処理施設	前処理建屋	第2よう素ﾌｨﾙﾀA1,A2,B1,B2,C1,C2					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　＊本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑨中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
26	再処理施設	前処理建屋	第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B,C					
27	再処理施設	前処理建屋	廃ｶﾞｽ加熱器A,B,C					
28	再処理施設	前処理建屋	DOGﾀﾞﾝﾊﾟｾﾙ漏えい検知ﾎﾟｯﾄ					
29	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽					
30	再処理施設	分離建屋	補助抽出廃液受槽					
31	再処理施設	分離建屋	抽出廃液受槽					
32	再処理施設	分離建屋	溶解液中間貯槽ｾﾙ漏えい液受皿3ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
33	再処理施設	分離建屋	抽出塔ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
34	再処理施設	分離建屋	抽出塔予備ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
35	再処理施設	分離建屋	抽出廃液受槽ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟBｼｰﾙﾎﾟｯﾄ 抽出廃液受槽ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟAｼｰﾙﾎﾟｯﾄ 抽出廃液供給槽ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟBｼｰﾙﾎﾟｯﾄ 抽出廃液供給槽ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟAｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
36	再処理施設	分離建屋	溶解液供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝA,B 溶解液供給槽予備ｹﾞﾃﾞｵﾝA,B					
37	再処理施設	分離建屋	抽出塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽 第1洗浄塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽 第2洗浄塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽 TBP洗浄塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽					
38	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽 ｳﾗﾝ洗浄塔ﾊﾟﾙｾｰﾀ廃ｶﾞｽﾊﾞｯﾌｧ槽					
39	再処理施設	分離建屋	第8一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
40	再処理施設	分離建屋	第3一時貯留処理槽					
41	再処理施設	分離建屋	第4一時貯留処理槽					
42	再処理施設	分離建屋	第9一時貯留処理槽					
43	再処理施設	分離建屋	第10一時貯留処理槽					
44	再処理施設	分離建屋	第6一時貯留処理槽					
45	再処理施設	分離建屋	分離建屋一時貯留処理槽第1ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟAｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
46	再処理施設	分離建屋	分離建屋一時貯留処理槽第1ｾﾙ漏えい液受皿ｽﾁｰﾑｼﾞｪｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟBｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
47	再処理施設	分離建屋	凝縮器					
48	再処理施設	分離建屋	冷却器					
49	再処理施設	分離建屋	極低ﾚﾍﾞﾙ廃ｶﾞｽ洗浄塔					
50	再処理施設	分離建屋	廃ｶﾞｽ洗浄塔					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑨中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。		
51	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽ﾃﾞﾐｽﾀ 第1一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ 第7一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ 第2一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
52	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液分配器A					
53	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液分配器B					
54	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶凝縮器ﾃﾞﾐｽﾀ					
55	再処理施設	分離建屋	第2ｴｼﾞｪｸﾀ凝縮器ﾃﾞﾐｽﾀ					
56	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽A供給液脈動整定ﾎﾟｯﾄA, B					
57	再処理施設	分離建屋	供給ﾎﾟｯﾄA					
58	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽A, Bﾃﾞﾐｽﾀ					
59	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽B供給液脈動整定ﾎﾟｯﾄA, B					
60	再処理施設	分離建屋	供給ﾎﾟｯﾄB					
61	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶A濃縮廃液抜出ﾎﾟｯﾄA, B					
62	再処理施設	分離建屋	攪拌蒸気ﾎﾟｯﾄA					
63	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶B濃縮廃液抜出ﾎﾟｯﾄA, B					
64	再処理施設	分離建屋	攪拌蒸気ﾎﾟｯﾄB					
65	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液供給槽ｾﾙ漏えい液ｼｰﾙﾎﾟｯﾄA, B					
66	再処理施設	精製建屋	第1脱ｶﾞｽ塔第1ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄｹﾞﾃﾞｵﾝ					
67	再処理施設	精製建屋	膨張ﾎﾟｯﾄA					
68	再処理施設	精製建屋	膨張ﾎﾟｯﾄB, D, E					
69	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ｹﾞﾃﾞｵﾝA, B					
70	再処理施設	精製建屋	凝縮器					
71	再処理施設	精製建屋	よう素ﾌｨﾙﾀ冷却器					
72	再処理施設	精製建屋	NOx廃ｶﾞｽ洗浄塔					
73	再処理施設	精製建屋	廃ｶﾞｽ洗浄塔					
74	再処理施設	精製建屋	第1一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ 第3一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液供給槽ﾃﾞﾐｽﾀ 第1酸化塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液受槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶供給槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ溶液一時貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ 希釈槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液一時貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑨中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
75	再処理施設	精製建屋	第2一時貯留処理槽ﾃﾞﾐｽﾀ 第1脱ｶﾞｽ塔第2ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄﾃﾞﾐｽﾀ					
76	再処理施設	精製建屋	第2酸化塔ﾃﾞﾐｽﾀ 第2脱ｶﾞｽ塔ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液受槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾘｻｲｸﾙ槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液計量槽ﾃﾞﾐｽﾀ ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮液中間貯槽ﾃﾞﾐｽﾀ					
77	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ 硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟE分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽AｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽AｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽AｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽BｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽BｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ 混合槽BｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟC分離ﾎﾟｯﾄ 一時貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟA分離ﾎﾟｯﾄ 一時貯槽ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟB分離ﾎﾟｯﾄ					
78	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ貯槽 一時貯槽					
79	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合槽A,B					
80	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	定量ﾎﾟｯﾄA 定量ﾎﾟｯﾄB 定量ﾎﾟｯﾄC					
81	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝装置A,B					
82	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	中間ﾎﾟｯﾄA,B					
83	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	廃ｶﾞｽ第1冷却器					
84	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第1廃ｶﾞｽ洗浄塔ﾃﾞﾐｽﾀ					
85	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第2廃ｶﾞｽ洗浄塔ﾃﾞﾐｽﾀ					
86	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	廃ｶﾞｽ第1冷却器ﾃﾞﾐｽﾀ					
87	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	よう素ﾌｨﾙﾀA,B					
88	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	よう素ﾌｨﾙﾀ第1,第2加熱器					
89	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第1廃ｶﾞｽ洗浄塔					
90	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第2廃ｶﾞｽ洗浄塔					
91	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第3廃ｶﾞｽ洗浄塔					
92	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	定量ﾎﾟｯﾄA,B,C,Dﾃﾞﾐｽﾀ					
93	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合廃ｶﾞｽﾃﾞﾐｽﾀ					
94	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝廃ｶﾞｽA第1凝縮器 脱硝廃ｶﾞｽA第2凝縮器 脱硝廃ｶﾞｽB第1凝縮器 脱硝廃ｶﾞｽB第2凝縮器 脱硝廃ｶﾞｽ冷却器					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑨中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。		
95	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝廃ｶﾞｽ冷却器気液分離器					
96	再処理施設	非常用電源建屋	膨張槽A,B					
97	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	凝縮器（[redacted]）					
98	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	凝縮器（[redacted]）					
99	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ｶﾞｽ冷却器（[redacted]）					
100	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ｶﾞｽ冷却器（[redacted]）					
101	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ｶﾞｽ洗浄塔（[redacted]）					
102	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ｶﾞｽ洗浄塔（[redacted]）					
103	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液分配器					
104	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽					
105	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液一時貯槽					
106	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽第1ｾﾙ漏えい液受皿第1ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
107	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽第1ｾﾙ漏えい液受皿第2ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
108	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2不溶解残渣廃液一時貯槽					
109	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2不溶解残渣廃液貯槽					
110	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液一時貯槽ｾﾙ漏えい液受皿1ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
111	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽					
112	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽ｾﾙ漏えい液受皿ｼｰﾙﾎﾟｯﾄ					
113	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	凝縮器（[redacted]）					
114	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ﾐｽﾄﾌｨﾙﾀA,B					
115	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化ｾﾙ換気系粒子ﾌｨﾙﾀﾕﾆｯﾄA,B					
116	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1加温器A,B					
117	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2加温器A,B					
118	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	洗浄塔					
119	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液混合槽A					
120	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液混合槽B					
121	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ｱﾙｶﾘ濃縮廃液中和槽					
122	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽A					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑨中間支持設備　　●：説明代表設備　　新設設備　　補強設備　　既設設備

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請
123	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給槽A,B		
124	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽B		
125	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	凝縮器（[redacted]）		
126	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素ﾌｨﾙﾀA,B冷却器		
127	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1排風機A,B冷却器		
128	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ﾐｽﾄﾌｨﾙﾀA,B		
129	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B		
130	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	よう素ﾌｨﾙﾀA,B		
131	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2高性能粒子ﾌｨﾙﾀA,B		
132	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ﾙﾃﾆｳﾑ吸着塔A,B加温器		
133	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	加熱器A,B		
134	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ｶﾞｽ洗浄器A,B		
135	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2吸収塔		
136	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ﾙﾃﾆｳﾑ吸着塔A,B		
137	再処理施設	分離建屋	溶媒供給槽		
138	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1不溶解残渣廃液一時貯槽サンプリング分離ポットA		
139	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2不溶解残渣廃液一時貯槽サンプリング分離ポットA		
140	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット		
141	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1不溶解残渣廃液貯槽サンプリング分離ポットA		
142	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット		
143	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2不溶解残渣廃液貯槽サンプリング分離ポットA		
144	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿サンプリング分離ポット		
145	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A,B		
146	再処理施設	前処理建屋	第1よう素追出し槽A,B 第2よう素追出し槽A,B		
147	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A,B燃料せん断片ｼｭｰﾄ		
148	再処理施設	前処理建屋	ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽｼｭｰﾄA,B		
149	再処理施設	前処理建屋	ﾊﾙ洗浄槽A,B		
150	再処理施設	前処理建屋	溶解槽A,Bﾃﾞﾐｽﾀ		

当該範囲については，後次回申請にて示す。

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　*本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑨中間支持設備　　●：説明代表設備　　新設設備　　補強設備　　既設設備

当該範囲については，後次回申請にて示す。

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況	
				第1回申請	後次回以降申請
151	再処理施設	分離建屋	抽出塔		
152	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔		
153	再処理施設	分離建屋	第2洗浄塔		
154	再処理施設	分離建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ分配塔		
155	再処理施設	分離建屋	ｳﾗﾝ洗浄塔		
156	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔		
157	再処理施設	分離建屋	TBP洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ		
158	再処理施設	分離建屋	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄA／抽出塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ		
159	再処理施設	分離建屋	第1洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA／第1洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ		
160	再処理施設	分離建屋	第2洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA／第2洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ		
161	再処理施設	分離建屋	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄA／ｳﾗﾝ洗浄塔ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ		
162	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶A 高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮缶B		
163	再処理施設	精製建屋	抽出塔		
164	再処理施設	精製建屋	核分裂生成物洗浄塔		
165	再処理施設	精製建屋	TBP洗浄塔		
166	再処理施設	精製建屋	逆抽出塔		
167	再処理施設	精製建屋	ｳﾗﾝ洗浄塔		
168	再処理施設	精製建屋	第1酸化塔		
169	再処理施設	精製建屋	第1脱ｶﾞｽ塔		
170	再処理施設	精製建屋	第2酸化塔		
171	再処理施設	精製建屋	第2脱ｶﾞｽ塔		
172	再処理施設	精製建屋	抽出塔流量計測ﾎﾟｯﾄﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ		
173	再処理施設	精製建屋	核分裂生成物洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ		
174	再処理施設	精製建屋	ｳﾗﾝ洗浄塔流量計測ﾎﾟｯﾄAﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ		
175	再処理施設	精製建屋	TBP洗浄器ﾊﾞｯﾌｧﾁｭｰﾌﾞ		
176	再処理施設	精製建屋	補助油水分離槽		
177	再処理施設	精製建屋	補助油水分離槽ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟｯﾄ		
178	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ濃縮缶		

当該範囲については，後次回申請にて示す。

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑨中間支持設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
179	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ｾﾙ内ｸｰﾗA ｾﾙ内ｸｰﾗB ｾﾙ内ｸｰﾗC ｾﾙ内ｸｰﾗD ｾﾙ内ｸｰﾗE ｾﾙ内ｸｰﾗF ｾﾙ内ｸｰﾗG ｾﾙ内ｸｰﾗH ｾﾙ内ｸｰﾗI ｾﾙ内ｸｰﾗJ		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
180	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ｶﾞﾗｽ溶融炉A,B					
181	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	収納管					
182	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	収納管					
183	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	収納管					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備＊について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑩昇降設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝装置A,B昇降機		当該範囲については，後次回申請にて示す。			

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備＊について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑪上下支持設備　　●：説明代表設備　　新設設備　　補強設備　　既設設備

当該範囲については，後次回申請にて示す。

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃焼度計測後燃料仮置きラック 燃焼度計測前燃料仮置きラック		
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	冷却空気出口側のﾙｰﾊﾞ		
3	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	迷路板(冷却空気出口ｼｬﾌﾄ側)		
4	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	冷却空気出口側のルーバ		
5	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気出口側のルーバ		
6	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック		
7	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	貯蔵ﾎｰﾙ		
8	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	迷路板(冷却空気入口ｼｬﾌﾄ側)		
9	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	通風管		
10	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	迷路板(冷却空気入口ｼｬﾌﾄ側)		
11	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	迷路板(冷却空気出口ｼｬﾌﾄ側)		
12	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	通風管		
13	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	整流板(冷却空気入口ｼｬﾌﾄ側)(冷却空気入口迷路板第1整流板～第4整流板)		
14	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	整流板(冷却空気出口ｼｬﾌﾄ側)(冷却空気出口迷路板第1整流板～第2整流板)		
15	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	迷路板(冷却空気出口ｼｬﾌﾄ側)		
16	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気入口第1流路形成板，冷却空気入口第2流路形成板		
17	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気出口第1流路形成板，冷却空気出口第2流路形成板		
18	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	通風管		
19	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気入口整流板（冷却空気入口第1整流板～第3整流板）		
20	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	冷却空気出口整流板（冷却空気出口第1整流板～第5整流板）		
21	再処理施設	ハル・エンド ピース貯蔵建屋	天井スラブ		

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備※について示す。
　＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑫搬送設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	前処理建屋	塔槽類廃ｶﾞｽ処理室ﾌｨﾙﾀ保守用ｸﾚｰﾝ		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化ｾﾙ移送台車A,B					
3	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	廃ｶﾞｽ処理第3室ｸﾚｰﾝ					
4	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	ﾊﾞｽｹｯﾄ搬送機A,B					
5	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	ﾊﾞｽｹｯﾄ取扱装置					
6	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	使用済燃料受入れ･貯蔵建屋天井ｸﾚｰﾝA,B					
7	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料取出し装置A,B					
8	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料移送水中台車					
9	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料取扱装置(BWR燃料用)					
10	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料取扱装置(PWR燃料用)					
11	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料取扱装置(BWR燃料及びPWR燃料用)					
12	再処理施設	前処理建屋	燃料横転ｸﾚｰﾝA,B					
13	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	第1ｶﾞﾗｽ固化体貯蔵建屋床面走行ｸﾚｰﾝ					
14	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	ﾄﾚﾝﾁ移送台車					
15	再処理施設	ハル・エンド ピース貯蔵建屋	天井スラブ					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備			既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。	解析モデルの変更	物性値の変更	断面特性の変更	当該範囲については，後次回申請にて示す。
1	再処理施設	屋外	安全冷却水Ｂ冷却塔	●			●	−	●	
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	バスケット仮置き架台（空用） バスケット仮置き架台（実入り用）							
3	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	第１チャンネルボックス切断装置							
4	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	第１バーナブルポイズン切断装置							
5	再処理施設	屋外	安全冷却水系冷却塔Ａ，Ｂ							
6	再処理施設	屋外	安全冷却水Ａ冷却塔							
7	再処理施設	分離建屋	プルトニウム溶液TBP洗浄器							
8	再処理施設	分離建屋	プルトニウム洗浄器							
9	再処理施設	分離建屋	第１洗浄器							
10	再処理施設	精製建屋	ＴＢＰ洗浄器							
11	再処理施設	精製建屋	プルトニウム濃縮液ポンフ゜Ａグローブボックス							
12	再処理施設	精製建屋	プルトニウム濃縮液ポンフ゜Ｅグローブボックス							
13	再処理施設	精製建屋	プルトニウム濃縮液ポンフ゜Ｄグローブボックス							
14	再処理施設	精製建屋	プルトニウム濃縮液ポンプＣグローブボックス							
15	再処理施設	精製建屋	プルトニウム濃縮液弁グローブボックス							
16	再処理施設	精製建屋	プルトニウム濃縮液ポンプＢグローブボックス							
17	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プルトニウム移送グローブボックス							
18	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	定量ポットグローブボックスＡ							
19	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	定量ポットグローブボックスＢ							
20	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽第１グローブボックス							
21	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽第２グローブボックス							
22	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝装置グローブボックスＡ，Ｂ							
23	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝皿取扱装置第１グローブボックスＡ，Ｂ							
24	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝皿取扱装置第２グローブボックスＡ，Ｂ							
25	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝皿取扱装置第３グローブボックスＡ，Ｂ							
26	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝皿取扱装置第４グローブボックスＡ，Ｂ							
27	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	廃ガス処理第１グローブボックス							
28	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	廃ガス処理第２グローブボックス							

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　＊本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備			既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請に	解析モデルの変更	物性値の変更	断面特性の変更	当該範囲については，後次回申請にて示す。
				第1回申請	後次回以降申請					
29	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	廃ガス処理第３グローブボックス		当該範囲については，後次回申請にて示す。					
30	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝廃ガス処理グローブボックス							

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　*本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑭剛体設備　　●：説明代表設備　　新設設備　　補強設備　　既設設備

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	 後次回以降申請
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	ﾌﾟｰﾙ水冷却系ﾎﾟﾝﾌﾟA,B,C		
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	補給水設備ﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
3	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔B	安全冷却水系冷却水循環ﾎﾟﾝﾌﾟA,B,C		
4	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔B	燃料移送ﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
5	再処理施設	前処理建屋	排風機A,B		
6	再処理施設	前処理建屋	ｾﾙ排風機A,B		
7	再処理施設	前処理建屋	溶解槽ｾﾙA排風機A 溶解槽ｾﾙA排風機B 溶解槽ｾﾙB排風機A 溶解槽ｾﾙB排風機B		
8	再処理施設	前処理建屋	排風機A,B,C		
9	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水A循環ﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
10	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水B循環ﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
11	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1AﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
12	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水1BﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
13	再処理施設	前処理建屋	安全冷却水2ﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
14	再処理施設	前処理建屋	安全蒸気ﾎﾞｲﾗA,B(送風機)		
15	再処理施設	前処理建屋	安全蒸気ﾎﾞｲﾗA,B(給水ﾎﾟﾝﾌﾟ)		
16	再処理施設	前処理建屋	安全空気圧縮装置A,B,C(空気圧縮機A,B,C)		
17	再処理施設	分離建屋	排風機A,B		
18	再処理施設	分離建屋	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排風機A,B,C		
19	再処理施設	分離建屋	排風機A,B		
20	再処理施設	分離建屋	冷却水循環ﾎﾟﾝﾌﾟA,B,C,D		
21	再処理施設	分離建屋	安全冷却水1AﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
22	再処理施設	分離建屋	安全冷却水1BﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
23	再処理施設	分離建屋	安全冷却水2ﾎﾟﾝﾌﾟA,B		
24	再処理施設	精製建屋	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排風機A,B		
25	再処理施設	精製建屋	排風機A,B ([redacted])		
26	再処理施設	精製建屋	排風機A,B ([redacted])		
27	再処理施設	精製建屋	安全冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟA,B		

当該範囲については，後次回申請にて示す。

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑭剛体設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
28	再処理施設	精製建屋	安全冷却水Bﾎﾟﾝﾌﾟ A,B					
29	再処理施設	精製建屋	安全冷却水Cﾎﾟﾝﾌﾟ A,B					
30	再処理施設	制御建屋	中央制御室送風機A,B					
31	再処理施設	制御建屋	中央制御室排風機A,B					
32	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第1排風機A,B					
33	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第2排風機A,B,C					
34	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ･ｾﾙ排風機A,B,C					
35	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	換気設備用冷凍機A,B					
36	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	冷水移送ﾎﾟﾝﾌﾟ A,B,C,D					
37	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	貯蔵室排風機A,B					
38	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	貯蔵室排風機C,D					
39	再処理施設	非常用電源建屋	冷却水循環ﾎﾟﾝﾌﾟ A,B					
40	再処理施設	非常用電源建屋	燃料油移送ﾎﾟﾝﾌﾟ A,B					
41	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	排風機A,B（[redacted]）					
42	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	排風機A,B（[redacted]）					
43	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化ｾﾙ換気系排風機A,B					
44	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ｾﾙ排風機A ｾﾙ排風機B					
45	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1排風機A,B					
46	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2排風機A,B					
47	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水Aﾎﾟﾝﾌﾟ A 安全冷却水Aﾎﾟﾝﾌﾟ B					
48	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水Bﾎﾟﾝﾌﾟ A 安全冷却水Bﾎﾟﾝﾌﾟ B					
49	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水Aﾎﾟﾝﾌﾟ A 第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水Aﾎﾟﾝﾌﾟ B					
50	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水Bﾎﾟﾝﾌﾟ A 第1高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水Bﾎﾟﾝﾌﾟ B					
51	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水Aﾎﾟﾝﾌﾟ A 第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水Aﾎﾟﾝﾌﾟ B					
52	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水Bﾎﾟﾝﾌﾟ A 第2高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯槽冷却水Bﾎﾟﾝﾌﾟ B					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑭剛体設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
53	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水A系ﾎﾟﾝﾌﾟA 安全冷却水A系ﾎﾟﾝﾌﾟB		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
54	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水B系ﾎﾟﾝﾌﾟA 安全冷却水B系ﾎﾟﾝﾌﾟB					
55	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟA 高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水AﾎﾟﾝﾌﾟB					
56	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水BﾎﾟﾝﾌﾟA 高ﾚﾍﾞﾙ廃液共用貯槽冷却水BﾎﾟﾝﾌﾟB					
57	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷水A冷凍機 ｽｸﾘｭｰ圧縮機 安全冷水A冷凍機 ｽｸﾘｭｰ圧縮機 安全冷水B冷凍機 ｽｸﾘｭｰ圧縮機 安全冷水B冷凍機 ｽｸﾘｭｰ圧縮機					
58	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1AﾎﾟﾝﾌﾟA 安全冷却水1AﾎﾟﾝﾌﾟB					
59	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	安全冷却水1BﾎﾟﾝﾌﾟA 安全冷却水1BﾎﾟﾝﾌﾟB					
60	再処理施設	前処理建屋	建屋排風機A,B					
61	再処理施設	前処理建屋	建屋排風機C					
62	再処理施設	分離建屋	建屋排風機A,B					
63	再処理施設	精製建屋	建屋排風機A,B					
64	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建屋排風機A,B					
65	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	建屋排風機A,B					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑮矩形型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	計器架台　ﾌﾟｰﾙ水冷却系浄化系入口流量A　([redacted]を収納)		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	計器架台　ｷｬｽｸ冷却水入口流量A ([redacted]を収納)					
3	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	安全系監視制御盤1A					
4	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	安全系監視制御盤2					
5	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	安全系制御盤1A-1					
6	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	安全系制御盤1A-2					
7	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	電気設備制御盤A(非常用)					
8	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	電気設備制御盤E(非常用)					
9	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	105V非常用計測交流電源盤B					
10	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(8個並び1段2列)					
11	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(7個並び1段2列)					
12	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(8個並び1段1列)					
13	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(7個並び1段1列)					
14	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(6個並び1段1列)					
15	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V第1非常用蓄電池B(4個並び1段1列)					
16	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V非常用充電器盤B					
17	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	110V非常用直流主分電盤B					
18	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	第1非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機A制御盤					
19	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	6.9kV非常用ﾒﾀﾙｸﾗｯﾄﾞｽｲｯﾁｷﾞｬA					
20	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)					
21	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)					
22	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)					
23	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	105V非常用無停電交流分電盤B1					
24	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	105V非常用無停電電源装置B					
25	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	計器架台 安全冷却水系膨張槽B液位1 ([redacted]を収納)，安全冷却水系膨張槽B液位2 ([redacted]を収納)					
26	再処理施設	前処理建屋	せん断工程A系列安全系A制御盤(計器盤1)，せん断工程B系列安全系A制御盤(計器盤2)					

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
*本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑬矩形型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況				
				第1回申請	後次回以降申請			
27	再処理施設	前処理建屋	せん断工程A,B系列安全系A制御盤(ﾘﾚｰ盤1)					
28	再処理施設	前処理建屋	せん断工程A,B系列安全系Aせん断停止系電源しゃ断箱					
29	再処理施設	前処理建屋	溶解工程A系列安全系A制御盤(計器盤3)，溶解工程A系列･ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤1(計器盤4)，溶解工程A系列･ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤2(計器盤5)					
30	再処理施設	前処理建屋	溶解設備　安全系ANo.1計装ﾗｯｸ					
31	再処理施設	前処理建屋	溶解設備　安全系ANo.9計装ﾗｯｸ					
32	再処理施設	前処理建屋	溶解設備　安全系ANo.8計装ﾗｯｸ					
33	再処理施設	前処理建屋	清澄･計量設備安全系A計装ﾗｯｸ					
34	再処理施設	前処理建屋	清澄･計量設備安全系A制御盤					
35	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程C系統電源切替盤					
36	再処理施設	前処理建屋	圧縮空気設備　安全空気圧縮装置A現場監視制御盤					
37	再処理施設	前処理建屋	圧縮空気設備　安全空気圧縮装置C現場制御回路分離盤A					
38	再処理施設	前処理建屋	圧縮空気設備　安全空気脱湿装置A現場監視制御盤					
39	再処理施設	前処理建屋	蒸気設備　安全蒸気ﾎﾞｲﾗA現場監視制御盤					
40	再処理施設	前処理建屋	安全圧縮空気系　安全系A　No.2計装ﾗｯｸ					
41	再処理施設	前処理建屋	溶解工程A,B系列安全系A溶解槽放射線ﾚﾍﾞﾙ検出装置制御盤					
42	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程安全系A制御盤1 よう素除去工程安全系A制御盤2 よう素除去工程安全系A制御盤3					
43	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程排風機A制御盤					
44	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程廃ｶﾞｽ加熱器A制御盤					
45	再処理施設	前処理建屋	よう素除去工程ﾐｽﾄﾌｨﾙﾀA1,A2計器架台					
46	再処理施設	前処理建屋	110V第2非常用蓄電池A(8個並び1段2列)					
47	再処理施設	前処理建屋	110V第2非常用蓄電池A(6個並び1段2列)					
48	再処理施設	前処理建屋	110V非常用充電器盤A(1)					
49	再処理施設	前処理建屋	110V非常用予備充電器盤E(2)					
50	再処理施設	前処理建屋	110V非常用直流主分電盤A					
51	再処理施設	前処理建屋	6.9kV非常用ﾒﾀｸﾗA					
52	再処理施設	前処理建屋	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA1					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑮矩形型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況 第1回申請	設工認申請 分割申請状況 後次回以降申請			
53	再処理施設	前処理建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)					
54	再処理施設	前処理建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)					
55	再処理施設	前処理建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)					
56	再処理施設	前処理建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀB(4)					
57	再処理施設	前処理建屋	105V非常用無停電電源装置A					
58	再処理施設	分離建屋	分離･分配工程安全系A制御盤1,分離･分配工程安全系A制御盤2,分離･分配工程安全系A制御盤3					
59	再処理施設	分離建屋	中性子ﾓﾆﾀ安全系A制御盤					
60	再処理施設	分離建屋	中性子ﾓﾆﾀ安全系Aﾌﾟﾘｱﾝﾌﾟ収納盤					
61	再処理施設	分離建屋	分離設備　分配設備　安全系A計装ﾗｯｸ					
62	再処理施設	分離建屋	分離設備　分離建屋一時貯留処理設備　安全系A計装ﾗｯｸ					
63	再処理施設	分離建屋	分離設備　安全系A　No.1計装ﾗｯｸ					
64	再処理施設	分離建屋	分離設備　安全系A　No.2計装ﾗｯｸ					
65	再処理施設	分離建屋	ｱﾙﾌｧﾓﾆﾀ安全系A制御盤					
66	再処理施設	分離建屋	第1ｱﾙﾌｧﾓﾆﾀ計器架台					
67	再処理施設	分離建屋	ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤3					
68	再処理施設	分離建屋	塔槽類廃ｶﾞｽ処理設備安全系A計器架台					
69	再処理施設	分離建屋	建屋換気設備　安全系A制御盤					
70	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮設備　安全系A　No.1計器架台					
71	再処理施設	分離建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液濃縮設備　安全系A　No.2計器架台					
72	再処理施設	分離建屋	ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤1					
73	再処理施設	分離建屋	110V第2非常用蓄電池A(1個用1段1列)					
74	再処理施設	分離建屋	110V第2非常用蓄電池A(2個用1段1列)					
75	再処理施設	分離建屋	110V第2非常用蓄電池A(4個用1段2列)					
76	再処理施設	分離建屋	110V非常用充電器盤A					
77	再処理施設	分離建屋	110V非常用予備充電器盤E					
78	再処理施設	分離建屋	110V非常用直流主分電盤A					
79	再処理施設	分離建屋	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA(1)					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　*本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑬矩形型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
80	再処理施設	分離建屋	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA(2)					
81	再処理施設	分離建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)					
82	再処理施設	分離建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)					
83	再処理施設	分離建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)					
84	再処理施設	分離建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A1					
85	再処理施設	分離建屋	105V非常用無停電電源装置A					
86	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製工程安全系A制御盤1，ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製工程安全系A制御盤2，ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製工程安全系A制御盤3					
87	再処理施設	精製建屋	ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤(ﾘﾚｰ盤)					
88	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製設備　安全系A　No.1計装ﾗｯｸ					
89	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製設備　安全系A　No.3計装ﾗｯｸ					
90	再処理施設	精製建屋	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ精製設備　安全系A　No.4計装ﾗｯｸ					
91	再処理施設	精製建屋	ｱﾙﾌｧﾓﾆﾀ安全系A制御盤					
92	再処理施設	精製建屋	ｱﾙﾌｧﾓﾆﾀE計器架台					
93	再処理施設	精製建屋	塔槽類廃ｶﾞｽ処理系(ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ系)安全系A計装ﾗｯｸ					
94	再処理施設	精製建屋	建屋換気設備安全系A制御盤					
95	再処理施設	精製建屋	105V非常用計測交流電源盤A					
96	再処理施設	精製建屋	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)					
97	再処理施設	精製建屋	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)					
98	再処理施設	精製建屋	110V非常用充電器盤A(1)					
99	再処理施設	精製建屋	110V非常用充電器盤A(2)					
100	再処理施設	精製建屋	110V非常用予備充電器盤E(3)					
101	再処理施設	精製建屋	110V非常用直流主分電盤A					
102	再処理施設	精製建屋	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A					
103	再処理施設	精製建屋	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀB1					
104	再処理施設	精製建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)					
105	再処理施設	精製建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)					
106	再処理施設	精製建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備＊について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑬矩形型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
107	再処理施設	精製建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A					
108	再処理施設	精製建屋	105V非常用無停電電源装置A					
109	再処理施設	制御建屋	前処理建屋安全系A監視制御盤					
110	再処理施設	制御建屋	制御建屋安全系A監視制御盤					
111	再処理施設	制御建屋	非常用電源建屋安全系A監視制御盤					
112	再処理施設	制御建屋	分離建屋安全系A監視制御盤					
113	再処理施設	制御建屋	精製建屋安全系A監視制御盤					
114	再処理施設	制御建屋	ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝建屋安全系A監視制御盤					
115	再処理施設	制御建屋	換気空調設備安全系A制御盤					
116	再処理施設	制御建屋	110V第2非常用蓄電池A1(6個用1段1列)					
117	再処理施設	制御建屋	110V第2非常用蓄電池A1(7個用1段1列)					
118	再処理施設	制御建屋	220V第2非常用蓄電池A2(14個用1段2列)					
119	再処理施設	制御建屋	220V第2非常用蓄電池A2(12個用1段2列)					
120	再処理施設	制御建屋	105V非常用計測交流主分電盤A					
121	再処理施設	制御建屋	105V非常用計測交流電源盤A					
122	再処理施設	制御建屋	110V非常用充電器盤A(1)					
123	再処理施設	制御建屋	110V非常用充電器盤A(2)					
124	再処理施設	制御建屋	110V非常用予備充電器盤E(3)					
125	再処理施設	制御建屋	110V非常用直流主分電盤A					
126	再処理施設	制御建屋	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A					
127	再処理施設	制御建屋	6.9kV非常用ﾒﾀｸﾗA					
128	再処理施設	制御建屋	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA1					
129	再処理施設	制御建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)					
130	再処理施設	制御建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)					
131	再処理施設	制御建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)					
132	再処理施設	制御建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀB(1)					
133	再処理施設	制御建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀB(2)					
134	再処理施設	制御建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。

＊本表における設備名称については，既設工認にて示している申請設備のうち，第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑬矩形型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
135	再処理施設	制御建屋	105V非常用無停電電源装置A					
136	再処理施設	制御建屋	放射線監視盤					
137	再処理施設	主排気筒管理建屋	主排気筒ｶﾞｽﾓﾆﾀﾗｯｸ　ｶﾞｽｻﾝﾌﾟﾗA(低ﾚﾝｼﾞ)					
138	再処理施設	主排気筒管理建屋	主排気筒ｶﾞｽﾓﾆﾀﾗｯｸ　ｶﾞｽｻﾝﾌﾟﾗA(中ﾚﾝｼﾞ)					
139	再処理施設	主排気筒管理建屋	主排気筒ｶﾞｽﾓﾆﾀﾗｯｸ　ｶﾞｽｻﾝﾌﾟﾗA(高ﾚﾝｼﾞ)					
140	再処理施設	主排気筒管理建屋	主排気筒ｶﾞｽﾓﾆﾀﾗｯｸ　ｻﾝﾌﾟﾙﾗｯｸA					
141	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝設備　安全系A制御盤					
142	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	溶液系安全系A計装ﾗｯｸ					
143	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建屋換気設備安全系A制御盤					
144	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	105V非常用計測交流主分電盤A					
145	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	105V非常用計測交流電源盤A					
146	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)					
147	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)					
148	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V非常用充電器盤A(1)					
149	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V非常用充電器盤A(2)					
150	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V非常用予備充電器盤E(3)					
151	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	110V非常用直流主分電盤A					
152	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A					
153	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	6.9kV非常用ﾒﾀｸﾗA					
154	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA1					
155	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)					
156	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)					
157	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)					
158	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A					
159	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	105V非常用無停電電源装置A					
160	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	建屋換気設備安全系A制御盤					
161	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V第2非常用蓄電池A(16個用1段4列)					
162	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V第2非常用蓄電池B(20個用1段4列)					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　*本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】　⑬矩形型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
163	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V非常用充電器盤A					
164	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V非常用予備充電器盤E					
165	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	110V非常用直流主分電盤A					
166	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A					
167	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA					
168	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)					
169	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)					
170	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	105V非常用無停電電源装置A					
171	再処理施設	非常用電源建屋	ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ工程安全系A制御盤(ﾘﾚｰ盤)					
172	再処理施設	非常用電源建屋	110V第2非常用蓄電池A(28個用1段2列)					
173	再処理施設	非常用電源建屋	110V非常用充電器盤A(1)					
174	再処理施設	非常用電源建屋	110V非常用予備充電器盤E(2)					
175	再処理施設	非常用電源建屋	110V非常用直流主分電盤A					
176	再処理施設	非常用電源建屋	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A1					
177	再処理施設	非常用電源建屋	第2非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機A制御盤(1)					
178	再処理施設	非常用電源建屋	第2非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機A制御盤(2)					
179	再処理施設	非常用電源建屋	6.9kV非常用ﾒﾀｸﾗA					
180	再処理施設	非常用電源建屋	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA					
181	再処理施設	非常用電源建屋	非常用動力用変圧器A					
182	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤1,高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤2					
183	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤3,高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤4,高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤5					
184	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液貯蔵･ｶﾞﾗｽ固化工程安全系B制御盤(ﾘﾚｰ盤1)					
185	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	塔槽類廃ｶﾞｽ処理設備　高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備　安全系A計装ﾗｯｸ					
186	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化廃ｶﾞｽ処理設備第2排風機A安全系Aｲﾝﾊﾞｰﾀ制御盤					
187	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化廃ｶﾞｽ処理設備 高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備　安全系A計装ﾗｯｸ					
188	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化廃ｶﾞｽ処理設備安全系A No.3計器架台					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑮矩形型設備　　●：説明代表設備　　新設設備　　補強設備　　既設設備

当該範囲については，後次回申請にて示す。

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況 第1回申請	設工認申請 分割申請状況 後次回以降申請
189	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	固化ｾﾙ換気系排風機A安全系Aｲﾝﾊﾞｰﾀ制御盤		
190	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化建屋換気設備安全系A計装ﾗｯｸ		
191	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ濃縮廃液貯蔵系　安全系A　計装ﾗｯｸ		
192	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯蔵系　安全系A　計装ﾗｯｸ		
193	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	ｶﾞﾗｽ固化体重量計安全系A変換器収納盤		
194	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	流下ﾉｽﾞﾙ高周波加熱安全系Aしゃ断器盤		
195	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備安全系A計装ﾗｯｸ		
196	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備安全系A No.1計器架台		
197	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	105V非常用計測交流主分電盤A		
198	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	105V非常用計測交流電源盤A		
199	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V第2非常用蓄電池A(6個用1段1列)		
200	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V第2非常用蓄電池A(7個用1段1列)		
201	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V第2非常用蓄電池A(14個用1段2列)		
202	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V非常用充電器盤A		
203	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V非常用予備充電器盤E		
204	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	110V非常用直流主分電盤A		
205	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	非常用電気設備ﾘﾚｰ盤A		
206	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	460V非常用ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀA1		
207	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(1)		
208	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(2)		
209	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	460V非常用ﾊﾟﾜｰｾﾝﾀA(3)		
210	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	105V非常用無停電交流主分電盤A		
211	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	105V非常用無停電電源装置A		

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備＊について示す。
　＊本表における設備名称については、既設工認にて示している申請設備のうち、第６条要求の設備を対象として記載している。

【分類】 ⑯可搬型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			

本分類の該当設備は全て重大事故等対処設備であることから，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。なお，設備名称の記載方法として，配管類とは配管，ダクトの総称を示す。

【分類】　⑰標準支持間隔による評価設備				●：説明代表設備		評価条件等の変更内容	
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。	計算諸元の精緻化
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	屋外	配管類標準支持間隔（安全冷却水B冷却塔）	●			●
2	再処理施設	前処理建屋	配管類標準支持間隔（前処理建屋）				
3	再処理施設	分離建屋	配管類標準支持間隔（分離建屋）				
4	再処理施設	精製建屋	配管類標準支持間隔（精製建屋）				
5	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	配管類標準支持間隔（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）				
6	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管類標準支持間隔（高レベル廃液ガラス固化建屋）				
7	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	配管類標準支持間隔（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）				
8	再処理施設	屋外	配管類標準支持間隔（安全冷却水系冷却塔A基礎）				
9	再処理施設	屋外	配管類標準支持間隔（安全冷却水系冷却塔B基礎）				
10	再処理施設	非常用電源建屋	配管類標準支持間隔（非常用電源建屋）				
11	再処理施設	非常用電源建屋燃料油貯蔵タンクA,B	配管類標準支持間隔（非常用電源建屋燃料油貯蔵タンクA,B）				
12	再処理施設	制御建屋	配管類標準支持間隔（制御建屋）				
13	再処理施設	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間，分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間，精製建屋/ウラン脱硝建屋間，精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道	配管類標準支持間隔（分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間，分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間，精製建屋/ウラン脱硝建屋間，精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道）				
14	再処理施設	前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却塔設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道	配管類標準支持間隔（前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却塔設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道）				
15	再処理施設	主排気筒管理建屋	配管類標準支持間隔（主排気筒管理建屋）				
16	再処理施設	屋外	配管類標準支持間隔（主排気筒基礎）				
17	再処理施設	屋外	配管類標準支持間隔（主排気筒筒身）				
18	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道	配管類標準支持間隔（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道）				

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
*本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。なお，設備名称の記載方法として，配管類とは配管，ダクトの総称を示す。

【分類】 ⑰標準支持間隔による評価設備				●：説明代表設備		評価条件等の変更内容	
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。	計算諸元の精緻化
				第1回申請	後次回以降申請		
19	再処理施設	屋外	配管類標準支持間隔（安全冷却水A冷却塔）		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
20	再処理施設	屋外	配管類標準支持間隔（冷却塔A,B）				
21	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	配管類標準支持間隔（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋）				

類型化における設備分類表（再処理施設）

添付－６－３－１

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
　＊本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。

【分類】　⑱多質点はりモデルによる評価設備				●：説明代表設備		評価条件等の変更内容	
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。	計算諸元の精緻化
				第1回申請	後次回以降申請		
1	再処理施設	前処理建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
2	再処理施設	前処理建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
3	再処理施設	前処理建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
4	再処理施設	前処理建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
5	再処理施設	前処理建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
6	再処理施設	前処理建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
7	再処理施設	前処理建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
8	再処理施設	前処理建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
9	再処理施設	前処理建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
10	再処理施設	分離建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
11	再処理施設	分離建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
12	再処理施設	分離建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
13	再処理施設	分離建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
14	再処理施設	精製建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
15	再処理施設	精製建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
16	再処理施設	精製建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
17	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
18	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
19	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
20	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
21	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
22	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（再処理施設）

・再処理事業所のうち，再処理施設の設備*について示す。
＊本表における設備名称については，既設工認申請にて示している，第６条要求の設備を対象として記載しており，第6条要求以外の設備（弁類含む）については後次回申請以降で示す。

【分類】 ⑱多質点はりモデルによる評価設備				●：説明代表設備		評価条件等の変更内容	
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。	計算諸元の精緻化
				第1回申請	後次回以降申請		
23	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
24	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
25	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
26	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
27	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
28	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
29	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
30	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
31	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
32	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
33	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				
34	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	配管多質点系はり（[redacted]）				

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（廃棄物管理施設）

・再処理事業所のうち，廃棄物管理施設の設備※について示す。
※本分類表は，再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に示す基準地震動Ssによる評価が必要となる設備を対象として記載している。

【分類】 ⑨中間支持設備				●：説明代表設備	新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 今後申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。		
1	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	収納管	当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	収納管				

・再処理事業所のうち，廃棄物管理施設の設備※について示す。
※本分類表は，再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に示す基準地震動Ssによる評価が必要となる設備を対象として記載している。

【分類】 ⑪上下支持設備				●：説明代表設備	新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 / 今後申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。		
1	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	通風管	当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	通風管				
3	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	冷却空気出口迷路板				
4	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	冷却空気出口ルーバ				
5	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	冷却空気入口整流板				
6	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	冷却空気出口整流板				

・再処理事業所のうち，廃棄物管理施設の設備※について示す。
※本分類表は，再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に示す基準地震動Ssによる評価が必要となる設備を対象として記載している。

【分類】 ⑫搬送設備				●：説明代表設備	新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況 今後申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。		
1	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	貯蔵建屋床面走行クレーン	当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	貯蔵建屋床面走行クレーン				

類型化における設備分類表（廃棄物管理施設）

・再処理事業所のうち，廃棄物管理施設の設備※について示す。
※本分類表は，再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に示す基準地震動Ssによる評価が必要となる設備を対象として記載している。

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備	新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 今後申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。		
1	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	ガラス固化体放射能量測定装置	当該範囲については，後次回申請にて示す。			

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

添付６－３－３

・新設，補強，既設設備に対する説明代表について，第6条対象設備の中から選定していることを示すため，後次回以降に申請する設備も含めた全分類の内訳と各設備の申請回について本分類表で示す。

【分類】 ①横置型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請 分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油貯蔵タンク		当該範囲については，後次回申請にて示す。			

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

・新設，補強，既設設備に対する説明代表について，第6条対象設備の中から選定していることを示すため，後次回以降に申請する設備も含めた全分類の内訳と各設備の申請回について本分類表で示す。

【分類】 ②スカート型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	その他の加工施設	燃料加工建屋	起動用空気槽A		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	その他の加工施設	燃料加工建屋	起動用空気槽B					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

・新設，補強，既設設備に対する説明代表について，第6条対象設備の中から選定していることを示すため，後次回以降に申請する設備も含めた全分類の内訳と各設備の申請回について本分類表で示す。

【分類】　③平底型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油サービスタンクA		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
2	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油サービスタンクB					
3	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	工程室排気フィルタユニット					
4	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	グローブボックス排気フィルタユニット					
5	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	窒素循環冷却機					
6	その他の加工施設	燃料加工建屋	冷却空気用給気フィルタA					
7	その他の加工施設	燃料加工建屋	冷却空気用給気フィルタB					
8	その他の加工施設	燃料加工建屋	高性能エアフィルタA					
9	その他の加工施設	燃料加工建屋	高性能エアフィルタB					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

・新設，補強，既設設備に対する説明代表について，第6条対象設備の中から選定していることを示すため，後次回以降に申請する設備も含めた全分類の内訳と各設備の申請回について本分類表で示す。

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
1	加工設備本体	燃料加工建屋	ウラン粉末払出装置					
2	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX粉末缶取出装置					
3	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX粉末秤量･分取装置A					
4	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX粉末秤量･分取装置B					
5	加工設備本体	燃料加工建屋	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置					
6	加工設備本体	燃料加工建屋	予備混合装置					
7	加工設備本体	燃料加工建屋	一次混合装置A					
8	加工設備本体	燃料加工建屋	一次混合装置B					
9	加工設備本体	燃料加工建屋	一次混合粉末秤量・分取装置					
10	加工設備本体	燃料加工建屋	ウラン粉末秤量･分取装置					
11	加工設備本体	燃料加工建屋	均一化混合装置					
12	加工設備本体	燃料加工建屋	造粒装置					
13	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合装置A					
14	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合装置B					
15	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX分析試料採取装置					
16	加工設備本体	燃料加工建屋	分析試料採取･詰替装置					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
17	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末処理･詰替装置		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
18	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末微粉砕装置					
19	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末処理･混合装置					
20	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ焙焼処理装置					
21	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ受払装置					
22	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-1					
23	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-2					
24	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-3					
25	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-4					
26	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-5					
27	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置-6					
28	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-1					
29	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-2					
30	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3					
31	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-4					
32	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-5					
33	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-6					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
34	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ搬送装置		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
35	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合粉末搬送装置					
36	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-1					
37	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-2					
38	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-3					
39	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-4					
40	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-5					
41	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-6					
42	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-7					
43	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-8					
44	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-9					
45	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-11					
46	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-13					
47	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-14					
48	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-16					
49	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-19					
50	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-20					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
51	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置Ａ(粉末取扱部)		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
52	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置Ｂ(粉末取扱部)					
53	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置Ａ(プレス部)					
54	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置Ｂ(プレス部)					
55	加工設備本体	燃料加工建屋	空焼結ボート取扱装置					
56	加工設備本体	燃料加工建屋	グリーンペレット積込装置A					
57	加工設備本体	燃料加工建屋	グリーンペレット積込装置B					
58	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート供給装置A					
59	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート供給装置B					
60	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート供給装置C					
61	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結炉A					
62	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結炉B					
63	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結炉C					
64	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート取出装置A					
65	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート取出装置B					
66	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート取出装置C					
67	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置A					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請	当該範囲については，後次回申請にて示す。		
68	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置B					
69	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置C					
70	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ペレット供給装置A					
71	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ペレット供給装置B					
72	加工設備本体	燃料加工建屋	研削装置A					
73	加工設備本体	燃料加工建屋	研削装置B					
74	加工設備本体	燃料加工建屋	研削粉回収装置A					
75	加工設備本体	燃料加工建屋	研削粉回収装置B					
76	加工設備本体	燃料加工建屋	外観検査装置A					
77	加工設備本体	燃料加工建屋	外観検査装置B					
78	加工設備本体	燃料加工建屋	寸法･形状･密度検査装置A					
79	加工設備本体	燃料加工建屋	寸法･形状･密度検査装置B					
80	加工設備本体	燃料加工建屋	仕上がりペレット収容装置A					
81	加工設備本体	燃料加工建屋	仕上がりペレット収容装置B					
82	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット立会検査装置					
83	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-1					
84	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-2					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
85	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-3		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
86	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-4					
87	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-5					
88	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-6					
89	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-7					
90	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-8					
91	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-9					
92	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置-10					
93	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置-1					
94	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置-2					
95	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末容器搬送装置					
96	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	一時保管ピット					
97	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	原料MOX粉末缶一時保管装置					
98	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置					
99	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置1					
100	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置2					
101	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置3					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備　　●：説明代表設備　　新設設備　　補強設備　　既設設備

当該範囲については，後次回申請にて示す。

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	後次回以降申請	新設設備	補強設備	既設設備
102	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置4					
103	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置5					
104	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置6					
105	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置7					
106	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置8					
107	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置9					
108	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置10					
109	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置11					
110	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置12					
111	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管搬送装置A					
112	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管搬送装置B					
113	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管搬送装置C					
114	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管搬送装置D					
115	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚-1					
116	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚-2					
117	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚-3					
118	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート入出庫装置-1					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
119	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート入出庫装置-2					
120	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-1					
121	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-2					
122	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-3					
123	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-4					
124	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-5					
125	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-6					
126	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-7					
127	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置-8		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
128	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-1					
129	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-2					
130	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-3					
131	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-4					
132	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚-5					
133	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器入出庫装置					
134	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器受渡装置-1					
135	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器受渡装置-2					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
136	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-1					
137	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-2					
138	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-3					
139	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-4					
140	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚-5					
141	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット保管容器入出庫装置					
142	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット保管容器受渡装置-1					
143	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット保管容器受渡装置-2					
144	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	燃料棒貯蔵棚-1		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
145	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	燃料棒貯蔵棚-2					
146	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	燃料集合体貯蔵チャンネル					
147	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	グローブボックス給気フィルタ（耐震Sクラス）					
148	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	グローブボックス排気フィルタ（耐震Sクラス）					
149	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1					
150	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-2					
151	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-3					
152	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-4					
153	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-5					
154	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
155	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-2					
156	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-3					
157	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-4					
158	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-5					
159	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3					
160	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4					
161	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用減圧装置ユニット-1					
162	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用減圧装置ユニット-2					
163	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用減圧装置ユニット-3					
164	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用減圧装置ユニット-4					
165	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用選択弁ユニット-1-1					
166	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用選択弁ユニット-1-2					
167	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用選択弁ユニット-1-3					
168	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用選択弁ユニット-1-4					
169	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用選択弁ユニット-2					
170	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用選択弁ユニット-3-1					
171	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用選択弁ユニット-3-2					
172	その他の加工施設	燃料加工建屋	ＧＢ消火用選択弁ユニット-4-1					
173	その他の加工施設	燃料加工建屋	起動弁ユニットA					
174	その他の加工施設	燃料加工建屋	起動弁ユニットB					
175	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模粉末混合装置					
176	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模プレス装置					
177	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模焼結処理装置					
178	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模焼結炉排ガス処理装置					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
179	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模研削検査装置		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
180	その他の加工施設	燃料加工建屋	資材保管装置					
181	加工設備本体	燃料加工建屋	貯蔵容器受払装置オープンポートボックス					
182	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス					
183	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX粉末秤量・分取装置Aグローブボックス					
184	加工設備本体	燃料加工建屋	原料MOX粉末秤量・分取装置Bグローブボックス					
185	加工設備本体	燃料加工建屋	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス					
186	加工設備本体	燃料加工建屋	予備混合装置グローブボックス					
187	加工設備本体	燃料加工建屋	一次混合装置Ａグローブボックス					
188	加工設備本体	燃料加工建屋	一次混合装置Ｂグローブボックス					
189	加工設備本体	燃料加工建屋	一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス					
190	加工設備本体	燃料加工建屋	ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス					
191	加工設備本体	燃料加工建屋	均一化混合装置グローブボックス					
192	加工設備本体	燃料加工建屋	造粒装置グローブボックス					
193	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合装置Aグローブボックス					
194	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合装置Bグローブボックス					
195	加工設備本体	燃料加工建屋	原料ＭＯＸ分析試料採取装置グローブボックス					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
196	加工設備本体	燃料加工建屋	分析試料採取・詰替装置グローブボックス					
197	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス					
198	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末微粉砕装置グローブボックス					
199	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末処理・混合装置グローブボックス					
200	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス					
201	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ受払装置グローブボックス					
202	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-1					
203	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-2					
204	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-3					
205	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-4					
206	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-5					
207	加工設備本体	燃料加工建屋	容器移送装置グローブボックス-6					
208	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-1グローブボックス					
209	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-2グローブボックス					
210	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-1					
211	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-2					
212	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-3					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
213	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-4		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
214	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-4グローブボックス					
215	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-5グローブボックス					
216	加工設備本体	燃料加工建屋	原料粉末搬送装置-6グローブボックス					
217	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-1					
218	加工設備本体	燃料加工建屋	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2					
219	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合粉末搬送装置-1グローブボックス					
220	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合粉末搬送装置-2グローブボックス					
221	加工設備本体	燃料加工建屋	添加剤混合粉末搬送装置-3グローブボックス					
222	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-1グローブボックス					
223	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-3グローブボックス					
224	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-4グローブボックス					
225	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-6グローブボックス					
226	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1					
227	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-2					
228	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-8グローブボックス					
229	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-9グローブボックス					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
230	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-11グローブボックス					
231	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-13グローブボックス					
232	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-14グローブボックス					
233	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-16グローブボックス					
234	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-19グローブボックス					
235	加工設備本体	燃料加工建屋	調整粉末搬送装置-20グローブボックス					
236	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置A(粉末取扱部)グローブボックス					
237	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置B(粉末取扱部)グローブボックス					
238	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置A(プレス部)グローブボックス					
239	加工設備本体	燃料加工建屋	プレス装置B(プレス部)グローブボックス					
240	加工設備本体	燃料加工建屋	空焼結ボート取扱装置グローブボックス					
241	加工設備本体	燃料加工建屋	グリーンペレット積込装置Aグローブボックス					
242	加工設備本体	燃料加工建屋	グリーンペレット積込装置Bグローブボックス					
243	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート供給装置Aグローブボックス					
244	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート供給装置Bグローブボックス					
245	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート供給装置Cグローブボックス					
246	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート取出装置Aグローブボックス					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備

●：説明代表設備　新設設備　補強設備　既設設備

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況 第1回申請	 後次回以降申請
247	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート取出装置Bグローブボックス		
248	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート取出装置Cグローブボックス		
249	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Aグローブボックス（上部）		
250	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Bグローブボックス（上部）		
251	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Cグローブボックス（上部）		
252	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Aグローブボックス（下部）		
253	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Bグローブボックス（下部）		
254	加工設備本体	燃料加工建屋	排ガス処理装置Cグローブボックス（下部）		
255	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ペレット供給装置Aグローブボックス		
256	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ペレット供給装置Bグローブボックス		
257	加工設備本体	燃料加工建屋	研削装置Aグローブボックス		
258	加工設備本体	燃料加工建屋	研削装置Bグローブボックス		
259	加工設備本体	燃料加工建屋	研削粉回収装置Aグローブボックス		
260	加工設備本体	燃料加工建屋	研削粉回収装置Bグローブボックス		
261	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット検査設備Aグローブボックス		
262	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット検査設備Bグローブボックス		
263	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット立会検査装置グローブボックス		

当該範囲については，後次回申請にて示す。

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備

●：説明代表設備

番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		新設設備	補強設備	既設設備
				第1回申請	後次回以降申請			
264	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-1					
265	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-2					
266	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-3					
267	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-4					
268	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-5					
269	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-6					
270	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-7					
271	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-8					
272	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-9					
273	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-10					
274	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-11					
275	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-12					
276	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-13					
277	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-14					
278	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-15					
279	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-16					
280	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-17					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

当該範囲については，後次回申請にて示す。

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
281	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-18					
282	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-19					
283	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-20					
284	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-21					
285	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-22					
286	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-23					
287	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-24					
288	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-25					
289	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-26		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
290	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-27					
291	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-28					
292	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-29					
293	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-30					
294	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-31					
295	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-32					
296	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-33					
297	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-34					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
298	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-35					
299	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-36					
300	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-37					
301	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-38					
302	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-39					
303	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-40					
304	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-41					
305	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-42					
306	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-43					
307	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-44					
308	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-45					
309	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-1					
310	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-2					
311	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-47					
312	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-48					
313	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-49					
314	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-50					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
315	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-51		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
316	加工設備本体	燃料加工建屋	焼結ボート搬送装置グローブボックス-52					
317	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1					
318	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2					
319	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3					
320	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4					
321	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5					
322	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6					
323	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7					
324	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8					
325	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9					
326	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10					
327	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11					
328	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12					
329	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-13					
330	加工設備本体	燃料加工建屋	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-14					
331	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1					

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
332	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
333	加工設備本体	燃料加工建屋	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-3					
334	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	原料ＭＯＸ粉末缶一時保管装置グローブボックス					
335	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-1					
336	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-2					
337	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-3					
338	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-4					
339	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-5					
340	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	粉末一時保管装置グローブボックス-6					
341	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚グローブボックス-1					
342	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚グローブボックス-2					
343	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット一時保管棚グローブボックス-3					
344	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1					
345	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2					
346	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置グローブボックス-3					
347	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	焼結ボート受渡装置グローブボックス-4					
348	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1					

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況				
				第1回申請	後次回以降申請			
349	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2					
350	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3					
351	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4					
352	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5					
353	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1					
354	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2					
355	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1					
356	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-2					
357	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-3					
358	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4					
359	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-5					
360	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1					
361	核燃料物質の貯蔵施設	燃料加工建屋	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2					
362	その他の加工施設	燃料加工建屋	ろ過･第1活性炭処理グローブボックス					
363	その他の加工施設	燃料加工建屋	第2活性炭･吸着処理グローブボックス					
364	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模粉末混合装置グローブボックス					
365	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模プレス装置グローブボックス					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

当該範囲については，後次回申請にて示す。

【分類】 ⑬架構型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。		
				第1回申請	後次回以降申請			
366	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模焼結処理装置グローブボックス		当該範囲については，後次回申請にて示す。			
367	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス					
368	その他の加工施設	燃料加工建屋	小規模研削検査装置グローブボックス					
369	その他の加工施設	燃料加工建屋	資材保管装置グローブボックス					

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

・新設，補強，既設設備に対する説明代表について，第6条対象設備の中から選定していることを示すため，後次回以降に申請する設備も含めた全分類の内訳と各設備の申請回について本分類表で示す。

【分類】 ⑭剛体設備				●：説明代表設備		新設設備		補強設備			既設設備				
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況		当該範囲については，後次回申請にて示す。									
				第1回申請	後次回以降申請										
1	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	グローブボックス排風機		当該範囲については，後次回申請にて示す。										
2	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料加工建屋	窒素循環ファン												
3	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用ガスタービン発電機A												
4	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用ガスタービン発電機B												
5	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油移送ポンプA												
6	その他の加工施設	燃料加工建屋	燃料油移送ポンプB												
7	その他の加工施設	燃料加工建屋	給気ファンA												
8	その他の加工施設	燃料加工建屋	給気ファンB												
9	その他の加工施設	燃料加工建屋	排気ファンA												
10	その他の加工施設	燃料加工建屋	排気ファンB												

類型化における設備分類表（MOX燃料加工施設）

・新設，補強，既設設備に対する説明代表について，第6条対象設備の中から選定していることを示すため，後次回以降に申請する設備も含めた全分類の内訳と各設備の申請回について本分類表で示す。

【分類】　⑮矩形型設備				●：説明代表設備		新設設備	補強設備	既設設備
番号	施設区分	設置場所	機器名称	設工認申請　分割申請状況				
				第1回申請	後次回以降申請			
1	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用充電器盤					
2	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用直流電圧補償装置盤					
3	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用整流器盤					
4	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用インバータ盤					
5	その他の加工施設	燃料加工建屋	非常用予備変圧器盤					

当該範囲については，後次回申請にて示す。

当該範囲については，後次回申請にて示す。

今回設工認における主な説明事項（建屋及び屋外機械基礎）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明建屋、又は代表性がなく全ての建屋について個々に説明すべき事項。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明建屋で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
△：資料提出のみで、ヒアリングでの説明は不要と考える項目（設工認添付資料の詳細データの整理結果の提示等）
—：該当なし

申請回次	施設区分	主な説明事項		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項		(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項			(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等									
				a.地盤モデルの設定	b.一関東の鉛直地震動	c.1.2×Ss評価	a.解析モデル及び手法の比較	b.埋込み効果	a.水平2方向（評価部位の抽出）	b.水平2方向（3次元FEM応答解析）	c.観測記録シミュレーション	a.液状化の取り扱い	b.隣接効果	c.スケルトンカーブの設定	d.RC減衰定数	e.材料物性のばらつき	f.応力解析モデルのモデル化	g.地震荷重の入力方法	h.組合せ係数法の適用	i.断面の評価部位	j.２重床等のディテール
		建物・構築物名称	補足説明資料	耐震建物08	耐震建物12	設工認「耐震性に関する説明書」	耐震建物21-別紙1	耐震建物05	耐震建物07	耐震建物07-別紙2		耐震建物13	耐震建物06	耐震建物9	耐震建物10	耐震建物11	耐震建物15	耐震建物16	耐震建物17	耐震建物18	耐震建物21-別紙2
1	加工施設	燃料加工建屋	PA	★	●	●	●	●	●	●※2-1	-	★	●※3-1	△	△	△	●	●	●	△	●
1	再処理施設	安全冷却水B冷却塔（基礎）	A4基礎		○	-	●	-	○	-	-		-	△	△	△	●	●	○	△	-
2	再処理施設	主排気筒（基礎）	A1基礎	☆	○	-	●	○	○	-	-	☆	-	△	△	△	●※4-1	○	○	△	-
2	再処理施設	前処理建屋	AA		○	○	●	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	分離建屋	AB		○	○	●	○	○	○※2-2	●※2-2		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	精製建屋	AC		○	○	●	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	主排気筒管理建屋	AP		○	○	●	-	○	-	-		-	△	△	△	-※4	-※4	-※4	-※4	-
2	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	CA		○	○	●	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	CB		○	○	●	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	○
2	再処理施設	安全冷却水系冷却塔A（基礎）	F1A基礎		○	-	●	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	安全冷却水系冷却塔B（基礎）	F1B基礎		○	-	●	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室（基礎）	F2基礎		○	-	●	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	FA		○	○	●	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	●※4-2 ※4-3	●※4-4	○	△	○
2	再処理施設	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	FC（FCM）		○	-	●	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	使用済燃料輸送容器管理建屋（トレーラエリア）	FC（FCT）		○	-	●	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	冷却塔A、B（基礎）	G10基礎		○	-	●	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第1保管庫・貯水所	G13		○	○	-※1	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第2保管庫・貯水所	G14		○	○	-※1	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第1軽油貯蔵所（基礎）	G15基礎		○	○	-※1	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	第2軽油貯蔵所（基礎）	G16基礎		○	○	-※1	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	重油貯蔵所（基礎）	G17基礎		○	○	-※1	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	非常用電源建屋	GA		○	-	●	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	非常用電源燃料タンク基礎	GAT基礎		○	-	●	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋	KA		○	○	●	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○※4-2	○	○	△	○
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体受入れ建屋	EA		○	-	●	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	EB		○	-	●	○	○	○※2-3	●※2-3		●※3-2	△	△	△	●※4-3 ※4-2	○	○	△	-
2	廃棄物管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	EB2		○	-	●	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○※4-2 ※4-3	○	○	△	-
3	再処理施設	ハル・エンドピース貯蔵建屋	AE	☆	○	-	●	○	○	-	-	☆	-	△	△	△	○※4-2 ※4-3	○※4-4	○	△	○
3	再処理施設	制御建屋	AG		○	○	●	○	○	-	-		●※3-2	△	△	△	○	○	○	△	-
3	再処理施設	緊急時対策建屋	AZ		○	○	-※1	-	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	-
3	再処理施設	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	DC		○	-	●	○	○	-	-		-	△	△	△	○	○	○	△	○
3	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	KB(E)		○	○	●	○	○	-	-		-	△	△	△	○※4-2 ※4-3	○	○	△	-
3	再処理施設	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	KB(W)		○	○	●	○	○	-	-		-	△	△	△	○※4-2 ※4-3	○	○	△	-

【注記】
※1：新増設の建物・構築物であるため対象外。，※2-1：建設中のため観測記録はないが、新設であることを踏まえ参考として選定した。（MOX燃料加工施設代表），※2-2：観測記録を有し、偏心率が最も大きい建屋であることを踏まえ選定した。（再処理施設代表），2-3：観測記録を有し、シャフト部を有する建屋であることを踏まえ選定した。（廃棄物管理施設代表），
※3-1：隣接建屋の影響がないことをヒアリングで説明する。，　※3-2：隣接建屋の影響を考慮すべき建物として、ヒアリングで詳細を説明する。その他の建物について、隣接建屋の影響がないことについても説明を行う。，　※4：層評価のみで、局部評価を行う部位はない。（基礎は，A1基礎と共有しているため、A1基礎として評価を実施。）
※4-1：基礎形状を考慮して梁要素でモデル化しているためヒアリングで説明を行う。 ※4-2：プール，貯蔵区域（3次元モデル）についてFAのプールを代表としてヒアリングで説明を行う。　※4-3：屋根トラス、屋根鉄骨（3次元モデル）についてEBの屋根トラスを代表としてヒアリングで説明を行う。　※4-4：考慮する荷重として水圧及び温度荷重があるFAのプールを代表としてヒアリングで説明を行う。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項）　※ヒアリングで説明を行う代表説明洞道、又は代表性がなく全ての洞道について個々に説明すべき事項。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項）　※代表説明洞道で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
△：資料提出のみで、ヒアリングでの説明は不要と考える項目（設工認添付資料の詳細データの整理結果の提示等）
—：該当なし

今回設工認における主な説明事項（屋外重要土木構造物（洞道））

申請回次	施設区分	主な説明事項		(1)事業許可との整合性に関する説明事項			(2)既設工認からの変更点に係る説明事項			(3)新規制基準における追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等						
				a.地盤モデルの設定	b.一関東の鉛直地震動	c.1.2×Ss評価	a.解析モデル及び手法の比較	b.洞道側方の地盤改良、隣接構造物の考慮	c.材料非線形解析	a.水平2方向影響評価	a.液状化の取り扱い	b.評価対象断面の代表性	c.隣接建屋影響	d.断層交差部の影響	e.物性のばらつきの影響評価	f.位相反転影響	g.ひずみ依存特性の設定の影響
		建物・構築物名称	補足説明資料	耐震建物08	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	【方針】耐震建物13【評価方法、結果】後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す	後次回申請にて示す
2	再処理施設	分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道	AT06		●※1	●※1	●※1	●	—			○					
2	再処理施設	高レベル廃液ガラス固化建屋／第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道	AT52		○	—	○	●	○			○					
2	再処理施設	分離建屋／精製建屋／ウラン脱硝建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／低レベル廃液処理建屋／低レベル廃棄物処理建屋／分析建屋間洞道	AT02N		○	—	○	●	—			○					
2	再処理施設		AT05		○	○	○	●	—			○					
2	再処理施設	精製建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋建屋間洞道	AT04		○	○	○	●	—			○					
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／安全冷却水系冷却塔Ａ基礎間洞道	TY83		○	—	○	●	○			○					
2	再処理施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／安全冷却水系冷却塔Ｂ基礎間洞道	TY81		○	—	○	●	—			○					
2	再処理施設		TY82	○	○	—	○	●	—	●※3	★	○	●※3	●※3	●※3	●※3	●※3
2	再処理施設	前処理建屋／分離建屋／精製建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／制御建屋／非常用電源建屋／冷却水設備の安全冷却水系／主排気筒／主排気筒管理建屋間洞道	TX40S		○	—	○	●	—			○					
2	再処理施設		TX51		○	—	○	●	○			○					
2	再処理施設		TX60		○	○	○	●	●※2			●※2					
2	再処理施設		TX70		○	○	○	●	○			○					
2	再処理施設		TY10E		○	○	○	●	○			○					
2	再処理施設		TY20		○	—	○	●	○			○					
2	再処理施設		TY25		○	—	○	●	—			○					

【注記】
※1：Ｓクラスの洞道であることから代表洞道として選定した。，　※2：構造形式等が複数ある洞道であることから、代表洞道として選定した。 ※３：各影響評価に係る方針及び代表断面での検討結果について、ヒアリングで詳細を説明する。

【凡例】
★：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※ヒアリングで説明を行う申請回次。
☆：ヒアリングにおいて説明すべき項目（再処理事業所全体に共通する事項）　※先の申請回次において説明済のため、資料提出のみを予定。
●：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項）
　※ヒアリングで説明を行う代表説明建屋、又は代表性がなく全ての建屋について個々に説明すべき事項。
○：ヒアリングにおいて説明すべき項目（各建物・構築物それぞれについて個別に説明すべき事項）
　※代表説明建屋で全体の考え方を示しているため、資料提出のみを予定。
△：資料提出のみで、ヒアリングでの説明は不要と考える項目（設工認添付資料の詳細データの整理結果の提示等）
―：該当なし

今回設工認における主な説明事項（竜巻防護対策設備）

（青枠は第1回申請における説明範囲を示す。）

申請回次	施設区分	主な説明事項		(1)事業許可との整合性に関する説明事項		(3)新規制基準追加要求事項に係る説明事項	(4)その他先行発電炉の審査実績を踏まえた説明事項等							
				a.地盤モデルの設定	b.一関東の鉛直地震動	a.水平2方向（評価部位の抽出）	a.材料非線形解析	b.減衰定数	c.材料物性のばらつき	d.応力解析モデルのモデル化	e.地震荷重の入力方法	f.組合せ係数法の適用	g.風荷重影響	h.液状化の取り扱い
		建物・構築物名称	補足説明資料	耐震建物08	耐震建物12	耐震建物07	耐震建物23	耐震建物23	耐震建物23	耐震建物23	耐震建物23	耐震建物17	耐震建物23	耐震建物13
1	再処理施設	安全冷却水B冷却塔　飛来物防護ネット	−	★	●※1-1	●※2-1	●	●	●※1-1	●※3-1	●※1-1	○	●※3-1	★
2	再処理施設	安全冷却水A冷却塔　飛来物防護ネット	−	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆
2	再処理施設	冷却塔A,B　飛来物防護ネット	−	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆
2	再処理施設	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板（主排気筒周り）	−	☆	○	●※2-1	−	○	○	●※3-2	○	○	●※3-2	☆
2	再処理施設	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板（分離建屋屋外）	−	☆	●※1-2	○	−	○	●※1-2	○	●※1-2	○	○	☆
2	再処理施設	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板（精製建屋屋外）	−	☆	○	○	−	○	○	○	○	○	○	☆
2	再処理施設	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板（高レベル廃液ガラス固化建屋屋外）	−	☆	○	○	−	○	○	○	○	○	○	☆
3	再処理施設	安全冷却水系冷却塔A　飛来物防護ネット	−	☆	○	○	−	○	○	○	○	○	○	☆
3	再処理施設	安全冷却水系冷却塔B　飛来物防護ネット	−	☆	○	○	−	○	○	○	○	○	○	☆

【注記】
※1-1：時刻歴地震力に対する評価結果を行っている施設の代表としてヒアリングにて説明する，　※1-2：床応答曲線に対する評価結果を行っている施設の代表としてヒアリングにて説明する
※2-1：評価対象抽出の考え方に応じて代表説明対象を選定，
※3-1：防護ネット構造である設備の代表としてヒアリングにて説明する，　※3-2：防護板構造である設備の代表としてヒアリングにて説明する